

平成28年度 第三者評価

横浜女子短期大学

自己点検・評価報告書

平成28年6月

目次

自己点検・評価報告書

自己点検・評価の基礎資料	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	
2. 自己点検・評価の組織と活動	
3. 学内資料（提出資料・備付資料）一覧	
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	31
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	
◇基準Ⅰについての特記事項	
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	49
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	
◇基準Ⅱについての特記事項	
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	77
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	
◇基準Ⅲについての特記事項	
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	91
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	
◇基準Ⅳについての特記事項	
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	99
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	107

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、横浜女子短期大学における、平成27年度の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 28 年 6 月 30 日

理事長
平野 建次

学 長
平野 建次

A L O
佐藤 寛之

自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人白峰学園及び横浜女子短期大学の沿革

白峰学園の歴史の原点は、明治 32(1899)年、アメリカ・メソジスト婦人宣教師ヴァンペテン女史の援助によって、神奈川の社会事業草分けの一人である二宮ワカが、学校にも行かず、遊び場もない子どもたちを集めて横浜市南区に警醒小学校附属教育所を創設したのが始まりである。その後、地元住民の要望で託児部を開設し、大正 13(1924)年中村愛児園と改称して、保育活動を始めた。キリスト教主義により、遊びを中心とし良い習慣や衛生面を重視した保育が行われていた。昭和 6(1931)年、二宮ワカ没後、創立者平野恒が事業を引き継ぎ保育に携わる中で、人格・能力ともに優れた子どもの良き指導者としての保育者の必要性を痛感し、昭和 15(1940)年、横浜保姆学院を創設し、児童の福祉のために役立つ保母の育成にのりだした。昭和 16(1941)年、各種学校として認可され、中村愛児園を専属実習園とし、卒業生は幼稚園・保育所保母の資格が与えられ、卒業生は全員、託児所、母子寮、幼稚園等に保母として就職した。しかし、これら全ての事業は、昭和 20(1945)年、戦災のため一瞬に灰燼と化してしまった。戦後いち早く中村愛児園を復興、さらに戦争孤児や保育を必要とする児童のため、横浜市中区本牧に高風園（高風子供園・高風保育園の前身）を開設、昭和 22(1947)年、横浜保姆学院も授業を再開した。これらの事業を統合するため、昭和 23(1948)年、財団法人白峰会が組織された。

昭和 23(1948)年、児童福祉法の制定を踏まえて、GHQにおいて、当時の文部省・厚生省の社会局長、児童局長、保育課長のほか平野恒を含む 5 人の学識経験者によって保母養成の協議が行われ児童福祉法施行令が発令され、「児童の保育に従事する女子を保母といい、厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業したもの、及び保母試験に合格したもの」と規定された。厚生省は各県に保母養成校の設置を求めたが、神奈川県は既に保母養成の実績を持つ横浜保姆学院に養成事業を委託、白峰会はこれを受託、昭和 24(1949)年、校名を横浜保育専門学院と改称、履修課程 2 ヶ年の厚生大臣指定の保母養成校が誕生した。横浜保育専門学院は、専属実習園に、保育所の中村愛児園・高風保育園、児童養護施設の高風子供園を持つ、特色ある保母養成校として注目された。

昭和 25(1950)年、平野恒は、アメリカ大統領の招聘を受け日本代表として「児童及び青少年のための白亜館会議」に出席、あわせてアメリカの児童福祉事業を視察、翌昭和 26(1951)年、国連の奨学金により、社会事業と児童福祉研究のため 1 年間カナダに留学した。

昭和 27(1952)年、社会福祉事業法に基づき、財団法人から社会福祉法人へと変更、さらに「保育者養成は大学教育の中に正しく位置づけるべきである」との構想を持ちつづけた平野恒は、昭和 40(1965)年、社会福祉法人から教育機関を分離して新たに幼稚園教諭と児童福祉施設保母の養成を目的とした「学校法人白峰学園」を設立、並びに「横浜女子短期大学」の設置を文部省に申請。昭和 41(1966)年 1 月 25 日に認可が下り、ここに横浜女子短期大学（保育科）が設置された。昭和 45(1970)年には、磯子

区洋光台に横浜女子短期大学附属幼稚園を設置、昭和 54(1979)年、横浜女子短期大学は港南区港南台に新築移転し現在に至っている。

昭和 15 年 12 月	平野恒が横浜保姆学院を創立。幼稚園、保育所の保母養成所として発足（修業年限 1 ヶ年）。
昭和 20 年 5 月	戦災にあい休校。
昭和 22 年 4 月	仮校舎にて再開。
昭和 22 年 8 月	財団法人白峰会設立。
昭和 23 年 5 月	横浜市南区平楽に校舎を新設。
昭和 23 年 12 月	児童福祉法に基づく厚生大臣指定の保母養成校となり、神奈川県への委託校となる。（修業年限 2 ヶ年）
昭和 24 年 4 月	横浜保育専門学院と改称。
昭和 27 年 5 月	社会福祉法人白峰会に組織変更。
昭和 37 年 9 月	横浜市南区中村町に移転。
昭和 40 年 9 月	社会福祉法人から教育機関を分離、学校法人白峰学園設立。横浜女子短期大学設置申請。
昭和 41 年 1 月	横浜女子短期大学設置認可。
昭和 45 年 7 月	横浜女子短期大学附属幼稚園開園。
昭和 58 年 3 月	横浜女子短期大学保育センター開設。
昭和 62 年 10 月	新図書館落成。
平成 8 年 10 月	横浜女子短期大学 55 周年記念式典挙行。
平成 10 年 1 月	創立者・平野恒逝去。
平成 10 年 2 月	平野建次学長就任。

(2) 学校法人白峰学園の概要

- 学校法人白峰学園が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

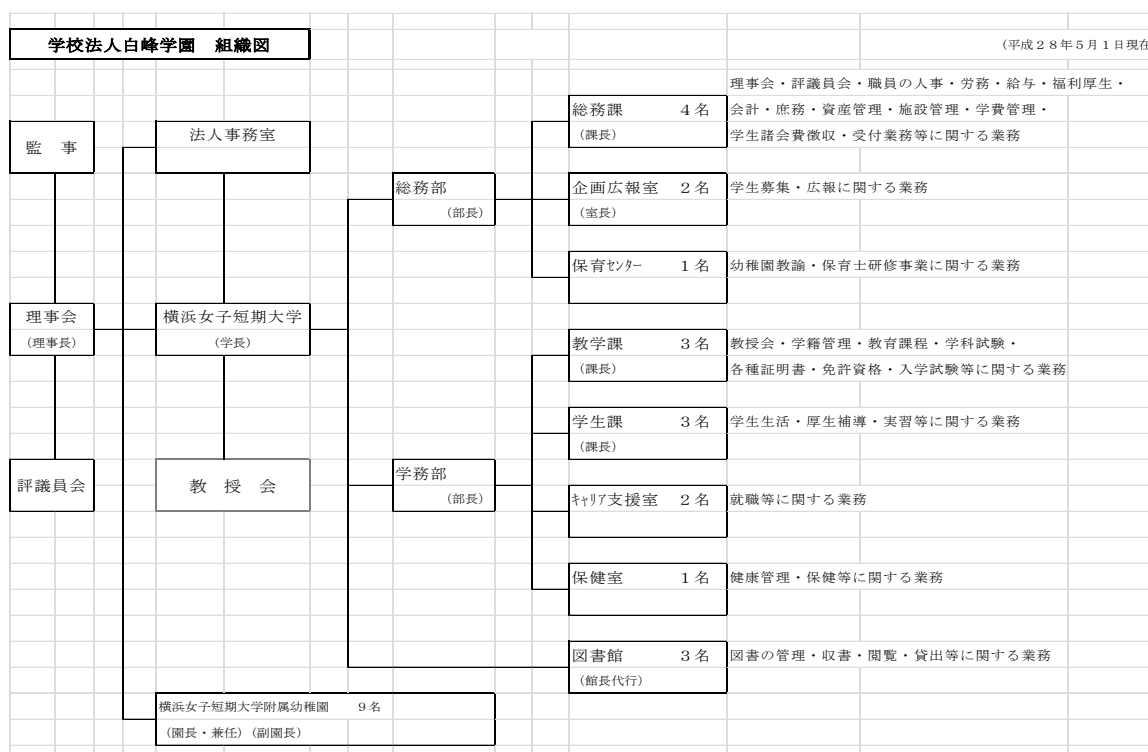
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
横浜女子短期大学	横浜市港南区港南台 4 - 4 - 5	200	400	395
横浜女子短期大学附属幼稚園	横浜市磯子区洋光台 3 - 3 - 30	80	210	129

(3) 学校法人白峰学園、横浜女子短期大学の組織図

■ 横浜女子短期大学の教員数・事務職員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

専任教員数	非常勤 教員数	教員数 (小計)	専任 事務職員数	非常勤 事務職員数	事務職員数 (小計)	教職員 総 数
17	27	44	16	3	19	63

■ 学校法人白峰学園の組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態等（横浜女子短期大学の立地する周辺地域の様子について）

横浜女子短期大学の位置する横浜市港南区は、昭和 44(1969)年、横浜市の行政区再編により、南区から分区して誕生した。横浜市の南部に位置し、区域面積は、19.86 k m²（横浜市の面積の約 4.6%）、東西に 5.1 k m、南北に 6.6 k m にわたって広がっており、東は磯子区、西は戸塚区、南は栄区、北は南区に隣接している。

港南区の人口は、区発足時の 1969 年から 20 年の間に、市街化の進行に伴い 2 倍以上に増加したが、市街化が沈静化した平成 2 年以降は横ばい状態となっていたが、近年、都市開発とともにまた徐々に増加傾向が見られる。平成 26 年 1 月 1 日現在、横浜市全体の人口は 370 万 3,258 人、昨年比 6,223 人増となっている。

■ 学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）
（過去5年間における、学生の出身地別人数及び割合）

地 域	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
神奈川	167	85	164	89	169	91	147	88	173	90
東 京	7	5	4	3	7	4	6	4	4	2
静 岡	3	2	3	2	0	0	2	1	7	4
新 潟	2	1.5	0	0	0	0	3	2	1	0.5
山 梨	0	0	2	1.5	1	1	0	0	0	0
茨 城	3	2	0	0	0	0	1	0.5	3	1.5
長 野	1	0.5	0	0	0	0	1	0.5	0	0
山 形	0	0	1	0.5	1	1	0	0	2	1
その他	6	4	8	4	6	3	6	4	2	1

■ 地域社会の産業の状況

横浜女子短期大学の最寄りの駅は、J R 京浜東北・根岸線の港南台駅で、横浜駅から23分、大船駅から7分のところにある。その港南台駅から徒歩5分の至近距離に横浜女子短期大学はある。港南台地区は、商業施設が集中し賑わい、住宅地を控え、利便性と居住性を併せもつ、暮らしやすい区となっている。

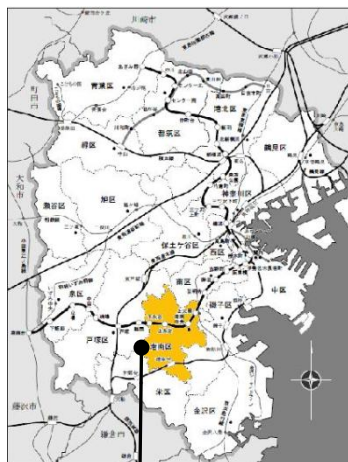
横浜市は、今や人口 370 万人以上を擁する国際的な大都市である。業務系中心の関内地区と、商業中心の横浜駅周辺地区で都心を形成している。横浜市全体の中で第三次産業が 72.4% を占め、第二次産業 25.1%、第一次産業 0.5% となっている。市民就業者は 170 万人だが、市内従業者は、141 万人で就従比率が 1 を下回り、東京等のベッドタウンの性格も強い（日本標準産業分類別の就業者数統計より）。

■ 地域社会のニーズ

横浜市では、以前は全国で最も多い 1,500 人余りの保育所待機児童を抱えていたが、2010 年からの 3 年間で、待機児童をゼロにすべく、認可保育所の新設をすすめ、その定員を 1 万人以上も増やした。その結果、待機児童対策は大きく前進し、全国の注目を浴びることとなった。しかしながら、認可保育所の大幅な定員増は、同時に保育士確保の厳しい状況を生み出すこととなり、改めて保育士養成に対する大きな期待が寄せられる状況となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

横浜市全図



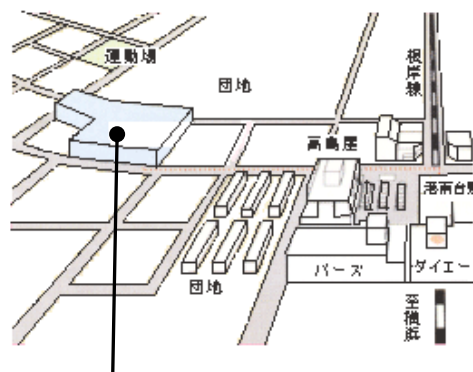
港南区

港南区



横浜女子短期大学

港南台駅周辺



横浜女子短期大学
(JR港南台駅より徒歩5分)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
<p>○評価領域Ⅰ「建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標」</p> <p>建学の精神・教育理念を具体的に表現する工夫を行い、印刷物や学内行事等を通じて教職員・学生への周知を図ること</p>	<p>具体的に表現する工夫としては、平成26年3月に「建学の精神・教育理念と3つの方針」を定め、建学の精神・教育理念に基づいた入学者受け入れ方針・学位授与方針・教育課程編成方針を明示した。</p> <p>学内行事においては、平成24年度より、1学年の10月に「秋季特別研修」を実施し、そこに「学長講話」等のプログラムを入れて、建学の精神・教育理念の周知を図っている。</p> <p>印刷物等においては、平成26年度から、大学案内や本学HP等において、上記「建学の精神・教育理念と3つの方針」を掲載している。</p>	<p>学内行事においては、月例集会等での学長講話、学年ごとの毎週のアセンブリ・アワーでの伝達事項、1学年の「修養会」・(新たに実施されている)「秋季特別研修」・2学年の「研修旅行」での学長講話等により、建学の精神・教育理念の学生ならびに教職員への周知が図られてきている。</p> <p>また、大学案内やホームページ等において「建学の精神・教育理念と3つの方針」が明示されるようになったことで、学内のみならず学外への周知も図られてきている。</p>

	<p>また、本学創立者・平野恒を紹介した書籍(平成27年11月発刊)を各教職員・学生に配布し、関係各方面にも謹呈するなど、本学の原点について幅広く知ってもらうための取り組みを行っている。</p>	
<p>○評価領域Ⅱ「教育の内容」</p> <p>・担任制など少人数あるいは個別指導のシステムの確立に努めること</p>	<p>平成22年度からは、学年担当・クラス担当制やオフィスアワーの実施を開始した。また、平成24年度からは、心理相談室(臨床心理士による)を開設している。</p>	<p>学生の学習面及び生活面・健康面への支援が、より日常的・個別的に、また多面的に(多くの相談窓口の設置で)行える体制が徐々に整ってきている。</p>
<p>・ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動に積極的に取り組むこと</p>	<p>平成22年度より、学内委員会において「SD・FD委員会」を新たに独立・創設した。「横浜女子短期大学FD・SD活動規程」を新たに策定し、SD・FD活動への全学的な取り組みの推進を図っている。</p> <p>授業科目内でのFDの取り組みでは、「保育・教育実践演習(幼稚園)」において、授業担当教員の他に関連する専門の(理論的領域および実践的領域の)専任教員9名にも授業に参加してもらい、保育の専門教育における相互の連携のあり方等を点検している。</p>	<p>平成24年度からは毎年、全教員・職員を対象とした「FD・SD研修会」を実施し、本学における教育指導、学生支援の全学的な底上げを図っている。</p> <p>授業科目内でのFD活動では、「保育・教育実践演習(幼稚園)」において、授業に参加する最大11名の専任教員により、保育の専門教育における相互の連携のあり方等を検討し合い、各担当科目のさらなる改善に取り組んでいる。</p>
<p>○評価領域Ⅳ「教育目標と教育の効果」</p> <p>学科全体としての成績評価基準についての検討が必要</p>	<p>平成22年度からは、成績の評価区分として、これまでの「優」「良」「可」「不可」に加えて、さらにその上位に「秀」(90点以上)を新設した。</p> <p>また、学習達成度の低い「可」等が評価全体において多くの割合を占めないようにすることを、「講師会」等の場において全学的に確認している。</p>	<p>「秀」を加えた5段階の評価区分の実施により、個々の学生の学習達成度がより明確に確認されるようになった。</p> <p>なお、科目ごとの評価基準の多少のばらつきについては、保育科単科で殆どが必修科目の本学カリキュラムにおいては、それが学生間の評価上の不平等さ等には殆どつながらないものと捉えている。</p>

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
学内行事の見直し（行事のスリム化と重点化）	<p>1 学年行事において、4月の修養会を「宿泊の3日間」から「学内での2日間」にスリム化する一方で、秋に「学内で3日間」の秋季特別研修を新たに実施している。</p> <p>冬季行事であるクリスマス子ども会を「4地区での開催」から、港南台地区のみの「1地区(学内)での開催」へとスリム化し、さらなる重点化(内容の充実化)を図っている。</p>	<p>1 学年対象の「秋季特別研修」の実施を新たに加えたことにより、入学時に実施される「修養会」から1 学年後期の(新設の)「秋季特別研修」へ、そしてさらには、2 学年後期の「研修旅行」へと、本学独自の主要行事が一連の流れをもって実施される形ができてきた。</p>
キャリア支援のさらなる強化と充実	<p>平成 22 年度より、「キャリア支援室」が創設され、専任の職員が配置されるようになった。</p>	<p>キャリア支援室の開設により、個々の学生の種々のニーズがよりの確に把握され、その個々のニーズに即したよりきめ細かな対応・支援を行うことが可能となってきている。</p>

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし。

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学 科 等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保育科	入学定員	200	200	200	200	200
	入学者数	182	184	166	194	203
	入学定員充足率(%)	91	92	83	97	102
	収容定員	400	400	400	400	400
	在籍者数	371	375	359	361	395
	収容定員充足率(%)	93	94	90	90	99

② 卒業者数 (人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育科	133	161	169	174	155

③ 退学者数 (人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育科	24	19	12	18	13

④ 休学者数 (人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育科	17	16	14	12	10

⑤ 就職者数 (人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育科	120	129	152	151	145

⑥ 進学者数 (人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育科	2	1	0	2	2

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育科	7	5	5	0	17	11			0	27	教育学・保育学関係
(小計)	7	5	5	0	17	11		4	0		
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							4	2			
(合計)	7	5	5	0	17	15		6	0		

[注]

1. 上表の〔イ〕とは、設置基準に定める学科の種類に応じて定める教員数をいう。
2. 上表の〔ロ〕とは、設置基準に定める短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数をいう。

② 教員以外の職員の概要 (人)

	専任	兼任	計
事務職員	12	4	16
技術職員			
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	3		3
その他の職員	1		1
計	16	4	20

③ 校地等 (㎡)

校地等	区分	専用(㎡)	共用(㎡)	共用する他の学校等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積(㎡) 〔注〕	在学生一人当たりの面積(㎡)	備考 (共有の状況等)
	校地等	校舎敷地	10,483.30			10,483.30	4,000.00	40.551
運動場用地		3,872.00			3,872.00			
小計		14,355.30			14,355.30			
その他								
合計		14,355.30			14,355.30			

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考(共有の 状況等)
校舎	12,781.73			12,781.73	3,350.00	

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
9	21	1	1	(1)

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
17

⑦ 図書・設備

学科	図書 (冊) [うち外国書]	学術雑誌 (種)	[うち外国書]	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル [うち外国書]			
保育科	124,100(2,287)	224(0)	0	5,848	15	0
計	124,100(2,287)	224(0)	0	5,848	15	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	1,470 ㎡(延床)	108 席	12.2 万冊
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,216.82 ㎡(延床)	運動場 (3,872 ㎡)	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページ、「大学案内」、「学生便覧」、「自己点検・評価報告書」
2	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページ、「学生便覧」、「自己点検・評価報告書」
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ホームページ、「横浜女子短期大学研究紀要」、「自己点検・評価報告書」

	事 項	公表方法等
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数、並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関する事	ホームページ、「学生便覧」、「大学案内」、「学生募集要項」、「自己点検・評価報告書」
5	授業科目、授業の方法及び内容、並びに年間の授業の計画に関する事	「学生便覧」、「授業内容」(シラバス)
6	学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定にあたっての基準に関する事	「学生便覧」
7	校地、校舎等の施設及び設備、その他の学生の教育研究環境に関する事	ホームページ、「大学案内」、「学生便覧」
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	ホームページ、「大学案内」、「学生募集要項」、「学生便覧」
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	「学生便覧」、「大学案内」、ホームページ

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ホームページ、「白峰学園ニュースレター」(学園報)

(9) 本学の学習成果について

■ 本学保育科の学習成果

本学の学習成果とは、入学した学生が、本学のカリキュラムを修めて、各授業(実習を含む)におけるそれぞれの学習成果の獲得や2年間を通しての一連の学校行事等における学びを積み重ねて、

- 建学の精神である「愛と奉仕」の精神を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、女性としての教養・豊かな人間性(明朗性や社会性、協調性、奉仕の心等)と、保育者としての倫理(使命、責任、意欲、自己成長等)、知識(子どもの発達・心理や各年齢時期に適した環境、地域や家族との連携、保育・幼児教育を支える保育内容等に関する知識)、技術・実践力(コミュニケーション力、行動力、指導力、基礎技能等)を身につけて、
- 短期大学士(保育学)の学位取得、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得と、その資格・免許を活かした専門就職を果たすことにある。

以上の本学学習成果をより整理した形で示すならば、以下のように示すことができる。

本学の学習成果とは、次の2つの成果として示される。

①学習成果として「本学で得られるもの」

〈本学の（建学の精神・教育理念に基づく）教育指導により育まれるもの〉

「愛と奉仕の精神」を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、

- 女性としての 教養・豊かな人間性（明朗性や社会性、協調性、奉仕の心等）と
- 保育者としての
 - ・倫理（使命、責任、意欲、自己成長等）、
 - ・知識（子どもの発達・心理や各年齢時期に適した環境、地域や家族との連携、保育・幼児教育を支える保育内容等に関する知識）、
 - ・技術・実践力（コミュニケーション力、行動力、指導力、基礎技能等）を身につけること

②学習成果として「認証されるもの」

〈①の成果の所定の基準を達成することにより得られるもの〉

- ・短期大学士（保育学）の学位取得、
- ・保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得、
（さらには、その資格・免許を活かした専門就職）

■学習成果の向上・充実のための方策

本学学習成果の向上・充実のための方策、つまり「本学学習成果の保証」を焦点とした教育の質の向上・充実のための方策（そのPDCAサイクルについて）は、以下のように示すことができる。

〈P：計画〉

◎学習成果の設定・（教職員間の）共有

（3つの方針との整合性の確保）

- ・学習成果として「本学で得られるもの」の内容について
- ・学習成果として「認証されるもの」の内容について

◎学習成果を保証する（ための）教育の計画

- 1.（ディプロマ・ポリシーをもとに）
 - ・評価基準と単位履修要件、実習評価方法の確定
 - ・卒業要件、資格・免許取得の要件の確認・共有
- 2.（カリキュラム・ポリシーをもとに）
 - ・教育課程（開設科目（実習関係含む）・開講期・教員配置等）の確定
時間割、授業実施（日程一回数）予定の確定
 - ・実習指導計画と実習ガイドの作成
 - ・各授業担当教員によるシラバスの作成
 - ・行事予定・行事内容の確定
 - ・学生支援（学習支援、生活支援、キャリア支援等）の体制整備
- 3.（アドミッション・ポリシーをもとに）
 - ・入試の方法・日程等の確定
 - ・オープンキャンパス等の実施計画の策定



〈D：実施〉

◎学習成果の(学生への)周知

- ・各種オリエンテーションやアセンブリ・アワー等を通して
- ・各種学校行事(入学式、月例集会、修養会、秋季特別研修、研修旅行等)を通して
- ・各授業(実習含む)の目標・概要(学習成果)への理解を通して

◎学習成果を保証する(ための)教育の実施

1. 単位履修の要領・要件の周知と学生支援
 - ・履修ガイダンス、実習ガイダンス等の実施
 - ・各授業のシラバス(目的や評価方法等)の周知
 - ・再履修者への履修相談、欠席管理による支援等
2. 編成された教育課程による教育指導と学生支援
 - ・授業の実施、実習(及びその関連指導)の実施
 - ・学校行事の実施
 - ・学生支援(学習支援、生活支援、キャリア支援等)の実施
3. 入学者の受け入れ
 - ・オープンキャンパス、高校訪問等の実施
 - ・入学試験の実施
 - ・入学前教育の実施



〈C：査定〉

◎学習成果を保証する(ための)教育の成果の査定

1. 学習成果として「認証されるもの」の教育成果の査定
 - ・各学生の卒業、資格・免許取得、専門就職の状況
 - ・学校全体の(入学者の)卒業達成率、資格・免許取得率、専門就職率
 - ・留年・休学・退学者の状況(人数、理由等)
2. 学習成果として「本学で得られるもの」の教育成果の査定
 - ①(学習成果の達成度の査定として)
 - ・各学生の成績評価と単位取得の状況、
「履修カルテ」による各学生の自己の学習達成状況
ディプロマ・ポリシーの諸項目の達成状況に関する各学生の自己評価結果
 - ・各授業(実習含む)における単位取得率と評価区分(秀～不可)比率の一覧
 - ②(学習成果の内容面(の質)の査定として)
 - ・「授業アンケート」による各担当教員の授業点検
 - ・教員相互の授業内容点検
 - ・「学生満足度アンケート」(学校行事への設問含む)による学校教育環境の点検
 - ・外部(実習園・就職園等)の評価の活用
3. 入学者・在学生に対する評価
 - ・入学者の状況(人数・出身高校等)の分析
 - ・在学生の生活面・人物面への評価の集約

↓

〈A：改善〉

◎学習成果を保証する(ための)教育の改善・向上

1. 単位履修、成績評価等に関して

- ・評価の基準・方法の改善・向上
(各授業の評価方法、実習関係の評価方法について)
- ・履修条件の検討(進級、実習参加等において)
[ディプロマ・ポリシーの点検]

2. 教育課程全般に関して

- ・各教員による担当授業の改善・向上
- ・実習及び実習指導の改善・充実
- ・学生支援(学習支援、生活支援、キャリア支援等)の体制の改善・充実
- ・教育課程全体(開設科目(実習関係含む)、開講期、教員配置等)の検討
授業実施(日程一回数)予定、時間割の見直し
- ・行事予定・行事内容の検討
- ・教室環境(音響、視聴覚機材等)など学内教育環境の改善
[カリキュラム・ポリシーの点検]

3. 入学者受け入れに関して

- ・入試方法の改善・充実
- ・オープンキャンパス等の改善・充実
[アドミッション・ポリシーの点検]

◎学習成果の内容の再点検

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム

該当なし。

(11) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に従い、本学における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている。それに基づき、公的研究費を公正かつ適正に取り扱っている。

(<http://www.yokotan.ac.jp/college/guideline.html> を参照)

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成25年度～平成27年度）

理事会

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	5~7人	6人	平成25年5月21日 15:00~17:00	6人	100.0%	0人	2/2
		6人	平成26年1月24日 15:00~16:30	6人	100.0%	0人	2/2
		6人	平成26年3月19日 15:00~17:30	5人	83.3%	1人	1/2
		6人	平成26年5月21日 13:00~14:30	6人	100.0%	0人	2/2
		6人	平成26年5月21日 17:00~17:30	6人	100.0%	0人	2/2
		6人	平成27年3月19日 15:00~17:30	6人	100.0%	0人	1/2
		6人	平成27年5月19日 15:00~16:30	5人	83.3%	1人	2/2
		6人	平成27年12月3日 10:30~11:15	4人	66.7%	2人	2/2
		6人	平成28年3月18日 15:00~17:00	6人	100.0%	0人	2/2

評議員会

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
		15人	平成25年5月21日 17:30~19:00	12人	80.0%	2人	2/2

評 議 員 会	14~17 人	15 人	平成 26 年 3 月 19 日 13:00~14:30	11 人	73.3 %	4 人	1/2
		15 人	平成 26 年 5 月 21 日 15:00~16:15	11 人	73.3 %	4 人	2/2
		15 人	平成 27 年 3 月 19 日 13:00~14:30	13 人	86.7 %	2 人	1/2
		15 人	平成 27 年 5 月 19 日 17:00~18:00	12 人	80.0 %	3 人	2/2
		15 人	平成 28 年 3 月 18 日 13:00~14:30	13 人	86.7 %	2 人	2/2

(13) その他

特になし。

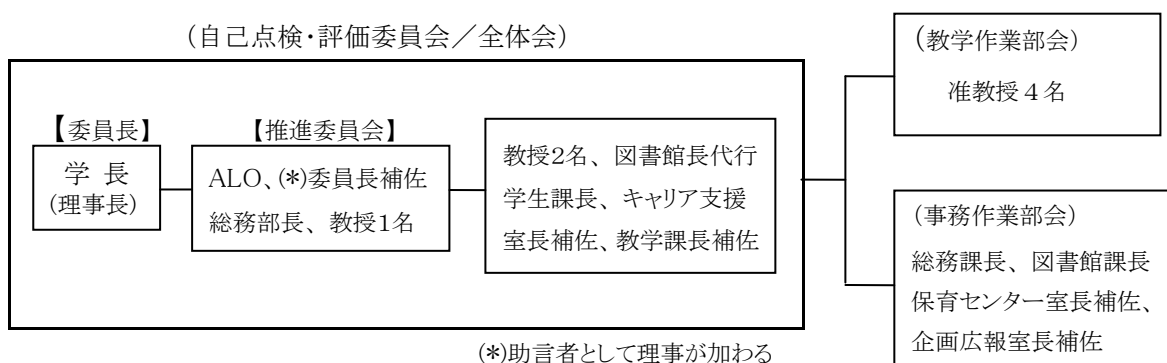
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価の委員会担当者と構成員

本学では、学則第1条の2ならびに「横浜女子短期大学自己点検・評価委員会規程」において、学内の自己点検・評価を主導的に推進・実施する組織として「自己点検・評価委員会」が設置されている。

自己点検・評価委員会の委員は、委員長（学長）、ALO（学科長・学務部長）、総務部長、教授3名、図書館長代行、学生課長、キャリア支援室長補佐、教学課長補佐の計10人で構成されている（さらに助言役の委員長補佐として理事1名が加わる）。また、その他の自己点検・評価の構成員として、教学作業部会の准教授4名及び事務作業部会の事務の関係部署員4名の他、必要に応じて全教職員が、本委員会活動の補助的な役割を担っている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は保育科単科の小規模な学校なので、学内の自己点検・評価においては、ALOのリーダーシップの下、自己点検・評価委員会（の推進委員会・全体会）を中心として、教学課、学生課、キャリア支援室、必要に応じ各教員からの資料収集、総務課を中心とした管理運営・財務関係の資料作成、図書館、保育センター等からの資料提供等を含め、直接・間接的にはほぼ全教職員が関わる状態となっている。その意味では、学内の自己点検・評価の組織は、本委員会を中心に機能しているといえる。

では、定期的に行われる自己点検・評価の主たる内容は何か。それは、本学の建学の精神・教育理念における「3つの方針」に関してということになる。つまり、入学者募集状況と入学者の状況に関して、現行の教育課程に関して、単位認定・卒業認定等に関して、である。そして、その3つの方針を基礎として、資格・免許の取得状況、専門就職の状況、各科目の単位取得状況と成績（学習達成）状況、留年・休学・退学者の状況、「学生満足度アンケート」、「授業アンケート」、教員の研究活動状況等々に関して、自己点検・評価が行われる。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成 26 年度及び平成 27 年度の自己点検・評価報告書を完成するまでに行われた主な活動は、以下の通りである。

時 期	活動の内容
平成 27 年 3 月 6 日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準・報告書作成マニュアルの確認 ・執筆の分担箇所について ・今後の作成計画について 自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準・報告書作成マニュアルに関する説明・共有 ・執筆箇所の確定と分担 ・今後の作成計画について
平成 27 年 4 月 28 日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・報告書作成における課題や留意点の確認等 ・今後の報告書作成準備の見通しについて
平成 27 年 7 月 29 日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・報告書作成における課題や留意点の確認 ・分担箇所の提出期限の通知 ・その他確認事項について
平成 27 年 8 月 26 日	平成 28 年度第三者評価 ALO 説明会に出席 (ALO を含め委員 3 名が出席)
平成 27 年 8 月 27 日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度(第三者評価)用の報告書作成マニュアル等を説明 ・平成 27 年度用マニュアルを再チェック ・今後の報告書作成準備の見通しについて
平成 27 年 9 月 25 日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・(分担箇所の作成済み箇所を収集) 現時点での進捗状況を確認 ・未作成部分についての対応に関して ・基礎資料「課題等に対する向上・充実の状況」について ・基礎資料「情報の公開」に関して ・「自己点検・評価の組織」について ・今後の報告書作成準備の見通しについて
平成 27 年 10 月 27 日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・基礎資料の細部を確認 ・「自己点検・評価の組織図」について ・学内資料(提出資料・備付資料一覧)について

	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の卒業後評価への取り組みについて ・入学前教育のプログラムについて ・基準Ⅲ-Cの技術資源の記述について ・選択的評価基準として取り上げる内容について ・今後の報告書作成準備の見通しについて
平成 27 年 12 月 1 日	<p>自己点検・評価委員会(全体会) (平成 26 年度報告書の作成原稿の総チェック)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人白峰学園の規程集について(確認) ・基準Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのそれぞれの課題・改善計画について ・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と学習成果の評価について ・学生の卒業後評価(実習園や就職園における評価)への取り組みについて ・基準Ⅳ「リーダーシップとガバナンス」の箇所の記述に関して ・基準Ⅲ-C「技術的資源の整備」に関して
平成 27 年 12 月 28 日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度報告書の最終原稿について (最終確認事項のチェック) ・印刷・製本に関する確認事項 (チェック済み完成原稿を印刷に出す)
平成 28 年 2 月 17 日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅳ-Aの理事長のリーダーシップについての再チェックについて ・基準Ⅳ-Bの学長のリーダーシップについての確認、加筆について ・「地域貢献の取り組みについて」基準(2)の記述を充実させること ・「職業教育の取り組みについて」において、本学の実習指導を取り上げること ・様式4-基礎資料における「課題等に対する向上・充実の状況」の再チェックについて
平成 28 年 3 月 30 日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマ・ポリシーの諸項目に関する、学生の達成状況についての自己評価について記入すること ・入学者数の改善(定員充足)について書き加えること ・AO入試等、入試方法の改善について書き加えること ・パソコン室のパソコンの入れ替えについて書き加えること ・教室の机・椅子の全面入れ替えについて書き加えること ・学生生活満足度アンケート等について ・実習園・就職園からの評価(外部評価)についての記述について
平成 28 年 4 月 27 日	<p>自己点検・評価委員会(全体会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な作成日程の確認 ・委員の複数での原稿チェックについての確認 ・最終原稿の委員長による最終チェックに関して

	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎資料及び本文内の諸点に関する再確認 ・提出資料・備付資料に関して(確認)
平成 28 年 5 月 18 日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な作成日程の再確認 ・基礎資料及び本文内の諸点に関する再確認 ・障害者差別解消法施行に伴う一部変更点についての確認 ・学生ボランティアの課題等に関する記述・表現に関しての確認 ・委員の複数での原稿チェックについての再確認 ・最終原稿の委員長による最終チェックについて
平成 28 年 6 月 8 日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な作成日程の再確認 ・委員長(学長)の最終チェックについて ・提出資料、備付資料について (特に、提出資料の準備について)
平成 28 年 6 月 21 日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の内容に関する最終確認 ・提出資料の最終確認 ・備付資料の最終確認 ・提出(郵送)作業に関する確認

3. 学内資料（提出資料・備付資料）一覧

【提出資料一覧】

報告書作成マニュアル記載の提出資料	番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	1	書籍『(シリーズ福祉に生きる 68) 平野 恒』
	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	3	大学案内 (2015・2016)
	4	公式HP該当ページ
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	3	大学案内 (2015・2016)
	4	公式HP該当ページ
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	3	大学案内 (2015・2016)
	4	公式HP該当ページ
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	5	横浜女子短期大学自己点検・評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	3	大学案内 (2015・2016)
	4	公式HP該当ページ
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	3	大学案内 (2015・2016)
	4	公式HP該当ページ
入学者受け入れ方針に関する印刷物	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	3	大学案内 (2015・2016)
	4	公式HP該当ページ
	6	学生募集要項 (平成 27・28 年度)
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 (教員名、担当授業科目、専門研究分野)	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
シラバス	7	授業内容 (平成 27・28 年度)
B 学習支援		
学生便覧 (学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	2	学生便覧 (平成 27・28 年度)
	8	履修登録関係資料一式 (平成 27 年度)
短期大学案内・募集要項・入学願書	3	大学案内 (2015・2016)
	6	学生募集要項 (平成 27・28 年度)

基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
B 物的資源		
C 技術的資源		
D 財的資源		
「計算書類等の概要（過去3年間）」	9	書式1 資金収支計算書の概要
「資金収支計算書の概要」〔書式1〕、「活動区分資金収支計算書(学校法人)」〔書式2〕、「事業活動収支計算書の概要」〔書式3〕、「貸借対照表の概要(学校法人)」〔書式4〕、「財務状況調べ」〔書式5〕、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」〔旧書式1〕、「貸借対照表の概要(学校法人)」〔旧書式2〕	10 11 12 13 14	書式2 活動区分資金収支計算書(学校法人) 書式3 事業活動収支計算書の概要 書式4 貸借対照表の概要(学校法人) 書式5 財務状況調べ 旧書式1 資金収支計算書・消費収支計算書の概要
資金収支計算書・消費収支計算書（過去3年）	15	旧書式2 貸借対照表の概要(学校法人)
資金収支計算書・消費収支計算書（過去3年）	16	決算書類（平成25～27年度）
貸借対照表（過去3年）	16	決算書類（平成25～27年度）
中・長期の財務計画	17	学校法人白峰学園 中・長期財務計画書
事業報告書（過去1年）	18	平成27年度事業報告書
事業計画書／予算書（評価実施年度）	19 20	平成28年度事業計画 平成28年度予算書類
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	21	学校法人白峰学園寄附行為
B 学長のリーダーシップ		
C ガバナンス		
選択的評価基準		

【備付資料一覧】

報告書作成マニュアル記載の備付資料	番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	1	横浜女子短期大学 55 周年誌
B 教育の効果		
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	2	平成 27 年度「この2年間での学び・成長に関する振り返り卒業生アンケート」(調査票・集計結果)
	3	履修カルテ
	4	平成 27・28 年度就職ガイド
C 自己点検・評価		
過去3年の間にまとめた自己点検・評価報告書	5	自己点検・評価報告書(平成 24～26 年度)
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表(評価実施年度の前年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について)	6	単位認定状況一覧(平成 27 年度卒業生分)
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	7	資格・免許取得率及び専門就職率一覧(平成 27 年度卒業生分)
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	8	学生便覧(平成 27・28 年度) (一般教育科目・専門教育科目開講期別一覧表)
B 学習支援		
学生生活の満足度についての調査結果	9	平成 27 年度「学生生活に関するアンケート 新2年生」(調査票・集計結果)
就職先からの卒業生に対する評価結果		該当なし
卒業生アンケートの調査結果	10	平成 27 年度「卒業生満足度アンケート」(調査票・集計結果)
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物	11	大学案内(2016・2017)
	12	学生募集要項(平成 28・29 年度)
	13	オープンキャンパス開催案内
	14	入試問題
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物	15	入学前教育関係資料
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	8	学生便覧(平成 27・28 年度)
	16	平成 27 年度オリエンテーション資料

学生支援のための学生の個人情報記録の様式	17	学生個人台帳
進路一覧表等の実績（過去3年）についての印刷物	4	平成27・28年度就職ガイド
GPA等成績分布	18	GPA一覧（平成27年度卒業生分）
学生による授業評価票及びその評価結果	19 20	授業アンケートの調査用紙 平成27年度前期・後期授業アンケート結果
社会人受け入れについての印刷物等	12	学生募集要項（平成28・29年度）
海外留学希望者に向けた印刷物等		該当なし
FD活動の記録	21	平成27年度FD活動の記録
SD活動の記録	22	平成27年度SD取組の記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	23 4 24 25 26	平成27・28年度実習ガイド 平成27・28年度就職ガイド 平成27年度前期・後期時間割表 平成28年度教職員組織表 平成27年度講師会資料（「講師の手引き」等）
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
教員の個人調書（専任教員については教員履歴書、過去5年間の業績調書、非常勤教員については過去5年間の業績調書） 〔大学の設置等に係る提出書類内の様式を準用する（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）〕	27	教員個人調書
教員の研究活動について公開している印刷物等（過去3年）	28	横浜女子短期大学研究紀要（第29号～第31号）
専任教員等の年齢構成表	29	専任教員等年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	30	科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集（過去3年）	28	横浜女子短期大学研究紀要（第29号～第31号）
事務職員の一覧表（氏名、最終学歴）	31	事務職員一覧表
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面（全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等）	32	校地、校舎に関する図面
図書館、学習資源センターの概要（平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等）	33	図書館の概要

C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	34	学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	35	マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源		
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	36	卒業寄附金の募集についての印刷物
財産目録及び計算書類（過去3年）	37	財産目録及び計算書類（平成 25～27 年度）
中・長期の財務計画	38	学校法人白峰学園 経営改善計画書
教育研究経費（過去3年）の表	39	教育研究経費表（平成 25～27 年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書	40	理事長・学長の個人調書
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	41	役員名簿
	42	役員個人調書
理事会議事録（過去3年）	43	理事会議事録（平成 25～27 年度）
寄附行為	44	1-寄附行為 別冊規程集参照 *注（記述の数字は規程集の目次番号）
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SD に関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休業規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学則、学長候補者選考規程、	44	学校法人白峰学園規程集 別冊規程集参照 *注（記述の数字は規程集の目次番号） 組織・総務関係 15-公印管理規則、16-事務組織規則、17-事務職員職制内規、18-職員の役職任用基準（内規）、20-財務の閲覧に関する規則、21-公益通報に関する規程、22-文書取扱規程、23-稟議規程、24-個人情報保護規程、34-防災管理規程、35-地震防災応急計画細則、44-自己点検・評価委員会規程、48-S D 委員会規程、49-図書館規程、50-図書館委員会規程、51-図書館資料、収集・管理規程、52-図書館利用規程、53-保育センター運営規程、54-保育センター運営委員会規程 人事・給与関係 4-就業規則、5-給与規程、6-職員退職金規程、7-非常勤講師就業規則、8-臨時職員就業規則、9-育児・介護休業等

<p>学科長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規定、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱い規程、公的研究費補助金取扱いに関する規程、公的研究費補助金の不正取扱い防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p>		<p>に関する規程、10-常勤役員報酬規程、13-旅費細則、14-理事・監事・評議員の旅費に関する規則、19-職員の採用・昇格に関する規程、25-専任教育職員勤務規程、29-名誉教授規則、30-非常勤講師報酬等支給内規</p> <p>財務関係 11-経理規程、12-金銭出納細則、31-個人研究費規程</p> <p>教学関係 26-学長選任規程、27-教員選考規程 28-特別任用教員規程、32-「平野恒」奨学金規程、33-「平野恒」奨学金施行細則、37-教授会規程、38-人事委員会規程、39-教育課程委員会規程、40-入学試験委員会規程、41-研究紀要編集委員会規程、42-学内環境委員会規程、43-実習指導委員会規程、45-既修得単位の認定に関する規程、46-美しき躍動委員会規程、47-FD委員会規程</p>
B 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書	40	理事長・学長の個人調書
教授会議事録（過去3年）	45	教授会議事録・総教授会議事録（平成25～27年度）
委員会等の議事録（過去3年）	46	自己点検・評価委員会議事録
	47	入学試験委員会議事録
	48	美しき躍動委員会議事録 等
C ガバナンス		
監事の監査状況（過去3年）	49	監事の職務執行状況（平成25～27年度）
	50	評議員会議事録（平成25～27年度）
評議員会議事録（過去3年）	50	評議員会議事録（平成25～27年度）
選択的評価基準		
2. 職業教育の取り組みについて	23	平成27・28年度実習ガイド（実習報告書書式添付）
	51	保育センター関係資料
3. 地域貢献の取り組みについて	51	保育センター関係資料
	52	体操教室関係資料
	53	地域クリスマス行事関係資料
	54	横浜Fマリノス赤ちゃん休憩室装飾ポ

	55	ランティア関係資料 港南区公立保育園絵本読み聞かせボラン ティア関係資料
--	----	--

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学の建学の精神は、「キリスト教の『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成すること」である。この建学の精神に基づき、本学の教育目的・目標が明確に示されている。この建学の精神、教育目的・目標に基づいて、保育科単科の本学の学習成果（その内容及び査定方法）が明確に示されている。そして、これら建学の精神、教育目的・目標、学習成果は、学内外において様々な形、方法により表明されている。

本学の保育者養成を軸とする2年間の教育の質保証については、国の法令に準拠した本学カリキュラムに基づいた学習成果の保証を図ることにより（学習成果獲得に関する査定を基にして）その改善・向上が目指されている。

なお、教育目的・目標、学習成果（その内容及び査定方法）については、学内の自己点検・評価委員会（特にその中の推進委員会）を中心に全教職員が直接・間接的に参加する形で、定期的な点検が行われている。

〔テーマ1 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

■ 基準Ⅰ-Aの自己点検・評価の概要

本学の建学の精神は、キリスト教の「愛と奉仕」である。「愛と奉仕」を精神の礎として、未来を担う子ども達の豊かな成長に役立つ、児童福祉と幼児教育に貢献できるより良き保育者を社会に送り出すのが、保育科単科の本学の使命であり、教育目的・目標である。

建学の精神は、各種行事、集会、研修や各種印刷物、本学の公式ホームページ（<http://www.yokotan.ac.jp/>）等により学内外に広く表明している。学生及び教職員に対しては、入学式、卒業式での学長式辞、月例集会（礼拝）、1学年の修養会、秋季特別研修、2学年の研修旅行での学長講話、学年ごとに毎週行うアセンブリ・アワーでの伝達事項等を通じて、建学の精神と教育理念について周知を図っている。学生に配布する学生便覧には、建学の精神と教育理念が明記されている。また、大学案内等の印刷物、公式ホームページ、大学ポर्टレート（私学版）、オープンキャンパス、各種進学説明会等において入学希望者や高校進学指導担当者、保護者、地域・社会に対して建学の精神と教育理念を明確に示し、保育科単科の本学の特色を分かりやすく情報発信している。

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。〕

■ 基準Ⅰ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、キリスト教の「愛と奉仕」を建学の精神としている。クリスチャンであった創立者の平野恒は昭和初期、保育に携わる中で人間的にも能力的にも優れた保育者

の必要性を痛感し、そうした保育者を養成することを絶えず考え続け、昭和 15(1940)年に本学の前身である横浜保姆学院を創設した。平野恒は、人間としての素晴らしさが子どもの指導者となる保育者にとって最も重要であることを一貫して強調していた。

すなわち保育科単科の本学は、未来を担う子ども達の豊かな成長に役立つ、児童福祉と幼児教育に貢献できるより良き保育者を社会に送り出すことを使命とし、それを教育目的・目標としており、その根底にあるのがキリスト教の「愛と奉仕」の精神である。

本学の設置者である学校法人白峰学園の寄附行為には「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、わが国児童の福祉を増進するため、必要なる専門教育、実践による技術の習得を行い、且つ、キリスト教主義による女子の円満なる人格涵養を目標として、すぐれた幼稚園教諭と、児童福祉施設に従事する保育士を養成することを目的とする。」(第 2 章「目的及び事業」、第 3 条「目的」と明記している。また、横浜女子短期大学学則では「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教主義による女子の円満なる人格を涵養し、広い知識と豊かな教養を授けることを目的とし、あわせて、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育し、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。」(第 1 章「総則」、第 1 条第 1 項)と明記している。

平成 26(2014)年 3 月 19 日に開催した理事会では、下記の通り建学の精神と教育理念を改めて確認し、3つの基本方針(入学者の受け入れ方針:アドミッション・ポリシー、学位授与の方針:ディプロマ・ポリシー、教育課程の編成方針:カリキュラム・ポリシー)との関連を明確にした。

建学の精神・教育理念と 3つの方針

〈建学の精神「愛と奉仕」と教育理念〉

クリスチャンであった平野恒により創立された本学は、「キリスト教の『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」ことを建学の精神としています。

この建学の精神に則り、保育科単科の本学では、「キリスト教の『愛と奉仕』の精神を育む人間教育、教養教育によって、女性としての人間性をより豊かなものとし、『保育者養成の道ひとすじに』、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育することを通じて、子どもたちの『豊かな育ち』を支えることができる、『愛』に満ち、『人間性』と『実践力』に優れた、さらに『自己成長力』を備えた保育者を育てる」ことを教育理念・教育目標としています。

〈入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」：アドミッション・ポリシー〉

本学の教育理念にある通り、人のため、社会のために「愛と奉仕」を实践、実現できる保育者を志し、本学(保育科)での学修を達成するために必要な学力を含めた諸特性を備えた人物を求めます。

「本学が求める人物像」は：

- 保育者をめざす強い目的意識をもっている
- 他者を理解し思いやる心をもっている
- 心身ともに健全である(心身の健康を自己管理できる)

- 保育者にふさわしい以下のような人柄・能力をもっている
 - ・明朗さ ・社会性 ・協調性 ・奉仕の心 ・マナーを含めた社会常識 ・自己表現力
 - ・国語力（特に文章表現力）

〈学位授与の方針「どのような人材を育成するか」：ディプロマ・ポリシー〉

本学が求める人物像で記述している諸特性を修学期間内にさらに高めるとともに、保育の現場で活躍できる教養、専門知識、専門技術を身につけ、全人格的に社会に貢献できる保育者を育成します。

保育科単科の本学で学修した者は、「愛と奉仕の精神」を育み、以下のような諸特性を形成するとともに、所定の単位を修得することによって、保育士証と幼稚園教諭二種免許状を取得できます。

- 保育者としての使命・責任を自覚し、自ら学び続け、成長しようとする意欲と行動力
- 保育者に必要な豊かな人間性と社会性を支える学力とコミュニケーション力
- 子どもの発達と心理を理解し、子どもの幸福で健全な発達を支援していく意欲、知識・実践力
- 子どもの各年齢時期に適した環境・生活を構成していく実践力
- 地域や家庭との連携に積極的に関わっていく行動力
- 保育・幼児教育を支える保育内容の統合的理解・指導力と教科に関わる基礎技能

〈教育課程の編成方針「どのような教育を行うか」：カリキュラム・ポリシー〉

本学の教育理念を実現するため、ディプロマ・ポリシーで示した人材を育成するために、保育科単科の本学では、大きく「教養科目」と「専門教育科目」の2領域に分けて科目設定を行っています。

- 「教養科目」は、人間として、保育者として幅を広げるためのもとなる教養を高め、健康の維持・増進を図ることを目的とした科目で「教養科目」「外国語科目」「保健体育科目」「情報機器の操作」の領域で構成し、設置しています。「外国語科目」は国際共通語の1つである英語教育科目を設置していますが、幼児教育の現場で活用できる学習となる内容構成にしています。
- 「専門教育科目」は、保育・幼児教育の理念と原理を学修し、保育・幼児教育の実践に必要な専門知識や技能を身につけられるように、「保育・教育に関する科目」「福祉に関する科目」「保健・栄養に関する科目」「保育の心理学に関する科目」「教科・基礎技能に関する科目」「保育内容に関する科目」の6領域に渡って科目を設置しています。
- 実際に保育の現場で働くために必要な保育士証、幼稚園教諭免許状が取得できるように、さらに、保育士、幼稚園教諭としての実践力が身につくように「教養科目」と「専門教育科目」に含める教科目を重層的に構成しています。
- 資格・免許取得に関連して、「保育・教職に関する科目」の領域として、学内での事前・事後指導も含めて実習科目を設置し、保育者としての実践力の基礎を育み、グループによる演習形式で、保育内容研究及び実践演習を行う科目を設置しています。
- 実践演習に関しては、「遊びと協同活動を通じて子どもが全人格的に、個人として、集団として発達・成長していく」という観点から、「保育内容に関する科目」、「保健・栄養に関する

科目」「教科・基礎技能に関する科目」「保育の心理学に関する科目」に関連する教科目の教員との連携によって教育指導を行うカリキュラム構成を実現しています。

○所定の科目を2年間で履修することにより保育者としての専門知識や技能の修得に加えて、行事、日常生活、課外活動を通じて、問題解決力、表現する力、実行する力、礼儀・マナーなどの「人間力」、保育者としての「コンピテンシー（有能性）」を高めることができるように支援していくことも、本学の広義の教育課程と位置づけ、行事を企画・指導、日常生活の指導・支援、課外活動の奨励・支援を適切に行っています。

○保育者になるという目標を明確にし、専門職者としての職業意識を高めるため、キャリア教育・支援のための時間を設定しています。

(平成26年3月19日・理事会確認)

建学の精神は、各種行事、集会、研修や各種印刷物、本学の公式ホームページ (<http://www.yokotan.ac.jp/>) 等により学内外に広く表明している。学内においては、入学式、卒業式での学長式辞、月例集会（礼拝）、1学年の修養会、秋季特別研修、2学年の研修旅行での学長講和、学年ごとに毎週行うアSEMBリ・アワーでの伝達事項等を通じて、学生及び教職員に建学の精神と教育理念について周知を図っている。学生に配布する学生便覧には、上記の「建学の精神・教育理念と3つの方針」が記載されている。学外に向けては、大学案内等の印刷物、公式ホームページ、大学ポर्टレート（私学版）、オープンキャンパス、各種進学説明会等を通じて、入学希望者や高校進学指導担当者、保護者、地域・社会に対して保育科単科の本学の特色を分かりやすく情報発信し、建学の精神と教育理念を明確に示している。

また、平成27年11月には、本学の創立者・平野恒を紹介した書籍「シリーズ福祉に生きる68巻『平野恒』」（大空社、亀谷美代子・著）が発刊された。同書は本学図書館に蔵書として置くとともに、各教職員・在学生に配布し、関係各方面にも謹呈する等、本学の原点について幅広く知ってもらうための取り組みの中で有効に活用している。

(b) 課題

本学において、建学の精神は普遍と位置付けているが、上記の通り平成26年3月19日の理事会で改めて確認し、3つの基本方針との関連を明確にすることにより、時代とともに変遷する保育者に対する社会的要請や入学者の質的变化も踏まえながら、引き続き幼稚園教諭・保育士養成の教育課程を充実させることが求められる。

また、本学学生と子ども達の交流を目的にした体操の祭典「美しき躍動」、地域の子ども達を招待して開催する「クリスマス子ども会」、JR港南台駅前の「イルミネーション点灯式」への参加など従来からの恒例行事の機会を活用し、地域はじめ学外に向けて本学の情報をさらに積極的に発信することが重要となる。こうした取り組みにより、建学の精神と教育理念について一層の浸透を図る努力を続けていかなければならない。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神と教育理念に基づき、時代とともに変遷する保育者に対する社会的要請や入学者の質的变化も踏まえながら、本学の使命である幼稚園教諭・保育士養成の教育課程を一層充実させることが必要である。

併せて地域はじめ学外に向け本学の情報をさらに積極的に発信していくため、これまでの取り組みを継続するとともに、状況の変化に応じ見直しも行い、建学の精神を表明する機会を従来以上に増やすよう努力する。

また、建学の精神・教育理念の具体化を図るための3つの基本方針の見直しも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の平成28年4月1日よりの施行も鑑みつつ併せて行っていく。

〔テーマ2 基準 I-B 教育の効果〕

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。〕

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育目的は、「建学の精神・教育理念と3つの方針」における教育理念において示されている。本学の教育理念は、基準 I-A-1 で示した建学の精神（すなわち「キリスト教の「愛と奉仕」を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」こと）に基づいて、以下のように明示されている。

「キリスト教の「愛と奉仕」の精神を育む人間教育、教養教育によって、女性としての人間性をより豊かなものとし、「保育者養成の道ひとすじに」、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育することを通じて、子どもたちの「豊かな育ち」を支えることができる、「愛」に満ち、「人間性」と「実践力」に優れた、さらに「自己成長力」を備えた保育者を育てる」こと。

また、本学の「学則」第1条第1項においては、教育目的が以下のように規定されている。

「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教主義による女子の円満なる人格を涵養し、広い知識と豊かな教養を授けることを目的とし、あわせて、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践を教育し、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。」

以上の教育理念・教育目的のもと、教育目標としては、短期大学卒業による短期大学士（保育学）の学位取得と、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得、さらにはその資格・免許を活かした専門就職（保育所及び児童福祉施設、幼稚園、認定こども園等への就職）を果たさせ、未来を担う子ども達の豊かな成長に役立つ、児童福祉と幼児教育に貢献できるより良き保育者を社会に送り出すことを目指している。

教育目的・目標の表明に関しては、本学では、さまざまな形において学内外に向けての発信を行っている。学内においては、入学と同時に、新入生オリエンテーション

や修養会、アセンブリ・アワー等での説明・講話において、また、学生便覧等の配布物（印刷物）により、学生への伝達・周知を図っている。また、教職員においては、各種の会議・連絡会・委員会等を通じて、教育目的・目標等、本学教育についての共通理解・認識を図っている。学外に対しては、オープンキャンパス、進学指導者説明相談会等での説明や、各教員等による高校訪問や学外進学説明会等での説明、本学公式ホームページ上での説明、大学案内や学生募集要項等の印刷物等において、本学の教育目的・目標の表明に努めている。

教育目的・目標の定期的な点検も実施している。原則的に建学の精神・教育理念自体は普遍的性格のものとして位置づけているが、保育者に対する社会的要請の変化や入学者の質的变化も踏まえながら、いかに効果的・効率的に学習成果を身につけさせられるかという視点から、教授会・総教授会を中心として、教育目的・目標の定期的点検を行っている。直近では、平成26年3月に「建学の精神・教育理念と3つの方針」を確認し明確化したことに伴い、教育目的・目標の点検・確認も行われた。

(b) 課題

今後とも、特に本学の志願者や在学生等に対しては、本学の教育理念・教育目的の真意が十分伝わるように、より具体的な表現も交えながら伝達の工夫や努力をしていくことが求められる。また、本学の教育目的・目標を本学の「学位授与の方針」に盛り込まれた諸特性等と結びつけて説明していくことも必要である。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果は、建学の精神（「キリスト教の「愛と奉仕」を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」こと）とそれに基づく（上記の）教育目的・目標に基づいて示されている。すなわち、本学の学習成果とは、入学した学生が、本学カリキュラムを修めて、各授業（実習を含む）におけるそれぞれの学習成果の獲得や2年間を通しての一連の学校行事等における学びを積み重ねて、

- 建学の精神である「愛と奉仕」の精神を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、女性としての教養・豊かな人間性（明朗性や社会性、協調性、奉仕の心等）と、保育者としての倫理（使命、責任、意欲、自己成長等）、知識（子どもの発達・心理や各年齢時期に適した環境、地域や家族との連携、保育・幼児教育を支える保育内容等に関する知識）、技術・実践力（コミュニケーション力、行動力、指導力、基礎技能等）を身につけて、
- 短期大学士（保育学）の学位取得、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得と、さらにはその資格・免許を活かした専門就職を果たすことにある。

以上の本学学習成果をより整理した形で示すならば、以下のように示すことができる。

本学の学習成果とは、次の2つの成果として示される。

①学習成果として「本学で得られるもの」

〈本学の（建学の精神・教育理念に基づく）教育指導により育まれるもの〉

「愛と奉仕の精神」を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、

- 女性としての 教養・豊かな人間性（明朗性や社会性、協調性、奉仕の心等）と
- 保育者としての
 - ・倫理（使命、責任、意欲、自己成長等）、
 - ・知識（子どもの発達・心理や各年齢時期に適した環境、地域や家族との連携、保育・幼児教育を支える保育内容等に関する知識）、
 - ・技術・実践力（コミュニケーション力、行動力、指導力、基礎技能等）、を身につけること

②学習成果として「認証されるもの」

〈①の成果の所定の基準を達成することにより得られるもの〉

- ・短期大学士（保育学）の学位取得、
 - ・保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得、
- （さらには、その資格・免許を活かした専門就職）

上記の本学学習成果を測定する方法に関しては、まず、

- 学習成果として「認証されるもの」については、短期大学士（保育学）の学位取得（本学の卒業）、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得、専門就職の達成の状況に関して、個々の学生の達成状況と、学校全体の達成状況（卒業率、資格・免許取得率、専門就職率）の測定がなされる。また、留年・休学・退学者の状況（人数や理由等）についても確認がなされる。つぎに、
- 学習成果として「本学で得られるもの」については、まずはその達成状況に関して、各授業（実習を含む）の成績評価と単位取得について、個々の学生の学習達成状況（GPAでの成績状況と単位取得状況、「履修カルテ」等による自己の学習評価等）と、学校全体の学習達成状況（単位取得率や評価区分「秀・優・良・可・不可」ごとの比率、GPA順位等）の測定がなされる。さらに、学習成果として「本学で得られるもの」の内容面（の質）の測定に関しては、「授業アンケート」（授業の質と学生の取り組み状況を点検するもの）や、教員相互の授業内容点検、「学生満足度アンケート」（学校全体の学習環境の点検に役立つもの）が実施され活用されると同時に、実習巡回や実習園懇談会等、機会あるごとの就職園・実習園の職員からの本学学生への評価（外部の評価）の聴取がなされている。

以上の本学学習成果の測定（査定）の方法を、より整理した形で（一部補足もしながら）示すならば、次のように示すことができる。

本学学習成果の査定方法として

1. 学習成果として「認証されるもの」の査定

- ・各学生の卒業、資格・免許取得、専門就職の可否
- ・学校全体の（入学者の）卒業達成率、資格・免許取得率、専門就職率
- ・留年・休学・退学者の状況

2. 学習成果として「本学で得られるもの」の査定

①（学習成果の達成度の査定として）

- ・各学生の成績評価と単位取得の状況、「履修カルテ」による自己の学習達成状況
- ・ディプロマ・ポリシーの諸項目の達成状況に関する各学生の自己評価結果
- ・各授業(実習含む)における単位取得率と評価区分(秀～不可)比率の一覧等

②（学習成果の内容面(の質)の査定として）

- ・「授業アンケート」(実習含む)による授業点検
- ・教員相互の授業内容点検
- ・「学生満足度アンケート」(学校行事への設問含む)の実施
- ・外部の評価の活用

学習成果の表明に関しては、上記の学習成果の内容規定にあった2つの成果、つまり「学習成果として本学で得られるもの」(本学の教育指導により育まれるもの)と「学習成果として認証されるもの」(学位や資格・免許の取得等)は、これまで別々に(並列的に)示されることが殆どであった。だが、本学における全体としての学習成果はその2つの成果を互いに繋げてセットで捉えられるべきであろうから、この2つの成果からなる(上記の形での)学習成果の表明と周知が、今後さらに進められる必要がある。

学習成果(の内容とその保証)の定期的な点検に関しては、以下のような本学における「学習成果のPDCAサイクル」において行われている。

〈P：計画〉

◎学習成果の設定

(3つの方針との整合性の確保)

- ・学習成果として「本学で得られるもの」の内容について
- ・学習成果として「認証されるもの」の内容について

↓

〈D：実施〉

◎学習成果の周知

- ・各種オリエンテーション・ガイダンスやアゼンブリ・アワー等を通して
- ・各種学校行事(入学式、修養会、月例集会等々)を通して
- ・各授業(実習含む)の目標・概要(学習成果)への理解を通して

◎学習成果の獲得

- ・授業(講義科目、演習科目、実技科目等)の受講
- ・保育実習・教育実習への参加・体験
- ・学校行事等(修養会、秋季特別研修、研修旅行……等)への参加
- ・教職員による支援(学習支援、生活支援、キャリア支援等)

↓

〈C：査定〉

◎学習成果獲得の査定

1. 学習成果として「認証されるもの」の査定
 - ・各学生の卒業、資格・免許取得、専門就職の状況
 - ・学校全体の（入学者の）卒業達成率、資格・免許取得率、専門就職率
 - ・留年・休学・退学者の状況（人数、理由等）
2. 学習成果として「本学で得られるもの」の査定
 - ①（学習成果の達成度の査定として）
 - ・各学生の成績評価と単位取得の状況、
「履修カルテ」による各学生の自己の学習達成状況
ディプロマ・ポリシーの諸項目の達成状況に関する各学生の自己評価結果
 - ・各授業（実習含む）における単位取得率と評価区分（秀～不可）比率の一覧
 - ②（学習成果の内容面（の質）の査定として）
 - ・「授業アンケート」による、各学生の参加姿勢の点検と各担当教員による授業点検
 - ・教員相互の授業内容点検
 - ・「学生満足度アンケート」（学校行事への設問含む）による学校教育環境の点検
 - ・外部（実習園・就職園等）の評価の活用

↓

〈A：改善〉

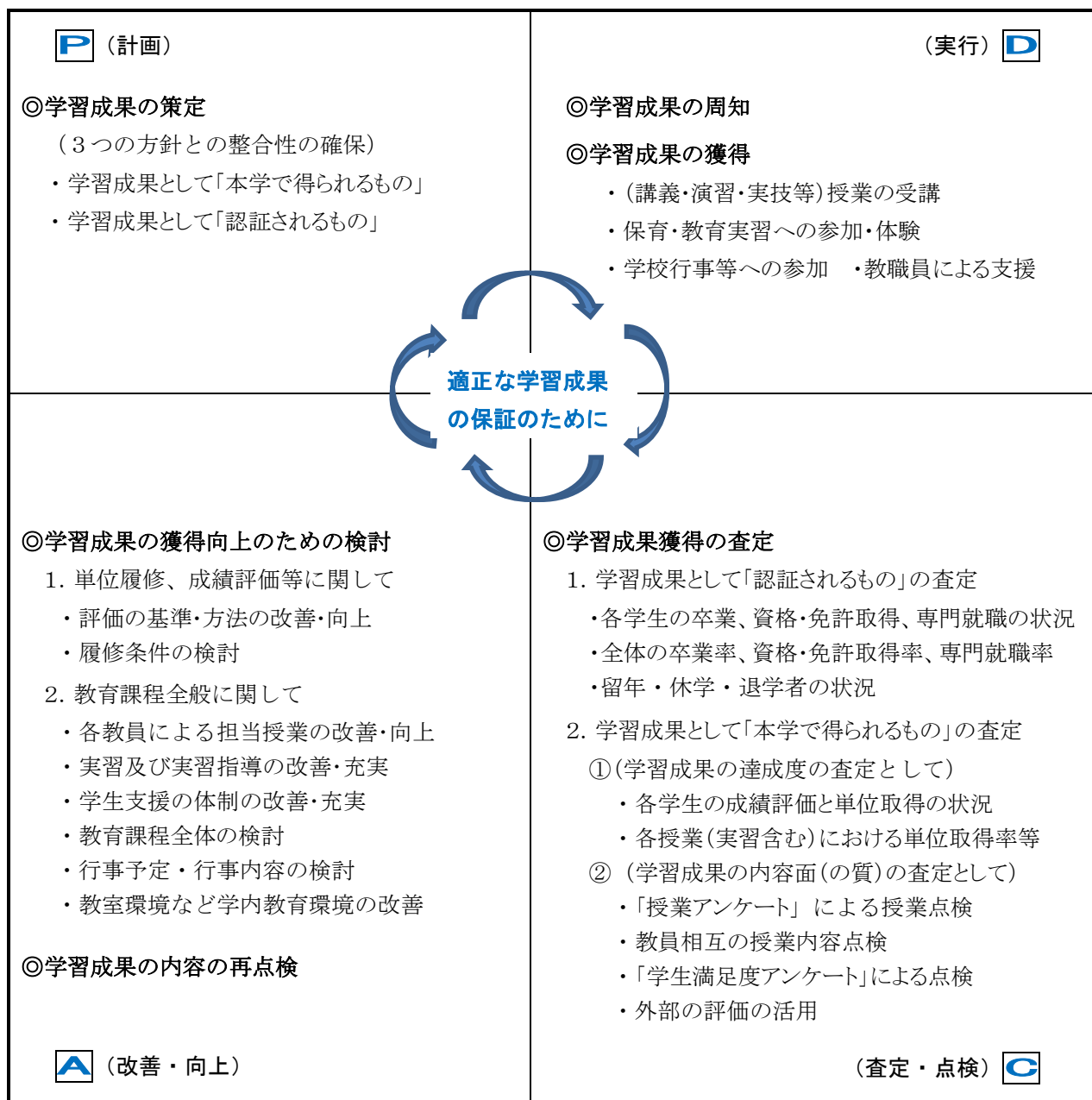
◎学習成果の獲得向上のための検討

1. 単位履修、成績評価等に関して
 - ・評価の基準・方法の改善・向上
（各授業の評価方法、実習関係の評価方法について）
 - ・履修条件の検討（進級、実習参加等において）
2. 教育課程全般に関して
 - ・各教員による担当授業の改善・向上
 - ・実習及び実習指導の改善・充実
 - ・学生支援（学習支援、生活支援、キャリア支援等）の体制の改善・充実
 - ・教育課程全体（開設科目（実習関係含む）、開講期、教員配置等）の検討
授業実施（日程一回数）予定、時間割の見直し
 - ・行事予定・行事内容の検討
 - ・教室環境（音響、視聴覚機材等）など学内教育環境の改善

◎学習成果の内容の再点検

以上、本学における「学習成果のPDCAサイクル」を図示してまとめると、下掲の図 I-1 のようになる。

図 I -1 学習成果のPDCAサイクル



(b) 課題

学習成果の表明に関しては、上記の学習成果における2つの成果、つまり「学習成果として本学で得られるもの」と「学習成果として認証されるもの」(学位や資格・免許の取得等)が、これまで別々に(並列的に)表明されることが殆どであったが、本学での全体としての学習成果はその2つの成果を互いに繋げてセットで捉えられるべきなので、この2つの成果からなる全体としての学習成果の表明と周知が、今後さらに進められる必要がある。

〔区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。〕

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。具体例を挙げれば、平成 22 年 7 月に、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の「指定保育士養成施設の修業教科目および単位数並びに履修方法の一部改正」(平成 22 年厚生労働省告示第 278 号)の公布があり、保育士養成課程の教科目および単位数が変更された際にも、カリキュラム改正への準備を全学的に進め、平成 23 年度から新カリキュラムへの移行を果たしている。このように、本学のカリキュラムは、国の法令に準拠し、保育士証と幼稚園教諭二種免許状の両方が取得できるカリキュラムとなっている。

本学のこのカリキュラムを修めることにより、(上記基準 I-B-2 で記された)本学の学習成果が得られることとなる。この学習成果の達成度を高め、その質の向上を図っていくことが、まさに本学の教育の質を保証していくことになる。よって、本学の教育の質保証のためには、学習成果の査定(その方法は上記基準 I-B-2 で明示)を軸とした教育指導全体の査定と、それを踏まえた教育内容の改善・向上が図られることになる。つまり、学習成果を焦点とする教育の質の向上・充実を図る PDCA サイクルの実施がなされている。

本学における学習成果(の保証)を焦点とする「教育の質の向上・充実を図る PDCA サイクル」は、以下の通りである。

〈P：計画〉

◎学習成果の設定・(教職員間の)共有

(3つの方針との整合性の確保)

- ・学習成果として「本学で得られるもの」の内容について
- ・学習成果として「認証されるもの」の内容について

◎学習成果を保証する(ための)教育の計画

1. (ディプロマ・ポリシーをもとに)

- ・評価基準と単位履修要件、実習評価方法の確定
- ・卒業要件、資格・免許取得の要件の確認・共有

2. (カリキュラム・ポリシーをもとに)

- ・教育課程(開設科目(実習関係含む)・開講期・教員配置等)の確定
時間割、授業実施(日程-回数)予定の確定
- ・実習指導計画と実習ガイドの作成
- ・各授業担当教員によるシラバスの作成
- ・行事予定・行事内容の確定
- ・学生支援(学習支援、生活支援、キャリア支援等)の体制整備

3. (アドミッション・ポリシーをもとに)
- ・入試の方法・日程等の確定
 - ・オープンキャンパス等の実施計画の策定

↓

〈D：実施〉

◎学習成果の(学生への)周知

- ・各種オリエンテーションやアSEMBリ・アワー等を通して
- ・各種学校行事(入学式、月例集会、修養会、秋季特別研修、研修旅行等)を通して
- ・各授業(実習含む)の目標・概要(学習成果)への理解を通して

◎学習成果を保証する(ための)教育の実施

1. 単位履修の要領・要件の周知と学生支援
 - ・履修ガイダンス、実習ガイダンス等の実施
 - ・各授業のシラバス(目的や評価方法等)の周知
 - ・再履修者への履修相談、欠席管理による支援等
2. 編成された教育課程による教育指導と学生支援
 - ・授業の実施、実習(及びその関連指導)の実施
 - ・学校行事の実施
 - ・学生支援(学習支援、生活支援、キャリア支援等)の実施
3. 入学者の受け入れ
 - ・オープンキャンパス、高校訪問等の実施
 - ・入学試験の実施
 - ・入学前教育の実施

↓

〈C：査定〉

◎学習成果を保証する(ための)教育の成果の査定

1. 学習成果として「認証されるもの」の教育成果の査定
 - ・各学生の卒業、資格・免許取得、専門就職の状況
 - ・学校全体の(入学者の)卒業達成率、資格・免許取得率、専門就職率
 - ・留年・休学・退学者の状況(人数、理由等)
2. 学習成果として「本学で得られるもの」の教育成果の査定
 - ①(学習成果の達成度の査定として)
 - ・各学生の成績評価と単位取得の状況、
「履修カルテ」による各学生の自己の学習達成状況
ディプロマ・ポリシーの諸項目の達成状況に関する各学生の自己評価結果
 - ・各授業(実習含む)における単位取得率と評価区分(秀～不可)比率の一覧

- ② (学習成果の内容面(の質)の査定として)
- ・「授業アンケート」による各担当教員の授業点検
 - ・教員相互の授業内容点検
 - ・「学生満足度アンケート」(学校行事への設問含む)による学校教育環境の点検
 - ・外部(実習園・就職園等)の評価の活用
3. 入学者・在学生に対する評価
- ・入学者の状況(人数・出身高校等)の分析
 - ・在学生の生活面・人物面への評価の集約

↓

〈A：改善〉

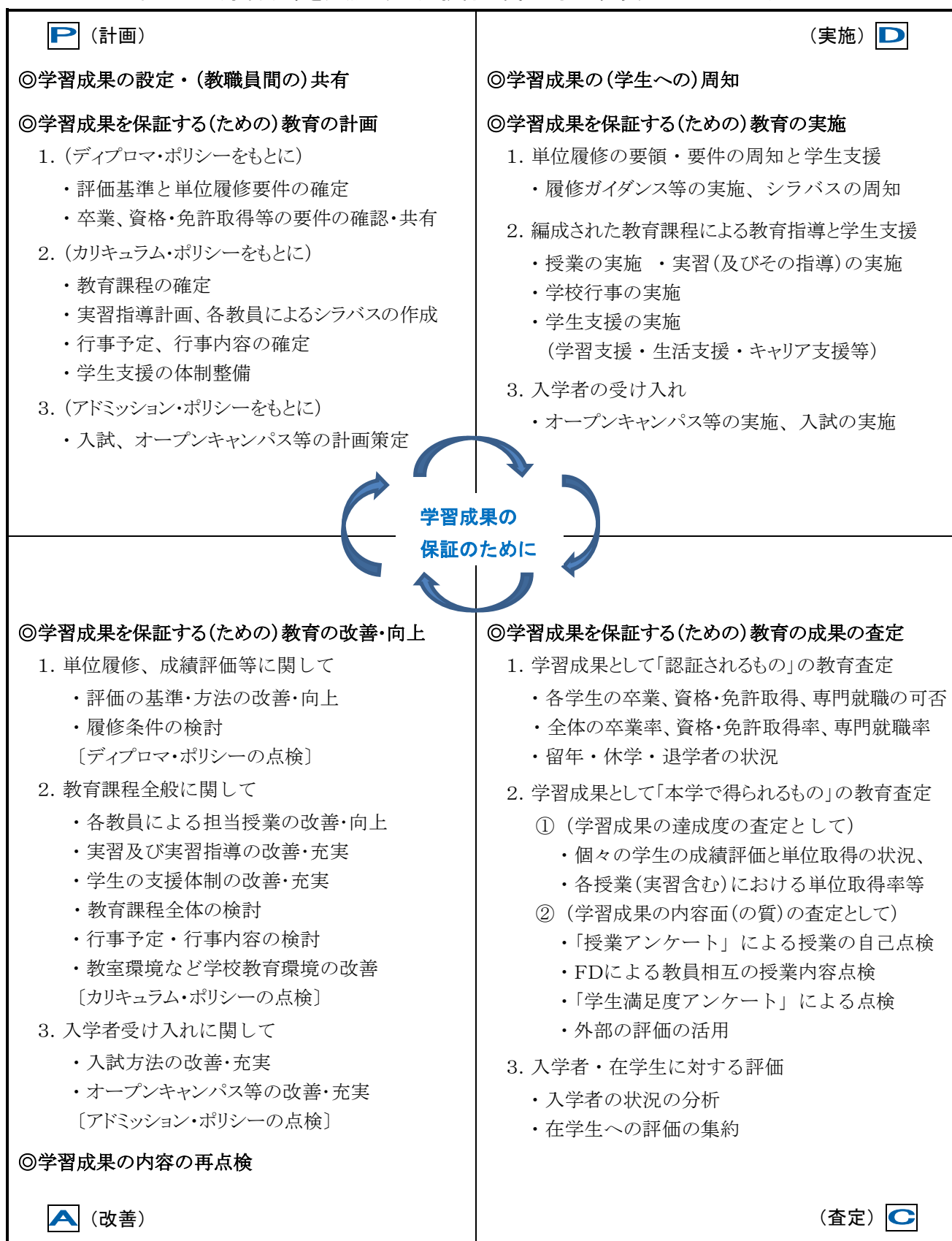
◎学習成果を保証する(ための)教育の改善・向上

1. 単位履修、成績評価等に関して
 - ・評価の基準・方法の改善・向上
(各授業の評価方法、実習関係の評価方法について)
 - ・履修条件の検討(進級、実習参加等において)
〔ディプロマ・ポリシーの点検〕
2. 教育課程全般に関して
 - ・各教員による担当授業の改善・向上
 - ・実習及び実習指導の改善・充実
 - ・学生支援(学習支援、生活支援、キャリア支援等)の体制の改善・充実
 - ・教育課程全体(開設科目(実習関係含む)、開講期、教員配置等)の検討
授業実施(日程一回数)予定、時間割の見直し
 - ・行事予定・行事内容の検討
 - ・教室環境(音響、視聴覚機材等)など学内教育環境の改善
〔カリキュラム・ポリシーの点検〕
3. 入学者受け入れに関して
 - ・入試方法の改善・充実
 - ・オープンキャンパス等の改善・充実
〔アドミッション・ポリシーの点検〕

◎学習成果の内容の再点検

以上、本学における「(学習成果を焦点とした)教育の質の向上・充実のPDCAサイクル」を図示してまとめると、下掲の図 I-2 のようになる。

図 I-2 (学習成果を焦点とする) 教育の質の向上・充実のPDCAサイクル



(b) 課題

上記の本学における「(学習成果を焦点とする)教育の質の向上・充実のPDCAサイクル」について、本学教職員が十分な関心を持ち、それをしっかりと共有し合っていくことが求められる。なお、(本学における)教育の質の更なる向上・充実を図るためには、上記PDCAサイクルにおいて、特にそのC(査定)とA(改善)のプロセスにおける更なる充実が求められる。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

本学の学習成果を「学習成果として本学で得られるもの」と「学習成果として認証されるもの」(学位や資格・免許の取得等)という2つの学習成果の総体として捉えて、それを表明し、それを全学的に共有していくことをめざす。また、その学習成果(の獲得)を焦点とした「教育の質の向上・充実のPDCAサイクル」について、学内教職員間での十分な共有を図っていく。

〔テーマ 基準 I-C 自己点検・評価〕

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。〕

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学則第1条の2において、「前項の目的達成、及び、教育・研究水準の向上を図るため、自己点検・評価を行うものとする。」と規定されており、以下の「横浜女子短期大学自己点検・評価委員会規程」において、学内の自己点検・評価を主導的に推進・実施する組織として「自己点検・評価委員会」が設置されている。

横浜女子短期大学自己点検・評価委員会規程

- 第1条 本学に、学長の下、自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2条 委員会は、学校教育法第69条の3に基づき、本学の教育理念、使命の達成と教育・研究水準の向上を図るため、自己点検・評価を行うことを目的とする。
- 第3条 委員会は、学長、総務部長、学務部長、図書館長及び教授会の構成員若干名をもって組織する。
- 第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 委員会の議決は出席者の過半数をもって決する。
 - 4 委員会が必要と認めたときは、関係教職員の出席を求めることが出来る。
- 第5条 委員会は第2条記載の目的を達成するために、短期大学基準協会の「自己点検・評価報告書 作成マニュアル」に沿って自己点検・評価を統括する。
- 第6条 自己点検・評価に関する報告は、理事会並びに教授会に提出し、承認を得るものとする。

第7条 委員会の庶務は総務部及び学務部において処理する。
 第8条 この規程は、学長が教授会の議を経て変更することができる。

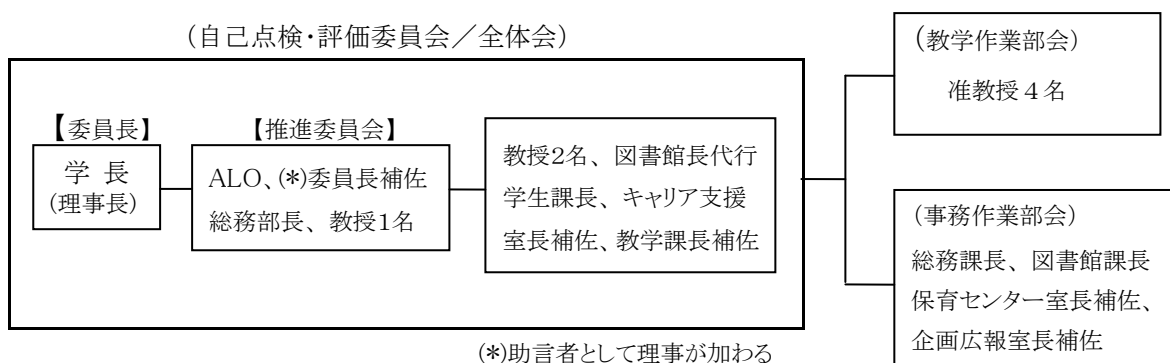
附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

自己点検・評価委員会の現在のメンバーは、本規程の第3条に基づき、委員長(学長)、ALO(学科長・学務部長)、総務部長、図書館長代行、教授3名の他に、学生課長、キャリア支援室長補佐、教学課長補佐を加えた10人で構成されている(さらに助言役の委員長補佐として理事1名も加わる)。

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



本学は保育科単科の小規模な短期大学組織(専任教員18名、専任職員15名)ゆえ、学内の自己点検・評価においては、ALOのリーダーシップの下、自己点検・評価委員会を中心として、教学課、学生課、キャリア支援室、必要に応じ各教員からの資料収集、総務課を中心とした管理運営・財務関係の資料作成、図書館、保育センター等からの資料提供等を含め、直接・間接的にほぼ全教職員が関わる状態になっている。その意味では、学内の自己点検・評価の組織は、本委員会を中心に機能しているといえる。

定期的に行われる自己点検・評価の主たる内容に関して言えば、それは、本学の「学習成果」とその基をなす「3つの方針」に関してということになる。つまり、学習成果の達成状況やその内容面(の質)に関して、また、それに直接関係している、成績評価や単位履修・卒業認定等に関してや、教育課程全般に関して、学生募集と入学者の状況に関して等、である。

本学では、平成12年度に小田原女子短期大学との間で相互評価を実施し、報告書の作成も行っている。

自己点検・評価報告書に関しては、平成14年度に初めて報告書の作成が行われ、その後は、平成17年度から毎年、各年度の次年度末の完成を目標として報告書の作成が行われている。なお、作成された自己点検・評価報告書は、全教職員に配布するとともに、ホームページに掲載し学内外への公表に努めている。

(b) 課題

保育科単科の小規模な短期大学組織ゆえ、自己点検・評価活動には直接・間接的にはほぼ全教職員が関わっているといえる。しかしながら、最終的な報告書作成等には、自己点検・評価委員会のメンバーに負担が集中しがちである。今後は、自己点検・評価活動をさらに全学的なものとしていく必要がある。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

本学の自己点検・評価における、各基準の「行動計画」および各テーマの「課題」や「改善計画」について、全教職員が共通理解を深めていく。

■ 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

本学で獲得される学習成果の内容について、全教職員が共通理解を持てるようにすると同時に、その学習成果（の獲得）を中心にすえた「教育の質の充実・向上のためのPDCAサイクル」についても、全教職員間で共通認識を持ち情報の共有化を図っていく。

◇ 基準 I についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学の学習成果は、建学の精神である「愛と奉仕」の精神を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、女性としての教養・人間性と、保育者としての倫理、知識、技術を身につけて、保育士証・幼稚園教諭二種免許状を取得し、専門就職を果たすことにある。

この学習成果の獲得を保証していくために、本学の三つの方針（学位授与の方針、教育課程の編成方針、入学者の受け入れ方針）が定められ、明示されている。

（一つ目の方針である）学位授与の方針を基に、学則や履修規程が規定されており、卒業の要件や成績評価の基準、資格取得の要件が明示されている。

（二つ目の方針である）教育課程の編成方針に従って、学習成果の獲得のために必要となる授業科目が過不足なく揃えられ、本学教育課程が体系的に編成されている。各授業科目の必要事項（達成目標、授業展開内容、評価方法・基準等々）は、『授業内容』（シラバス）において明示されている。各授業の成績評価は表明された評価方法・基準にそって厳格になされ、教育の質保証が図られている。

（三つ目の方針である）入学者の受け入れ方針で求めている、「保育者をめざす強い目的意識」・「保育者にふさわしい人柄・能力」（明朗さ、社会性、協調性、奉仕の心……）等は、本学の学習成果獲得のための大切な基礎条件となっている。本学の入学者選抜方法は、この入学者の受け入れ方針に沿って行われている。

各教員は、担当科目の学習成果となる達成目標・内容とその評価方法・基準をシラバスで明示し、その学習成果の獲得状況の評価（達成状況の評価）を厳格に行っている。そうした成績の達成状況や「授業アンケート」の結果を真摯に受け止めて、授業の全体を点検し、授業改善を図っている。

一方、事務職員において学生の学習成果獲得にとって中心的役割を担うのが、学務部の教学課と学生課、並びにキャリア支援室である。とりわけ教学課は、教員と協力して、各学生の授業出欠状況を毎回チェックし、欠席回数が多い学生等には早めの対応・支援を行っている。また、キャリア支援室では、資格・免許を活かした専門就職に向けて、全学生を対象とした指導を計画的に実施するとともに、各学生に対する個別の面接指導を継続的に実施している。

学生の生活支援に関しては、事務組織では、学生課が学生生活に関わる総合的な窓口として、その実務・事務を中心的に担っている。教員組織では、教授会、総教授会がその中心的な役割を担っている。そして、その要請を受ける形で、学生生活支援委員会がより具体的な検討・審議を行っている。クラス担当制やオフィスアワーも設定し、学習面だけでなく、生活に関する相談にも対応している。また、健康面の支援に関しては、保健室（看護師が対応）、メンタルヘルスやカウンセリングの体制としては、心理相談室（保健室等と連携して臨床心理士が対応）を開設している。このように学生課、教学課、保健室の他、クラス担当制やオフィスアワー、キャリア支援室、心理相談室の設置等、学生支援に対する多くの相談窓口を用意することで、学生の生の声や思いをできるだけ拾い上げていける支援体制を整備することに努めている。

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の「学位授与の方針」は、以下のように示されている。

〈学位授与の方針「どのような人材を育成するか」：ディプロマ・ポリシー〉

本学が求める人物像で記述している諸特性を修学期間内にさらに高めるとともに、保育の現場で活躍できる教養、専門知識、専門技術を身につけ、全人格的に社会に貢献できる保育者を育成します。

保育科単科の本学で学修した者は、「愛と奉仕の精神」を育み、以下のような諸特性を形成するとともに、所定の単位を修得することによって、保育士証と幼稚園教諭二種免許状を取得できます。

- 保育者としての使命・責任を自覚し、自ら学び続け、成長しようとする意欲と行動力
- 保育者に必要な豊かな人間性と社会性を支える学力とコミュニケーション力
- 子どもの発達と心理を理解し、子どもの幸福で健全な発達を支援していく意欲、知識・実践力
- 子どもの各年齢時期に適した環境・生活を構成していく実践力
- 地域や家庭との連携に積極的に関わっていく行動力
- 保育・幼児教育を支える保育内容の統合的理解・指導力と教科に関わる基礎技能

この方針は、「建学の精神・教育理念と三つの方針」という形で（その中で）、本学の大学案内や学生募集要項、学生便覧、本学公式ホームページ等において明記され、学内外に表明されている。

この「学位授与の方針」の基に、成績評価と単位認定の基準、進級の要件、卒業の要件が「学則」（第20条～第27条）において規定されている。さらに、「横浜女子短期大学履修規程」において、それらの基準・要件が、より詳細に規定されている。また、資格・免許の取得要件については、「保育士資格取得に関する細則」、「幼稚園教諭二種免許状取得に関する細則」において、詳細な規定がなされている。これらの学則や諸規程は、学生便覧の巻末に掲載され、便覧の本文においては、それらの規定内容が、学生によりわかりやすい形で説明されている。

上記の「学位授与の方針」に基づく形で、本学の学習成果がまとめられている（学習成果の内容については、下記の基準Ⅱ-A-4を参照のこと）。

「学位授与の方針」の社会的通用性に関しては、学位授与の前提となっている本学カリキュラムが、国の法令に基づく保育士養成・幼稚園教諭養成のカリキュラムとなっていることはもちろんのこと、「学位授与の方針」に盛り込まれた上記内容、つまり「全人格的に社会貢献できる保育者」や「子どもの幸福で健全な発達を支援していく意欲、知識・実践力」のある保育者等の養成を目指している内容からも、本学の「学位授与の方針」は、社会的通用性に十分富んだものと言えるだろう。

なお、2年次の終了時期（2月初め）に、この「学位授与の方針」に盛り込まれた諸項目

の（2年間における）達成状況について、各学生に自己評価をさせている。ちなみに、その際の評価項目は、以下の11項目からなる。

- 「問1：保育者としての使命感・責任感を持つことについて」
- 「問2：保育者として自ら学び続け、成長しようとする意欲、行動力について」
- 「問3：保育者に必要な豊かな人間性を支える学力について」
- 「問4：保育者に必要な豊かな社会性を支えるコミュニケーション力について」
- 「問5：子どもの発達と心理の理解について」
- 「問6：子どもの幸福で健全な発達を支援していく意欲、知識と実践力について」
- 「問7：子どもの各年齢時期に適した環境や生活を形成・構成していく実践力について」
- 「問8：地域や家庭との連携に積極的に関わっていく行動力について」
- 「問9：保育・幼児教育を支える保育内容の統合的理解について」
- 「問10：保育・幼児教育を支える保育内容に関する統合的指導力について」
- 「問11：保育・幼児教育を支える保育内容の指導に必要な教科に関わる基礎技能について」

現在の「学位授与の方針」は平成26年3月にまとめられ共有されることとなったが、この方針の点検については、学習成果の点検とともに、また、教育理念や他の二つの方針、つまり「教育課程の編成方針」、「入学者の受け入れ方針」との整合性も図りながら、今後とも定期的に行っていく。

(b) 課題

「学位授与の方針」が、学生及び特に教職員の間で、さらに周知され共有されることが求められる。

また、それとともに、免許・資格の取得状況や上の11項目の評価項目（学習成果の査定のひとつの目安と考えられる）の達成度など、基準Ⅰ-B-2に記述した項目の分析に基づいて、「学位授与の方針」の目標達成がどの程度実現しているかを的確に把握したうえで、「教育課程の編成方針」を見直していくことで、本学の教育活動の改善を達成していくサイクルを適切に機能させ、また、社会的ニーズも勘案して「学位授与の方針」の見直しを継続的に行っていく取り組みが必要である。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学の「教育課程の編成方針」は、「学位授与の方針」に対応して、建学の精神である「愛と奉仕の精神」を育み、上記の（「学位授与の方針」に盛られた）資質や能力（意欲・知識・実践力等）を身につけた保育者を養成するために、以下のように詳細に示されている。

〈教育課程の編成方針「どのような教育を行うか」：カリキュラム・ポリシー〉

本学の教育理念を実現するため、ディプロマ・ポリシーで示した人材を育成するために、保育科単科の本学では、大きく「教養科目」と「専門教育科目」の2領域に分けて科目設定を行っています。

○「教養科目」は、人間として、保育者として幅を広げるためのもととなる教養を高め、健康の維持・増進を図ることを目的とした科目で「教養科目」「外国語科目」「保健体育科目」「情報機器の操作」の領域で構成し、設置しています。「外国語科目」は国際共通語の1つである英語教育科目を設置していますが、幼児教育の現場で活用できる学習となる内容構成にしています。

○「専門教育科目」は、保育・幼児教育の理念と原理を学修し、保育・幼児教育の実践に必要な専門知識や技能を身につけられるように、「保育・教育に関する科目」「福祉に関する科目」「保健・栄養に関する科目」「保育の心理学に関する科目」「教科・基礎技能に関する科目」「保育内容に関する科目」の6領域に渡って科目を設置しています。

○実際に保育の現場で働くために必要な保育士証、幼稚園教諭免許状が取得できるように、さらに、保育士、幼稚園教諭としての実践力が身につくように「教養科目」と「専門教育科目」に含める教科目を重層的に構成しています。

○資格・免許取得に関連して、「保育・教職に関する科目」の領域として、学内での事前・事後指導も含めて実習科目を設置し、保育者としての実践力の基礎を育み、グループによる演習形式で、保育内容研究及び実践演習を行う科目を設置しています。

○実践演習に関しては、「遊びと協同活動を通じて子どもが全人格的に、個人として、集団として発達・成長していく」という観点から、「保育内容に関する科目」「保健・栄養に関する科目」「教科・基礎技能に関する科目」「保育の心理学に関する科目」に関連する教科目の教員との連携によって教育指導を行うカリキュラム構成を実現しています。

○所定の科目を2年間で履修することにより保育者としての専門知識や技能の修得に加えて、行事、日常生活、課外活動を通じて、問題解決力、表現する力、実行する力、礼儀・マナーなどの「人間力」、保育者としての「コンピテンシー（有能性）」を高めることができるように支援していくことも、本学の広義の教育課程と位置づけ、行事を企画・指導、日常生活の指導・支援、課外活動の奨励・支援を適切に行っています。

○保育者になるという目標を明確にし、専門職者としての職業意識を高めるため、キャリア教育・支援のための時間を設定しています。

本学は、この方針に従って、教育課程を体系的に編成し、2年間で（学習成果として「認証されるもの」である）保育士証・幼稚園教諭二種免許状の両方を取得できるようにしている。

教育課程を構成する授業科目については、学生便覧において、その一覧が掲載されており、各授業の授業形態、単位数、開設時期、卒業必修・選択の別、資格・免許取得での要否、が一目でわかるようにまとめられている。また、大学案内では、資格・免許取得（学習成果として「認証されるもの」）につながる教育課程の構成科目を、科目区分ごとにまとめて一覧表としてわかりやすく示している。

各授業科目の詳細は、シラバス（『授業内容』）において明示されている。本学のシラバスの項目は、以下の通りである。

科目名、 担当教員名、 対象学年、 単位数、
 授業の目標及び内容、 評価の方法、 テキスト、 参考図書、
 授業展開予定（展開区分－項目－内容）

シラバスの各授業科目における「授業の目標及び内容」は、その科目の達成目標・到達目標を示すものであり、それはその科目の（各科目の・個別の）学習成果を表わしている。よって、教育課程全体の学習成果とは、教育課程を構成する各授業科目のこうした個別の学習成果を束ね、総合したものと捉えることができる。

各授業科目の成績評価に関しては、シラバスの「評価の方法」において具体的に示されており、それが（各授業の）初回授業時のオリエンテーションで学生に説明・周知されている。また、各教員による成績評価は、本学履修規程にそって厳格に行われることとなっている。成績評価がこのようにしっかりと行われることで、教育課程のもつ教育の質の確保も図られることとなる。

教育課程の見直しに関しては、上記（基準 I-B-3 「教育の質の保証」）の通り、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得に関する国の法令改正時には、それに準拠した教育課程の見直しと修正が行われるのはもちろんのこと、毎年、次年度の開設授業科目とその担当教員に関する検討・協議を中心に、教育課程全体の確認・検討・改善が教授会（教育課程委員会としての審議も併せて実施）、総教授会にて行われている。

(b) 課題

本学としての教育の特色や独自性を教育課程の中にさらにどう加味していくのか（例えば、修養会、秋季特別研修、研修旅行などの一連の本学行事を単位化するなど）といった検討すべき課題が存在している。しかしながら、幼稚園教諭養成課程及び指定保育士養成課程として、短期大学の教育課程に重ねて免許・資格取得のための教育課程という二重の条件を満たす必要から、また、「質の高い保育者の養成」を目指そうとする本学の基本理念・基本姿勢により、現行の教育課程は、どうしてもスケジュール的に遊びのない、自由度の少ないものになっているともいえる。その一方で、入学してくる学生の（学力等の）多様化もあり、学習の負担軽減、つまり教育課程のスリム化、必修科目の軽減などの教育課程調整や、補習等の補完的教育プログラムの実施等も必要になりつつある（現行では、補習等の補完的教育プログラムの実施については、補習的な課題の実施、アセンブリ・アワーの活用や課外の時間等を活用しての指導で対応している）。そうした意味からも、「学習成果の査定」も踏まえて、「教育課程の編成方針」については、今後とも継続的に点検・改善していく取り組みが必要である。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の「入学者の受け入れ方針」は、「愛と奉仕の精神」や社会貢献を重視する建学の精神・教育理念に基づき、以下のように示されている（基準Ⅰ-A-1「建学の精神・教育理念と3つの方針」を参照）。

〈入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」：アドミッション・ポリシー〉

本学の教育理念にある通り、人のため、社会のために「愛と奉仕」を実践、実現できる保育者を志し、本学（保育科）での学修を達成するために必要な学力を含めた諸特性を備えた人物を求めます。

「本学が求める人物像」は：

- 保育者をめざす強い目的意識をもっている
- 他者を理解し思いやる心をもっている
- 心身ともに健全である（心身の健康を自己管理できる）
- 保育者にふさわしい以下のような人柄・能力をもっている
 - ・明朗さ ・社会性 ・協調性 ・奉仕の心 ・マナーを含めた社会常識 ・自己表現力
 - ・国語力（特に文章表現力）

この方針が、受験者を対象として本学学習成果のための基礎条件（基礎となる適性や能力等）の有無を適切に把握・評価できるものかどうかに関しては、本学が保育科単科であり、学習成果としても保育者養成に主眼を置いていることを考えれば、この方針による受験生評価が（学習成果から見ても最も基本的・直接的な評価視点によるものであり）適切・妥当なものと考えられる。すなわち、本学の学習成果は、「愛と奉仕の精神」を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、女性としての教養・豊かな人間性と、保育者としての倫理、知識、技術を身につけ、保育士証・幼稚園教諭二種免許状を取得して専門就職を果たすことである。よって、受験者を対象に、その学習成果獲得のための最も基本となる条件（基本姿勢・適性・能力等）として「保育者をめざす強い目的意識」や「保育者にふさわしい人柄・能力」等があるかどうかの把握・評価がなされることは、保育科単科の本学にとって最も基本的・直接的な評価視点であり、適切・妥当なものといえる。

入学選抜の方法（すなわち保育科体験AO入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、特別選抜入試、一般入試）が、上記の「入学者の受け入れ方針」に対応しているかどうかに関しては、どの入試においても、人物面の評価（保育者としての基本姿勢・適性・能力や保育科学生としての適応可能性等に関する人物評価）と、学力面の評価（国語力（特に文章表現力）を含めた学力評価）の双方を行うことにより、当方針による評価内容をカバーできるように努めている。ちなみに、人物面の評価（つまり保育者としての基本姿勢・適性・能力や保育科学生としての適応可能性等に関する人物評価）については、保育科体験AO入試以外では、個人面接（教員2名が面接）を実施するこ

とにより、志願票・調査書等の書類の記載内容と総合して行っており、保育科体験AO入試では、自己アピール面接（教員2名が面接）、保育(実技)体験での参加者の行動観察（教員4名が観察）、高等学校での欠席・遅刻状況の情報、を総合することにより行っている。

また、学力面の評価（つまり国語力(特に文章表現力)を含めた学力評価）については、推薦入試では、調査書の評定平均(全体学力と国語力)をチェックし、一般入試では、国語基礎学力試験の成績(得点)で評価し、特別選抜入試では、大学・短大卒業予定者に関しては、所属大学の成績表と小論文の評価、社会人に関しては、(試験当日に実施する)小論文の評価により行い、また保育科体験AO入試では、「講義体験」時に実施する「まとめの課題」を教員4名で査読評価することで学力面での適性を確認評価している。

このようにすべての入試において、人物としての適性と学力適性の2面を軸にした総合的な評価方式をとることで、入試間の評価の公平性確保も図っている。また、それぞれの入試においては、面接も含め、評価上の基準を徹底し、複数教員による評価や採点の再チェック等も行うことにより、評価の客観性、公平性、正確性も担保されるよう努めている。

(b) 課題

平成28年度入試（平成27年度中に実施した入試）では、入学者定員を上回る203名の学生が確保でき、Ⅴ期(最後)の入試の実施を見合わせることもなったが、予想される今後の長期的な18歳人口の減少に備え、それに対処するためのさらなる入試方法の改善が求められる。

そこで、平成29年度の入試（平成28年度中に実施する入試）より、「入学者の受け入れ方針」に沿いながら、主としてAO入試の入学者選抜方法の改善を行うこととなった。主な変更点は、AO入試の内容とそのやり方にある。具体的には、これまで3回実施していたAO入試を4回実施すること、これまでの本学独自の「保育科体験型」の入試に加えて、次年度からは、「自己アピール型」と「面談重視型」（事前面談を実施）の入試を追加すること（それによりAO入試が3つのタイプから成り、選択が可能となること）、実施の方法は、Ⅰ期とⅢ期には「保育科体験型」の入試のみを実施し、Ⅱ期とⅣ期には「自己アピール型」と「面談重視型」の入試を実施すること等、である。この入試改革により、他校も含めてAO入試の受験を考えている生徒・志願者たちが、選択が可能で受験しやすいということで、本学を志望することに少しでも多くなつてくれることを期待している。

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」と記述）の平成28年4月1日からの施行も鑑み、「入学者の受け入れ方針」における健康面の規定を改定する（平成28年度より）。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。〕

■ 基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

本学の学習成果は、「建学の精神・教育理念と三つの方針」に基づいて、(上記の基準Ⅰ-B-2「学習成果」の通り) 以下のように明示される。

本学の学習成果とは、次の2つの成果として示される。

①学習成果として「本学で得られるもの」

〈本学の（建学の精神・教育理念に基づく）教育指導により育まれるもの〉

「愛と奉仕の精神」を重んじ、社会貢献への眼差しをもった、

- 女性としての 教養・豊かな人間性（明朗性や社会性、協調性、奉仕の心等）と
- 保育者としての
 - ・倫理（使命、責任、意欲、自己成長等）、
 - ・知識（子どもの発達・心理や各年齢時期に適した環境、地域や家族との連携、保育・幼児教育を支える保育内容等に関する知識）、
 - ・技術・実践力（コミュニケーション力、行動力、指導力、基礎技能等）、を身につけること

②学習成果として「認証されるもの」

〈①の成果の所定の基準を達成することにより得られるもの〉

- ・短期大学士（保育学）の学位取得、
- ・保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得、
- （さらには、その資格・免許を活かした専門就職を果たすこと）

この学習成果は、本学での2年間の就学（カリキュラム修学）期間において達成可能となるものである。上記の②の「認証される」成果は、①の「本学で得られる」成果の所定の基準を達成することにより与えられるものであり、本学卒業時に取得が可能となる。したがって、②の成果が達成される場合には、①の成果についても、所定の基準以上の成果が保証されるものと考えられる。

②の「認証される」学習成果である短期大学士の学位取得、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得は、その資格・免許を活かした専門就職を可能とするものであり、まさに社会的・実証的な価値のあるものといえる。

上記学習成果を査定する方法に関しては、(同様に基準Ⅰ-B-2において) 以下のように明示されている。

本学学習成果の査定方法として

1. 学習成果として「認証されるもの」の査定

- ・各学生の卒業、資格・免許取得、専門就職の可否
- ・学校全体の（入学者の）卒業達成率、資格・免許取得率、専門就職率
- ・留年・休学・退学者の状況

2. 学習成果として「本学で得られるもの」の査定

- ① (学習成果の達成度の査定として)
 - ・各学生の成績評価と単位取得の状況、「履修カルテ」による自己の学習達成状況
 - ・ディプロマ・ポリシーの諸項目の達成状況に関する各学生の自己評価結果
 - ・各授業(実習含む)における単位取得率と評価区分(秀～不可)比率の一覧等
- ② (学習成果の内容面(の質)の査定として)
 - ・「授業アンケート」(実習含む)による授業内容点検
 - ・教員相互の授業内容点検
 - ・「学生満足度アンケート」(学校行事への設問含む)の実施
 - ・外部の評価の活用

(b) 課題

学校としての教育の質保証という点からも、各教職員（教員だけでなく事務職員も含めて）が、本学学習成果の査定方法・査定結果を十分に周知し共有しあうことがさらに求められる。また免許・資格の取得状況やディプロマ・ポリシーの諸項目の達成に関する学生の自己評価資料など、基準Ⅰ-B-2 に記述した項目の分析等に基づき、「学位授与の方針」の目標達成がどの程度実現しているかを的確に把握、「教育課程の編成方針」を見直していくことで、本学の教育活動の改善を達成していくサイクルを適切に機能させていく継続的取り組みが必要である。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている〕

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は保育科単科という特性と、卒業生のほとんどが資格・免許を活かして保育現場に就職(専門就職)する関係で、就職先と実習先の施設がかなり重複したものとなっている。教員が実習の巡回指導で園を廻った際、その実習園が卒業生の就職先であることもしばしばである。よって、そこでは、卒業生から直接、本学の教育の実績や効果等も含めた評価を聞く機会となっており、また、就職園(先)の立場で、本学の教員に対して、卒業生に対する評価、養成校である本学に対する要望等を直接伝えてもらう機会ともなっている。また、実習園の施設長等職員と本学教職員との「保育実習懇談会」「教育実習懇談会」も、卒業生に対する評価、養成校である本学に対する要望等を直接聞く場としての役割を果たしている。

さらに、同窓会の事務局に本学の学内施設を提供しており、同窓会の役員会や会報編集会議、総会等も本学内で開かれるなど、定常的に同窓会と連携していることから、また、本学保育センターで実施している現任保育士を対象とした研修事業（「選択的評価基準」を参照のこと）に年間を通して多くの参加者（卒業生を含む）があることなどから、多くの幅広い年齢層の卒業生をはじめとした保育・幼児教育現場の様々な関係者から、本学の教育の実績や効果等も含めた、外部評価の声を得ることが可能となっている。

卒業生、実習・就職園、外部から聴取した、本学卒業生の保育者・幼児教育者としての倫理（意欲・姿勢等）や、知識（教養を含む）、（基礎技能等の）実践力などに関する生の声（評価）を真摯に受け止め、それらの情報について教職員間での共有を図るようにしており、その（外部の声）評価を、本学全体としての学習成果の達成度の点検にも活用するように努めている。そして、そこから見つけられる課題点等があれば、必要な各授業内容の工夫や実習及び実習指導の内容・方法の改善を図り、さらに教育課程の見直しを図っていくように努めている（例；入学前教育の実施や、平成 24 年度より教育実習の予備実習を導入したことなど）。

(b) 課題

外部による評価情報をより組織的に収集していくために、主な実習園ないし就職園を対象としたアンケート調査の実施の定期的な実施に取り組んでいく必要がある。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

本学の建学の精神・教育理念の実現に向けた教育の推進のために、授業や実習だけでなく、学校行事も含めた全体としての学事予定（2年間を通しての全体としての学事予定）の最適化に向けて、さらなる検討をすすめる。

なお、上述のとおり、平成 29 年度の入試（平成 28 年度中に実施する入試）より、「障害者差別解消法」の施行に伴い改定された「入学者の受け入れ方針」に沿いながら、主としてAO入試の入学者選抜方法の改善を行う予定である。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学科の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

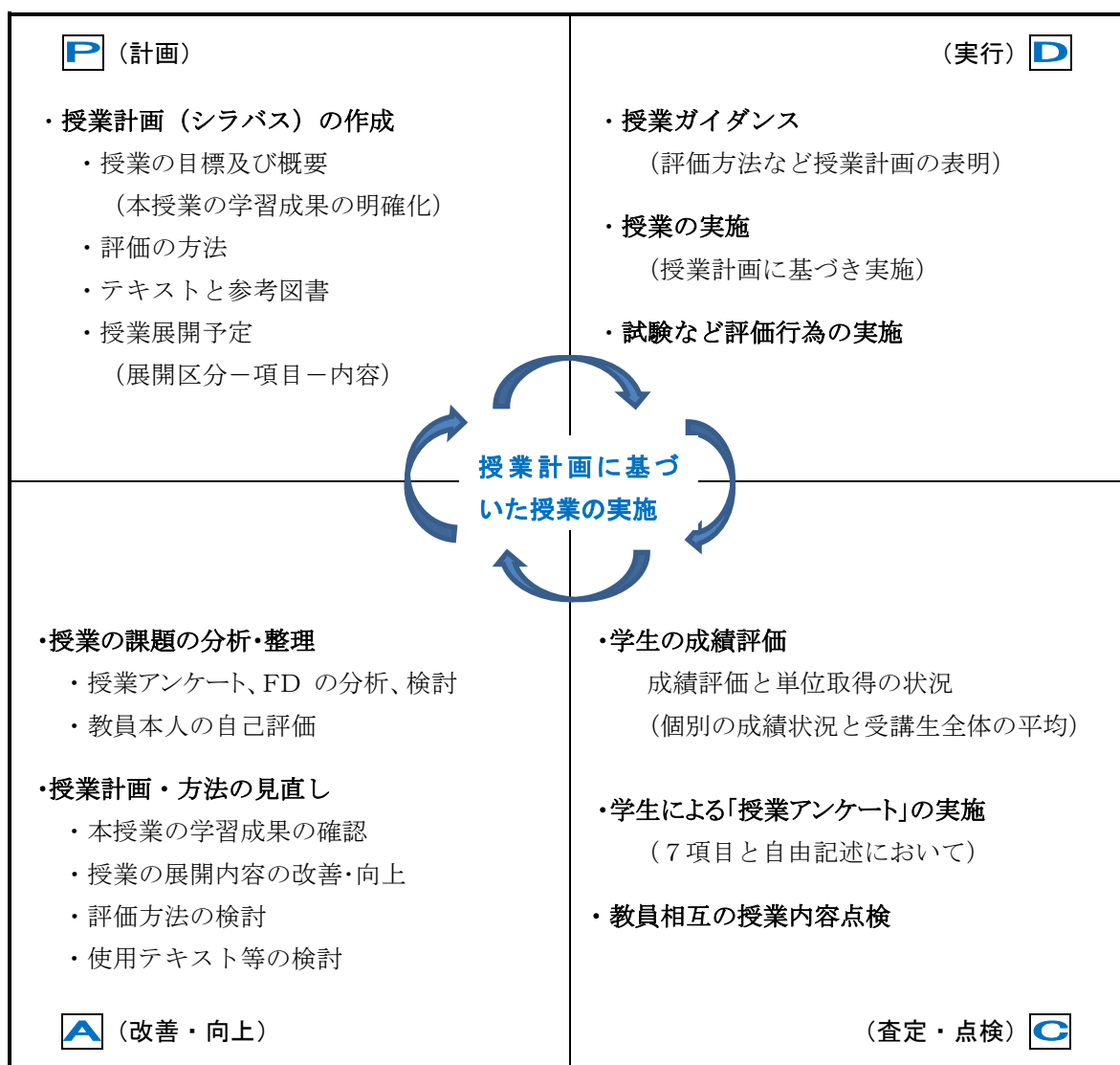
各教員は、『授業内容』（シラバス）において、その担当科目の学習成果に直結する「授業の目標及び概要」を示している。また、「評価の方法」を明示し、「学位授与の方針」に基づく成績評価基準（学則、履修規程で規定）に則り、学習成果の獲得状況の評価（達成度の評価）を厳格に行っている。そして、担当科目の学習成果の獲得における、各学生の達成度と学生全体の達成状況（単位履修状況や秀・優・良・可・不可の比率等）の把握に努めている。

専任だけでなく非常勤も含めてすべての教員が、授業の内容面（の質）の点検・向上のため、定期的に（半期科目は 15 回目の授業時、通年科目は 30 回目の授業時に）学生による授業評価を実施している。評価項目は、①「授業の開始・終了時刻が守られていた」かどうか、②「教室内の秩序が保たれていた（私語などで他人に迷惑をかける学生に対する適切な指導等がおこなわれていた）」かどうか、③「先生の話し方、声の大きさも明確だった」かどうか、④「教材（教科書、資料、プリント、ビデオ等）

を効果的に活用していた」かどうか、⑤「よく理解できる授業だった」かどうか、⑥「授業の内容が充実していた」かどうか、⑦「授業で学ぶことに興味や関心が持てた」かどうか、の7項目とその他の特記事項（自由記述）からなる。7項目はそれぞれ5段階（5～1）で回答され、その評価点の平均値が算出される。学生による授業評価の結果は、それぞれの担当教員に正確に（ありのままに）通知されている。各教員は、その評価結果を真摯に受け止めて、授業の全体を（「授業展開予定一項目・内容」を中心に、シラバスの個々の内容において）点検し、授業内容の改善を図り、それを次のシラバスの内容につなげている。さらに評価で問題が大きいと判断される場合や学生からの緊急の要望が大学に伝えられた場合は、必要に応じて学務部長より、（至急の）改善要請を行っている。

（本学における「授業改善のPDCAサイクル」については、下図を参照のこと）

図Ⅱ-1（半期及び通年の）授業改善のPDCAサイクル



（参考）実際には、各教員は、毎授業時間ごとに授業の改善（微調整）を繰り返し、授業の充実・向上に努めている（その意味では、毎時間ごとに小さなPDCAサイクルが繰り返されていると言える）。

同一科目を担当する教員間では、日常的に授業の内容やその進捗状況、学生の様子や反応、試験や評価等について、互いの意思疎通を図る努力がなされている。また、『授業内容』（シラバス）から他の教員の授業の概要も把握しながら、関連する領域を担当する教員同士においても、必要に応じて授業内容の確認調整を行っている。また、研究室の配置においても、専門領域の近い教員同士を極力近接するように調整し、教員間の意思疎通や協力体制を作りやすくする配慮をしている。

授業科目内でのFDの取り組みでは、2年次後期科目「保育・教育実践演習（幼稚園）」において、授業担当教員の他に関連する専門の（理論的領域および実践的領域の）専任教員9名にも授業に参加してもらい、保育者養成の専門教育における相互の連携のあり方等を検討し確認し合い、各担当科目のさらなる改善に取り組んでいる。

保育科単科の短期大学として、特に専任教員は、学校全体としての教育目的・目標と学習成果を十分把握するように努め、学生に対する、単位履修や卒業要件、資格・免許取得等への指導ができるようにしている。そして、担当授業の学習成果の、学校全体での位置づけとその達成度を十分把握できるように努めている。

事務職員の業務は「学校法人白峰学園 事務組織規程」により分掌されているが、学習成果獲得に対する事務職員の貢献ということに関しては、学生に対する教務支援を行う教学課と学校生活上の諸支援を行う学生課、並びに学生の進路に関する指導・支援を行うキャリア支援室が、その中心的な役割を担っている。とりわけ、教学課は、各授業担当教員と協力して、各学生の授業出欠状況を毎回チェックし、欠席回数が多く、支援が必要となりそうな学生を早めにピックアップして働きかけていく支援業務を行っている。また、履修登録の際には、再履修科目のある学生を対象に履修相談を実施しており、各学生の履修希望内容を丹念に確認し、必要に応じて個別の履修登録案（時間割モデル）を作成し提示しながら、丁寧に対応・指導している。キャリア支援室では、資格・免許を活用した専門就職に向けて、全学生を対象とした指導・支援を計画的・継続的に実施する中、各学生に対する個別の面接指導を実施し、また必要に応じた随時の個別相談支援を行っている。

事務職員の教育目的・目標の達成状況（学習成果の獲得状況）に対する把握・評価に関しては、教学課や学生課等を統括する学務部の部長がALOを務め、また総務部の部長が自己点検・評価委員会の推進委員であることに加え、事務の各部署の責任者が総教授会に陪席すること等により、学生の単位履修状況の把握や、（入学者の）卒業達成率、資格・免許の取得率、専門就職率等々、学習成果の獲得状況に対する把握・評価が行われている。

SD活動としては、全教職員を対象とした学内のFD・SD研修に加え、各種団体による学外研修にも積極的に参加して、学生支援（学習支援、生活支援、キャリア支援等）の職務を充実させ、学生の学習成果獲得の向上に努めている。

図書館には3人の司書が配置されており、学生の学習向上のために以下のような支援を行っている。

- ① 授業内ガイダンスの実施、
- ② (教員と連携した) レポート作成のための指定図書リストの作成・配布
- ③ 図書館報の発行 (年9回)、
- ④ 利用奨励のための実習前のキャンペーン (年3回)、
- ⑤ 「シラバス」に掲載された資料を整備し、授業内で使用する図書を教員に依頼
- ⑥ (教員と連携した) 授業中及び授業外での図書館利用支援・協力 など。

また、学生の図書館利用の利便性を向上させる目的から、図書館委員会を組織し、定期的な協議の場をもっている。

学生の自主的学習の促進を図る目的から、図書館に加え、コンピュータ教室の利用も積極的にすすめている。「保育内容研究」、「保育・教職実践演習(幼稚園)」等の授業では、授業内での学生のコンピュータ教室の利用も行っている。

なお、教職員は、教育効果の向上や学生支援の充実を図るため、日々コンピュータ利用技術の向上に努めている。

(b) 課題

本学において獲得される(保証される)学習成果について、また学生の学習成果(学生全体並びに個々の学生について)の獲得状況・結果に関して、教員だけでなく事務職員も含めた全学的な認識・共有をさらに図っていく。

学生の学習成果獲得の向上・充実のために、教員(の授業内容)間のさらなる横の連携に加えて、教員と事務職員との連携・協力、教員(の授業)と図書館(の利用)とのさらなる連携が求められる。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学科の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

新入生に対しては、入学直前に行う新入生連絡説明会、入学直後の新入生オリエンテーションとその中での履修ガイダンス、新入生歓迎会、2日間の修養会といった、一連の新入生対象のプログラムを実施している。(これらの他にも合格者を対象とした入学前教育プログラムも実施している。)また、年度初めには、学生便覧や『授業内容』、時間割表、履修登録用資料等を配布している。それらのプログラムや配布物等を通して、本学での2年間の学びへの見通しをもたせ、この2年間で獲得される学習成果と、その所定の基準を修めることにより獲得される(認証される学習成果としての)学位取得、資格・免許取得(それに伴う専門就職)について、個々の学生の理解を促している。それにより、学生各人の本学での学びへの目的意識を高め、学習意欲の喚起を図っている。

科目選択の指導においては、履修登録ガイダンスの際に、配布される『授業内容』(シ

ラバス)、時間割表、履修登録用資料を活用して、選択科目の一覧とその履修要件(必要な単位数)を明示し、各選択科目の授業内容をシラバスで調べさせ、時間割表で授業時間のチェックもさせている。それにより(現実的には、免許や資格取得の観点から必修となる科目が大部分になってはいるが)、学生各人が自分の希望に沿いながら自主的に科目の選択ができるように指導している。なお、新2年生で再履修科目が複数ある学生に対しては、教学課職員が中心となって、各人の履修希望内容をていねいに確認しながら、個別に対応・指導している。

基礎学力が不足する学生への対応に関しては、授業科目によって、必要に応じて一部の学生に対して、補習等の補完的教育プログラムを実施している。その際は、補習的な課題の実施、課外の時間等を活用しての指導で対応している。基礎学力に欠ける学生等に関する情報は、総教授会後の専任教員の打ち合わせの場で、相互共有を図るようにしており、他の科目での教育支援にも活用できるように努めている。また、(基礎学力不足という観点からは多少外れるが)公私の特別な理由(忌引きや実習・就職関係等)で欠席が多くなり、結果的に、授業内容の基礎的理解に支障をきたす恐れのある学生に対しては、各授業の担当教員が放課後等の時間を利用して必要に応じて補習授業等の学習支援を行うようにしている。

学生の学習上の問題・悩み等に対して指導助言・支援を行う体制に関しては、小規模な単科の短期大学という点を活かして、学習上の質問や悩みのある学生には、各教員ができる限り個別に対応するように努めている。課外の時間帯には、可能な場合は随時対応もしている。学校としては、クラス担当制やオフィスアワーを設定し、心理相談室も設置している。教学課、学生課、図書館、保健室等も、可能な範囲で学生の学習上の問題・悩み等への相談支援を行っている。さらには、教学課と各教員とが協力して、学生一人ひとりの授業出欠状況をチェックし、欠席回数が多く、支援が必要となりそうな学生を早めにピックアップして、働きかけていく活動も行っている。

学習進度の速い学生や優秀(学力優等な)学生に対する学習上の配慮や学習支援に関しては、特に音楽や外国語等の科目において、その取り組みがなされている。すなわち、「音楽Ⅰ(ピアノ)」・「音楽Ⅱ(ピアノ)」においては、習熟度の違いに応じて、学習内容をグレード分けして指導がなされている。また、「英語Ⅰ」では、習熟度によるクラス分けを行うことで、優秀(学力優等な)学生にとってもより適切な学習が行われるように工夫している。また、実習指導の授業では、各自の学習活動をまとめ上げ集大成する資料づくり(「マイ・ノート」と命名しているもので、まさに各学生にとっての本学保育科での学習成果の集大成として、学生各自による「ポートフォリオ」を作成するもの)を指導しているが、その際、資料づくりの最低目標は規定されているが、目標上限は各自のもつ能力に応じて自由に設定できるので、学習進度の早い学生、優秀(学力優等な)学生は、学習意欲をそがれることなく、その能力に応じた学習活動が可能となっている。

なお、本学では留学生の受け入れは行っていない。

(b) 課題

学生の基礎学力の低下(不足)に対する補習(補完的教育)プログラムを学校として

(学校の教育課程の一環として) 実施するという点について検討することも必要となっている。だが、現状での余裕のない学生の時間割の中に、さらに新しいプログラムを組み込むことはむずかしい点も多いため、教育課程全体の点検と併せながらの検討が必要となる。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学科の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っているか。〕

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学生の生活支援に関しては、事務組織としての学務部学生課が、学生生活に関わる総合的支援の窓口として、その実務、事務を中心的に担っている。教員組織では、学生生活支援のあり方を検討する役割は、教授会、総教授会が担っている。そして、その要請を受ける形で、学生生活支援委員会がより具体的な検討・審議を行っている。また、クラス担当制やオフィアワーを設定することにより、学生の学習支援や生活支援の窓口を複数設置し、学生が相談しやすい体制となるよう努めている。

クラブ活動への支援に関しては、クラブ活動委員会が中心となり、各クラブ・サークルの顧問(教員)も協力して、学生の自主的活動を支えている。学校行事の実施においては、行事委員会の支援のもとに、例えばクリスマス子ども会などでは、担当の学生たちが中心となって会の準備や当日の進行を行っている。

学生のキャンパス・アメニティへの配慮としては、学生の休息と学生同士のコミュニケーションを図る場として「ラウンジ」を設置している。学内に食堂、売店の設置はしていない。以前には、地域の障害者施設に協力して、そこで製造されたパン類を昼休みに販売したこともあった。だが、施設側にとっては、採算に見合う売上げが得られず(実習期間や長期休暇等もあって)、結局打ち切りということになった。

学校として設置している学生寮等はない。ただし、学務部学生課では、必要に応じて横浜女子学生会館等、外部業者の運営する学生宿泊施設の情報提供は行っている。

なお、本学は最寄りの駅であるJR港南台駅からは徒歩5分の至近距離に位置することから、通学のための便宜については特に講じていない。

本学独自の奨学金制度としては、平成21年度より「横浜女子短期大学「平野 恒」奨学金」を設けている。それは、3種の奨学金からなり、その内訳は、成績優秀の在学学生を対象とした給付型の「平野恒奨学金」、成績優秀な社会人を対象とした給付型の「特別奨学金」、緊急に経済的支援を要する在学学生を対象とした貸与型の「緊急貸与奨学金」の3種である。当初は、成績優秀者を対象とする「平野恒奨学金」に重きを置いていたが、緊急に経済的支援を要する学生への配慮がさらに求められる状況のなか、平成27年度には、「平野恒奨学金」を幾分抑え、その分を「緊急貸与奨学金」に回し、必要な条件を満たした学生に対しては、貸与額の増額を可能とすることとし、奨学金返還における緩和措置も加えた規程の改訂を行った。現行規程の基本概要は、以下の通りである。

(平成 27 年度の横浜女子短期大学「平野 恒」奨学金)

奨学金の種類	対象	資格	金額	人数
平野恒奨学金 (給付)	在学生	成績優秀者*1	1年生後期 10 万円 2年生前期 10 万円 2年生後期 10 万円	学期ごとに 原則1名
特別奨学金 (給付)	社会人入学生*2	成績優秀者*1	入学時期 10 万円	年度ごとに 原則1名
緊急貸与奨学金	在学生*3	緊急に経済的支援 を必要とする者*4	授業料の半期分を 貸与*5	年度ごとに 若干名

- *1 希望者があった場合
- *2 社会人を対象とした特別選抜試験に合格した入学者に限る
- *3 1 学生に対する貸与は在学中 1 回に限る
- *4 他の奨学金制度等を活用してもなお経済的に困難な学生への支援に限定する
- *5 学費のうちの授業料及び施設維持費半期分（平成 27 年度 545, 000 円）を無利子で貸与

学生の健康管理に関しては、学務部保健室がその役割を中心的に担っている。保健室には、看護師・助産師の免許を持つ専任講師が在室している（本講師の授業時間中や研究日等、不在の際は、学生課職員がその代わりに務めている）。以下に、保健室での学生の健康管理に関する主要な業務を示す。

・定期健康診断の実施

実施時期	検査内容
春季(4月)	身体計測、視力検査、聴力検査、内科的診察、胸部 X 線検査、血圧測定、尿検査、健康度検査、風疹抗体価検査

- ・健康相談の受付、対応
- ・体調不良やけがなどに対する応急処置
- ・予防接種に関する情報管理及び必要な処置
- ・実習前の検便(必要によりぎょう虫検査)、結果の管理 等

メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制としては、平成 24 年度より、心理相談室を設置し、臨床心理士であるカウンセラーが対応している。それにより、学生課、教学課、キャリア支援室、保健室、クラス担当、その他各教員等が対応した学生の抱えている問題のうち、心理的・精神的に複雑な問題を含む、より専門的対応が必要と思えるケースについては、心理相談室のカウンセラーにつないでいくことが可能となっている。

このように学生課、教学課、保健室の他、クラス担当制やオフィスアワー、キャリア支援室、心理相談室の設置等、学校として、学生支援（学習支援・生活支援・キャリア支援等）に対するより多くの相談窓口を用意することで、学生の生の声や思いをできるだけ拾い上げていける支援体制を整備するように努めている。また、各教職員においても、個々の学生の声にしっかりと耳を傾ける姿勢をもつよう学校全体としての意識の共有を図っている（この点については、平成 24 年 2 月の F D・S D 研修にお

いても、「CS意識(相手軸(对学生という観点から言えば「学生の視点・感情・思考」の尊重)」というテーマで取り上げ、教職員間で意識の共有を図っている)。

さて、社会人学生の学習への配慮に関しては、その学生の年齢が高い場合や母親として年少の子どもを抱えている場合などには、特に実習の配属等において十分配慮するよう心掛けている。すなわち、できるだけ附属幼稚園や関連実習園(姉妹法人である社会福祉法人白峰会の4施設のいずれか)に配属すると同時に、特に宿泊実習となる保育実習Ⅰ(施設)の実習においては、その配属時期についても、本人の意向を確認し配慮するように努めている。

障害をもつ学生への支援体制としては、まだ十分な受け入れの体制は整っていないが、ごく限られた場所からではあるが、スロープや障害者用のトイレを設置するなど、その対応にあたっている。

なお、長期履修制度については、本学では特に行っていない。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献・ボランティア活動等)については、本学の建学の精神が「愛と奉仕の精神」や「社会に貢献する人材を育成する」ことを重んじていることから、学校としては大いに評価し奨励し支援している。かつては毎年、2学年の学生全員が、自分の住む地域の老人ホームにおいて数日間のボランティア活動をしていた。だが、保育士資格の国家資格化に伴う授業日数確保の必要性から、資格取得に直接関係のない、老人ホームボランティアは、平成17年度をもって打ち切られることとなった。今でも毎年実施している、学生全員(1・2学年とも)が参加する地域(貢献・ボランティア)活動としては、クリスマス関連の地域行事や活動がある。すなわち、地域の子どもを招待して実施する「地域クリスマス子ども会」及びその際に子どもたちに贈るプレゼントを手作りする「クリスマスマスコット作り」、主な実習園にクリスマスプレゼントとして贈る保育素材(手芸作品)を協同で手作りする「保育素材のプレゼント作り」である。さらに、平成20年度からは、(Jリーグの)横浜マリノスからの依頼もあり「(日産スタジアムの)赤ちゃん休憩室装飾ボランティア」が新たに行われることとなった。このボランティア活動に有志の学生たちがほぼ毎月(Jリーグが開催されるシーズンを通して)参加している。この活動を学校としても評価し後押しするため、ボランティアクラブとして活動費も支給し、顧問の担当教員や支援担当者を配置し、毎回学生に同行している。本学としては、今後ともこうした学生の地域(貢献・ボランティア)活動を教育的にも評価・奨励し、しっかりと支援していく。

(b) 課題

上記のとおり、学生課、教学課、保健室の他、クラス担当制やオフィスアワー、キャリア支援室、心理相談室の設置等、学校として、学生支援に対する多くの相談窓口を用意することにより、学生の生の声や思いをできるだけ拾い上げていける支援体制を整備することに努めている。だが、そのことにより、より多くなった相談窓口の相互の連携や協力の必要性も生じている。相互の連携のあり方・仕方を明確にし、情報や問題意識を共有できるようにしていくことが必要となってきた。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検

(a) 現状

就職支援のための学内組織としては、キャリア支援室が設置され、そこに専任の職員が配置されている。キャリア形成の先にある大きな目標、希望の職・職場への就職が、日頃からの継続的な学生生活の指導・支援の上に成り立つものであるということを踏まえて、キャリア支援室では日々のきめ細かな指導を心掛けている。また、求人先と応募する学生の橋渡し役として、学生の希望に沿って求人情報を紹介し、学生が迷っている時には就職先とのマッチングを考えていろいろな提案をしている。進学希望の学生には学務部長が対応し、必要に応じて他の専任教員が個別に試験対策等を行っている。

本学は保育科単科の短期大学であり、教育理念、基本の方針が示すように、学生には入学と同時に保育士証、幼稚園教諭二種免許状の資格・免許を活かした専門就職をめざすことを意識づけるために、就職ガイダンスでは下記のような指導計画(プログラム)を設定して指導している。

(以下、2学年の就職年間指導計画を参照)

2学年 就職年間指導計画

月	主な指導内容
4月	ガイダンス(1) *キャリア支援室について *横浜女子短期大学に於ける就職活動 *平成26年度就職活動について *生活態度について ガイダンス(2) *就職ガイド配布 *就職模擬試験について *公立受験について *就職カード記入 *アンケート(就職) *個人面談について ガイダンス(3) *アンケート結果について *就職模擬試験申し込み用紙配布 他 「個人面談」
5月	ガイダンス(4) *県外生の就職活動 *今やれる事、やるべき事 *就職カードの書き直し ガイダンス(5) *小百合合同窓会会長・前キャリア支援室室長 講義 ガイダンス(6) *6月実習と就職について *個人面談を終えて 「就職模擬試験」「個人面談」
6月	ガイダンス(7) *求人票送付について *川崎市保育会について *協会登録について *就職模擬試験の結果 *公立受験について *健康診断について *履歴書の書き方 *就職活動に入る前の心構え 「保護者に対する就職説明会」「神奈川県内幼稚園・保育園・施設 求人票送付」「個人面談」
7月	ガイダンス(8) *横浜市幼稚園協会説明会(幼稚園協会園長先生来校) ガイダンス(9) *求人票について(見方、読み取り方)他 ガイダンス(10) *幼稚園協会、保育会について *県外生への情報 *

	ガイダンス(11) *活動の流れ *履歴書の返却 *9月実習と就職 「就職試験用写真撮影」
10月	ガイダンス(12) *見学の心構え *活動の流れ *協会紹介での動き方他 ガイダンス(13) *見学について・求人票の見方他 ガイダンス(14) *就職試験について他 ガイダンス(15) *横浜私立保育園ガイダンス(横浜市私立保育園園長先生来校) 「個別指導」
11月	ガイダンス(16) *伝達事項 ガイダンス(17) *横浜保育園園長 講義「社会人になる前に」 「個別指導」
12月	ガイダンス(18) *内定者への注意事項 *就職に向けての準備と心構え 「個別指導」
1月	ガイダンス(19) *卒業後の住所・就職先記入 *アンケート(就職活動を振り返って) 「個別指導」
2月	「個別指導」
3月	「個別指導」「求人票送付先、就職園 求人礼状送付」

キャリア支援室では、この指導計画表にもあるように全体に向けてのガイダンスを継続して行っていく中、学生一人ひとりの状況を十分に把握する目的から、2学年になった時点で、事前の就職アンケートを行ったうえ、キャリア支援室横の面接室を使って2名のキャリア支援室員がまずは進路に関する聞き取りのために学生1人ごとに10分程度の個人面談を行っている(全員を対象にして)。そして、就職アンケートをもとに、現在の履修状況・生活状況に応じたアドバイス、どのような就職先を希望するかを含めた悩みごとの相談・支援など、学生一人ひとりと向き合い個別のニーズに応じて対応を継続的に行っている。こうした個別対応は、就職の内定時までにとどまらず、随時卒業時まで継続している。

キャリア支援室は事務室(学生課・教学課の窓口)の向かい側にあり、最新及び過去数年に遡る就職関連資料(当該年度最新の求人票、各園のパフレット、卒業生の就職活動報告書等)が保管されており、いつでもそれら資料の閲覧が可能となっている。

また、就職活動が本格化する時期には、時間を延長して開放し、随時・個別の相談支援等も行っている。キャリア支援室前の中廊下には情報提供のための最新の掲示も行い、学生の就職活動が円滑にできるようにしている。

学生の資格取得に関しては、科目を不足することなく履修できるように、直接の担当部署である教学課との連携をとりながら、支援・指導にあたっている。

就職試験の対策としては、毎年、業者に依頼して作文と一般常識の就職模擬試験を実施している。その際、作文の模擬試験に関しては2学年全員に受けさせ、一般常識の方は希望者のみとしている。1学年の場合はどちらも希望者のみとしている。

就職試験でピアノや図画工作などの実技試験がある場合には、できる限りそれぞれの担当教員に個別の指導やアドバイスを行ってもらっている。

就職状況については、学生が逐次就職活動の状況をキャリア支援室に報告するようにしており、学生からの報告を随時集計分析し、前年度の同時期との比較等を行うことにより、当該年度の状況を把握分析し、必要に応じた追加的支援・指導等の対応を検討・実施するようになっている。また、毎月行われる総教授会において、就職状況の現状(分析)報告をし、全教職員の情報共有を図り、次年度に向け就職キャリア支援の改善にもつなげている。

毎年3月に入ると、その年の就職活動の状況を振り返り、新年度に向けての「就職ガイド」の作成を行っている。ガイドの内容としては、「就職活動にあたって」から始まり、「過去5年間の就職決定状況」、「過去5年間の幼稚園・保育所・施設の求人数」、「公立受験状況」、「先輩からのメッセージ・アドバイス」、「昨年度の就職試験内容」、「就職活動を振り返って」など、就職活動に際してポイントとなる卒業生からの情報を忠実かつ的確に盛り込むように工夫している。この約90ページの小冊子の内容が、本学の就職(活動)への理解を深め、またその大切な指針となるよう、新年度の4月には1・2学年全員と全教職員に配布している。

(b) 課題

卒業後(就職後)の状況アンケートは6年前に実施しているが、ここ5年に関しては、実習・就職園との懇談会での意見聴取、保育センター研修参加卒業生からの意見聴取等での情報収集に基づく状況把握になっている。今後、より定期的、組織的に就職後の卒業生の状況を把握するためのアンケートを実施していくことも必要である。

【区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れの方針に関しては、学生募集要項の冒頭に、「横浜女子短期大学のアドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」)」として明記している。その内容は以下の通りである。

横浜女子短期大学のアドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」)

本学の教育理念にある通り、人のため、社会のために「愛と奉仕」を実践、実現できる保育者を志し、本学(保育科)での学修を達成するために必要な学力を含めた諸特性を備えた人物を求めます。

「本学が求める人物像」は:

- 保育者をめざす強い目的意識をもっている
- 他者を理解し思いやる心をもっている
- 心身ともに健全である(心身の健康を自己管理できる)

● 保育者にふさわしい以下のような人柄・能力をもっている

- ・明朗さ ・社会性 ・協調性 ・奉仕の心 ・マナーを含めた社会常識 ・自己表現力
- ・国語力（特に文章表現力）

このように、心豊かで、社会性のある、コミュニケーション能力に優れた人に、ぜひ入学してもらいたいと願っています。

具体的に高校までに習得すべき内容等として、保育・幼児教育に携わる保育者になるということから当たり前のことと思いますが、

- ・コミュニケーションの基本である「挨拶」ができること
- ・社会的規範・ルールを順守することができるといったことも含めた「社会常識」を有していること
- ・自律的に心身の健康を維持する生活をおくっていること

を挙げておきます。

将来保育者として、子どもと関わるためにできるだけたくさんの知的な引き出しを用意しておくことも大切です。そのために、本学に入学してからも多くのことを学びますが、高校での学習の段階においても、3年間を通じて、特定の教科に限定することなく、幅広く、全教科に渡って、しっかり学習に取り組んでいることが大切になります。また、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状の取得要件となる科目を全て学習していく必要があることから、苦手な科目にも取り組もうとする基本的な学習姿勢、学習意欲を持っていることが重要になります。

そして、「本学が求める人物像」の項目にも掲げましたが、「国語力」は保育者にとって特に大切な能力です。保育の現場では、日誌など種々の記録・書類を作成し、連絡帳を書き、クラス便り等を発行することが日常的仕事に含まれていますし、実習でも日誌記録作成等は必須です。

このようなことから、現代国語、現代文に関連する科目の習熟度は概ね平均的水準以上であることが要件となります。（余裕がある人は、入学までに、漢字検定の少なくとも準2級、できれば2級の取得が望ましいでしょう。）

この内容は、「建学の精神・教育理念と3つの方針」（基準 I-A-1 参照）の中に盛り込まれた「入学者の受け入れ方針」の内容よりも詳しいものとなっており、本学受験希望者に対してより丁寧な発信となるよう意図して示されたものである。

受験生からの問い合わせへの対応に関しては、学務部教学課入試係が窓口となっているが、問い合わせ内容や状況、提供情報の詳細な解説の必要性などに応じて、学内外の進学ガイダンス等の場合は総務部企画広報室が対応し、アパート・下宿など学生生活についての問い合わせには学務部学生課が対応するなど、適切な対応がとれるよう組織的な協力体制がとられている。

広報の体制に関しては、その活動全般を総務部企画広報室が担当し、進学者主催の学外進学ガイダンスへの参入やオープンキャンパス等の企画・運営を行い、主要な広告媒体各社を通じ、本学のPRを積極的に行っている。高等学校内進学ガイダンスや高等学校への訪問は、専任教員と企画広報室が外向いて、本学の教育内容等を詳しく説明している。広告媒体は、WebやSNSを活用したものが主流となってきており、一人でも多くの生徒・志願者に本学の教育内容等を理解してもらい受験してもらえよう、これらのメディアを活用した広報活動も展開している。

入試事務に関しては、学務部教学課入試係が中心となって担当しており、受験希望

者等への対応や願書の受付、入学試験の運営・実施および合否の通知等を行っている。入学者選抜を公正に正確に実施するため、入学試験委員会が中心となりその委員長の統括のもとに全専任教員が協力して、一連の入学者選抜試験（すなわち保育科体験AO入試（Ⅰ～Ⅲ期）、指定校推薦入試（B日程含む）、公募推薦入試（Ⅰ～Ⅴ期）、特別選抜入試（Ⅰ～Ⅴ期）、一般入試）が実施されている。そして、それぞれの選抜試験においては、面接も含め、評価基準を徹底することで、また、複数教員による評価、採点の再チェック等を行うことにより、評価の客観性、公平性、正確性が担保されるよう努めている。

人物面の評価（すなわち保育者としての適性或保育科学生としての適応可能性等に関する人物評価）については、保育科体験AO入試以外では、個人面接（教員2名が面接）実施することにより、志願票・調査書等の書類の記載内容と総合して行っており、保育科体験AO入試では、自己アピール面接（教員2名が面接）、保育（実技）体験での参加者の行動観察（教員4名が観察）、高等学校での欠席・遅刻状況の情報、を総合することにより行っている。

また、学力面の評価については、推薦入試では、調査書の評定平均（全体学力と国語力）をチェックし、一般入試では、国語基礎学力試験（100点満点）の得点をチェックし（60点以上が学力面の合格基準）、特別選抜入試では、大学・短大卒業予定者に関しては、所属大学の成績表と小論文の評価、社会人に関しては、（試験当日に実施する）小論文の評価により行い、また保育科体験AO入試では、講義体験時に実施する「まとめの課題」を教員4名で査読評価することで学力面での適性を確認評価している。

このようにすべての選抜試験を通じて、人物としての適性と学力適性の2面を軸にした総合的な評価方式をとっており、それにより入試間の評価の公平性確保も図っている。

本学では、入学手続き者を対象として、「入学前プログラム」を企画し、実施している。（平成27年度に実施した「入学前プログラム」の内容は、下掲の表の通りである。）

また、入学手続き者を対象として、入学前の3月下旬に「入学生連絡説明会」を行っている。「保育科で学ぶこと」の意味や心構えを伝え、校内巡りをしながら学内説明や、その他入学に際しての必要な事務連絡等を行っている。

入学者に対する学習・学生生活のためのオリエンテーション等に関しては、入学直後において、新入生オリエンテーションのプログラムが組まれており、学生生活や（単位履修等）学習の全般について、学務部（学生課、教学課、キャリア支援室、保健室）、総務部、図書館の各職員や、学年担当・クラス担当等の教員も交えて説明がなされる。さらには、2日間の日程で「修養会」が行われ、本学の建学の精神や教育理念に基づく「学長の講話」や、「本学で学ぶことの意義」に関する教員の話、さらには親睦のためのプログラムや礼拝等を通して、キリスト教精神に基づく本学保育科での2年間の学生生活への方向づけがなされる。

平成28年度入学生対象 入学前プログラム（第1回）

◇ 実施日時：平成 27年 11月 8日（日） 13:00～16:00

◇ 対象者：以下の入試での合格者 172名

・保育科体験AO入試Ⅰ・Ⅱ期（+AOⅢ期 14名の可能性あり）

・指定校推薦入試・公募推薦入試Ⅰ期

※学校行事等で参加できない者がいるため、合格者数と参加者数は一致しない

◇ プログラム内容：

12:30～13:00	受付3カ所	徐・学生スタッフ
	合同教室案内	佐藤・細野
	1階案内	芥川
13:00～13:10	オリエンテーション（受講カード記入方法など）	佐藤
13:10～14:20	保育科学生になるための実践講座 その1	二階堂・細野・滝口
14:20～14:30	ピアノ講座振り分け	
	・経験者へ部屋番号のカードを配る	学生スタッフ
	・童謡程度が弾ける人は出口へ案内・楽譜配付	学生スタッフ
	・ピアノを少し弾ける人をML教室へ案内	徐
14:30～16:00	入学後のピアノ授業について その1	下記詳細
	（テキスト購入相談、テキスト販売、ピアノ初心者講座）	

※14:20 までのプログラムは合同教室、それ以降はML教室・301教室・ピアノ練習室で実施

※「入学後のピアノ授業について その1」タイムスケジュール（詳細）

【初心者コース】

14:30～15:15	①ML教室 担当：横森(弘)	②301教室 担当：佐々木(美)
15:15～16:00	①301教室 担当：佐々木(美)	②ML教室 担当：横森(弘)
終了後	事務室 ピアノ・国語表現テキスト販売 担当：田島・芥川・徐	

【経験者コース】

14:30～16:00	ピアノ練習室 担当：篠原[4,17]・神戸[10,11]・横森(温)[12,13]・中村(み)[7,18]・ 本山[8,9]・八谷[5,6]・梅原[3,15]・中村(美)[1,2]・伊藤[14]・ 丹澤[16] ※[]内は使用教室
※上記の時間内において随時ピアノ・国語表現テキスト購入（事務室）	

平成28年度入学生対象 入学前プログラム（第2回）

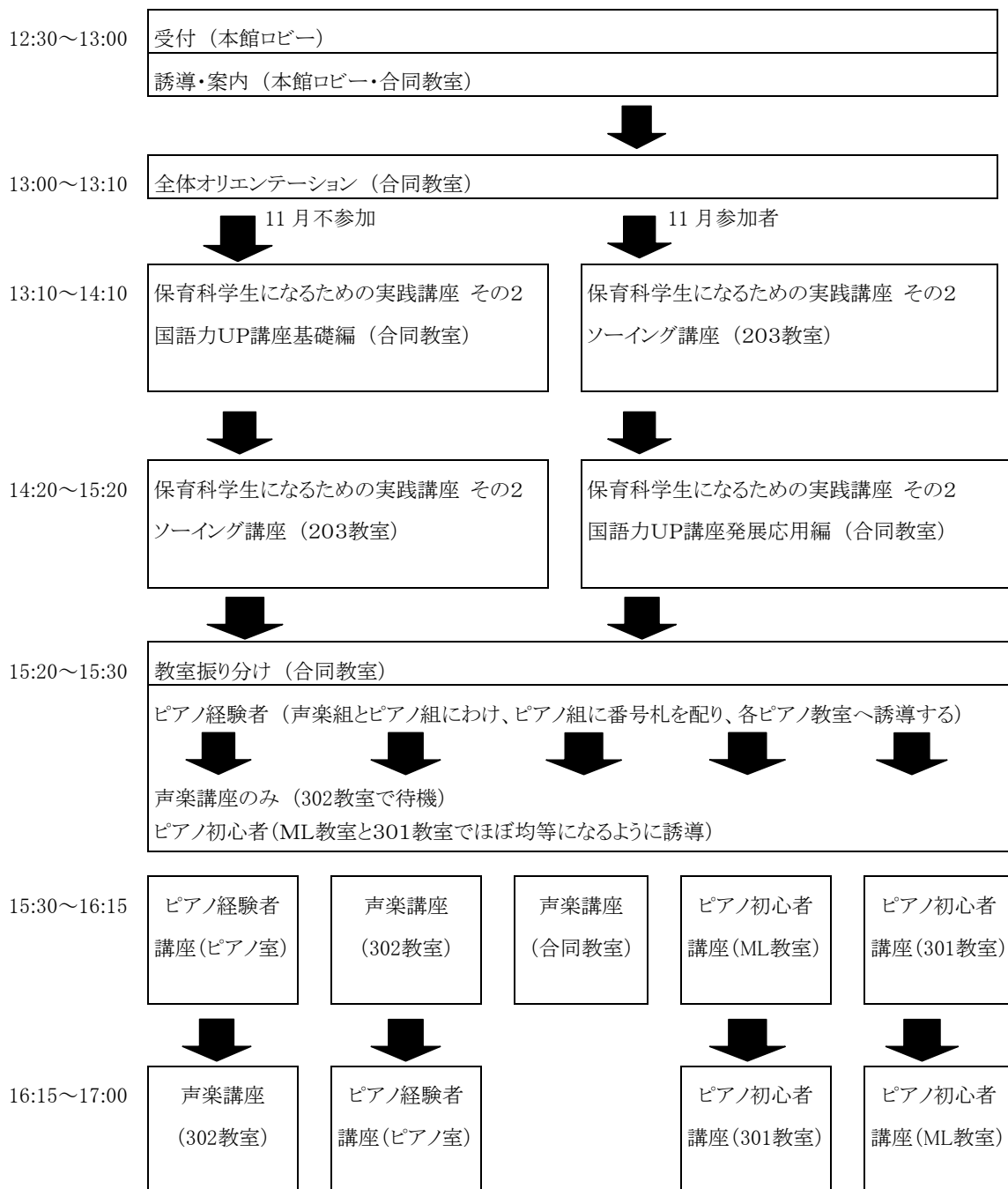
◇ 実施日時：平成 28年 1月 16日（土） 13：00～17：00

◇ 対象者：以下の入試での合格者

- ・ 保育科体験AO入試（すべての期）
- ・ 指定校推薦入試・公募推薦入試Ⅰ・Ⅱ期

配付する物：プログラム・受講カード（最終講座で回収）

◇ プログラムの内容：



(b) 課題

平成 28 年度から、「障害者差別解消法」の施行に伴い、本学の「入学者の受け入れ方針」における健康面の規定について一部改定を行う。具体的には、これまでの内容から「心身ともに健全である（心身の健康を自己管理できる）」、「自律的に心身の健康を維持する生活をおくっていること」の箇所を削除することとなる。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

本学において獲得される学習成果について、また学生の学習成果の達成状況について、教職員全体での認識・共有をさらに図っていく。

学生の学習成果獲得の向上・充実のために、教員間の横の連携、教員と事務職員との連携・協力、教員と図書館との連携をさらに図っていく。

また、学生支援における学生課、教学課、保健室の他、クラス担当、キャリア支援室、心理相談室等の相互の連携強化の方策を検討していく。

なお、平成 28 年度から、「障害者差別解消法」の施行に伴い、本学の「入学者の受け入れ方針」を以下のように改訂する。

横浜女子短期大学のアドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」)

本学の教育理念にある通り、人のため、社会のために「愛と奉仕」を実践、実現できる保育者を志し、本学(保育科)での学修を達成するために必要な学力を含めた諸特性を備えた人物を求めます。

「本学が求める人物像」は:

- 保育者をめざす強い目的意識をもっている
- 他者を理解し思いやる心をもっている
- 保育者にふさわしい以下のような人柄・能力をもっている
 - ・明朗さ ・社会性 ・協調性 ・奉仕の心 ・マナーを含めた社会常識 ・自己表現力
 - ・国語力（特に文章表現力）

このように、心豊かで、社会性のある、コミュニケーション能力に優れた人に、ぜひ入学してもらいたいと願っています。

具体的に高校までに習得すべき内容等として、保育・幼児教育に携わる保育者になるということから当たり前のことと思いますが、

- ・コミュニケーションの基本である「挨拶」ができること
- ・社会的規範・ルールを順守することができることも含めた「社会常識」を有していることを挙げておきます。

将来保育者として、子どもと関わるためにできるだけ多くの知的な引き出しを用意しておくことも大切です。そのために、本学に入学してからも多くのことを学びますが、高校での学習の段階においても、3年間を通じて、特定の教科に限定することなく、幅広く、全教科に渡って、しっかり学習に取り組んでいることが大切になります。また、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状の取得要件となる科目を全て学習していく必要があることから、苦手な科目にも取り組もうとする基本的な学習姿勢、学習意欲を持っていることが重要になります。

そして、「本学が求める人物像」の項目にも掲げましたが、「国語力」は保育者にとって特に大切な能力です。保育の現場では、日誌など種々の記録・書類を作成し、連絡帳を書き、クラス便り等を発行することが日常的仕事に含まれていますし、実習でも日誌記録作成等は必須です。

このようなことから、現代国語、現代文に関連する科目の習熟度は概ね平均的水準以上であることが要件となります。(余裕がある人は、入学までに、漢字検定の少なくとも準2級、できれば2級の取得が望ましいでしょう。)

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

建学の精神・教育理念の実現に向けた教育の推進のために、授業や実習だけでなく、学校行事も含めた学事予定全体の最適化に向けて、さらなる検討とそれに基づく改善に取り組む。

「学位授与の方針」について、学生及び特に教職員の間での、さらなる周知、共有を図る。

本学の学習成果および学生の学習成果の達成状況について、教職員全体での認識・共有をさらに深める。

免許・資格の取得状況や「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に関する評価項目(学習成果の査定のひとつの目安と考えられる)の達成度など、基準Ⅰ-B-2に記載した項目の分析に基づいて、「学位授与の方針」の目標達成がどの程度実現しているかを的確に把握したうえで、その達成水準をより高いものするには、あるいは、不足している領域に対して、「教育課程」と「学生支援」のあり方を総合的に検討し、改善の達成を図る。

学生の学習成果獲得の向上・充実のために、教員間の横の連携、教員と事務職員との連携・協力、教員と図書館との連携をさらに図る。

また、学生支援における学生課、教学課、保健室、クラス担当、キャリア支援室、心理相談室等の相互の連携強化の方策を検討していく。

なお、平成28年度から、「障害者差別解消法」の施行に伴い、本学の「入学者の受け入れ方針」を改定する。

また、平成29年度入試より、AO入試の入学者選抜方法の改善を実施する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

特になし。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

人的資源に関して、本学の教員組織は18名の専任教員から成り、短期大学設置基準を充足している。専任教員の研究については、活発に活動が行われており、FD活動及び授業評価アンケートの二本柱が定着している。また、これに関する積極的かつ適正な情報公開も行われている。一方、事務組織に関しては、「学校法人白峰学園 事務組織規程」をもとにして学習効果をあげるべく適切な事務処理、及び管理がなされている。事務内容に従って組織としては、総務部、学務部、図書館に分かれて、効率的な実務対応を行なっている。危機管理に関しては、「横浜女子短期大学 防災対応マニュアル」が作成されており、これに従い対応している。

物的資源に関しては、校地面積（運動場を含む）、校舎面積は短期大学設置基準を充足し、本学校舎では、「教育課程の編成方針」に沿った講義室、演習室、実習室を整備し、ほとんどの教室にはパワーポイントや諸メディアを活用した授業に支障のない設備、機器をそろえている。図書館は本館とは別棟の鉄筋コンクリート3階建ての建物で、床面積は、1階書庫から3階閲覧室までの総床面積が1,470㎡で、座席数は108席、蔵書数は12万冊を超えている。また、体育関係設備は、短期大学専用の体育館を有しており、その1階床面積は992.12㎡、2階床面積が224.70㎡、延床面積が1216.82㎡となっている。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源に関して、技術的資源の整備として本学では教務システムのコンピュータ化を図っており、平成27年2月にリニューアルして最新版を導入した。直接学習成果を獲得させるものではないが、学習成果を確認するために必須の教務データの処理が従来の手作業に比べ迅速化し、学生の利便性も増すこととなった。校舎本館2階にはコンピュータ教室が設置され、60台のコンピュータを整備している。コンピュータのソフト面の管理や今後の改善に関しては、専門知識を有する教員が担当している。

財的資源に関しては、学園全体、短期大学共に基本金組入前当年度収支差額はここ数年支出超過が続いているが、これは短期大学部門の学生数の定員割れがその大きな要因となっている。定員を充足できれば、収支差額は均衡する見込みなので、当面は定員確保が重要な課題であり、そのための各種の学生募集・広報活動などを積極的に推進している。

こうした中、平成27年度に実施した学生募集活動により、平成28年度は入学定員を上回る新入生を確保できた。また、平成27年度には中長期の見通しを示した経営改善計画を理事会で決定しており、同計画に沿った取り組みを平成28年度から進めていく。

他方、貸借対照表に関しては健全に推移しており、現段階では特に問題はない。また、退職給与引当金は全額を引き当て、教育研究経費も適正水準を超えている。さらに日本私立学校振興・共済事業団からの借入金も平成26年度で全額返済を終え、余裕資金も十分に確保していることから、外部資金の導入や遊休資産の処分に関しては検討していない。

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 27 年度の専任教員は、18 名であり、短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。内訳は、教授 7 名、准教授 4 名、講師 7 名である。各々の職位は、学位や職務実績、教育業績、研究業績等に基づいており、短期大学設置基準の規定を充足したものとなっている。

本学の「教育課程の編成方針」に基づいて、18 名の専任教員と 27 名の非常勤教員を配置している。教育課程における専任教員の配置状況に関しては、全開設科目 62 科目中、専任教員の担当科目は（非常勤教員との複数担当科目も含むと）48 科目で、全体の 77.4% となっており、「専門教育科目」だけについてみるならば、全 30 科目中、専任教員の担当科目（上記と同じ）は 26 科目で、全体の 86.7%、という状況になっている。また、補助教員は、「情報機器の操作」と「表現Ⅱ（指導法）」（注：造形表現に関する科目）に配置している。「情報機器の操作」では、情報処理分野を専攻する理系の大学院生 1 名を T A（ティーチング・アシスタント）として配置し、「表現Ⅱ（指導法）」では、幼稚園教諭として保育現場での教員経験を有する者を T A として配置し、それぞれに個別的な教育指導の促進を図っている。

なお、教員の採用、昇任については、人事委員会が中心となり、教員選考規程に基づいて（必要に応じて関連・隣接する分野の教員らとの協議も経て）、素案を作成し、教授会で審議するという流れで、公正で適切な選考が組織的になされている。

(b) 課題

専任教員の教員数の充足、職位、専任教員と非常勤教員の配置、教員の採用・昇任においては、緊急に解決すべき課題はない。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

「教育課程の編成方針」に基づいて開設された、保育者養成を目指す本学授業科目には、それぞれの分野において専門的な学識や技能、実践的な能力や実績を有する教員を配置している。各教員は、保育者養成につながる、それぞれの専門分野において研究活動を行い、著書や論文の執筆、各種研究発表等を行っている。著書については、保育者養成科目としての担当科目に関する概論書やテキスト等の共著が多く、また、論文については、各担当科目に関連する専門分野における研究の他、自己の担当科目に対する授業研究などもなされている。

教員個人の研究活動状況の公開については、毎年発行される『横浜女子短期大学研究紀要』巻末の「教育研究業績」のページにおいて、各専任教員の過去3年間の研究業績を一覧にして公開している。また、平成27年度からは、本学ホームページの教員紹介欄においても、各教員の主な研究業績を5件まで掲載している。

なお、科学研究費助成金の申請・採択等、外部研究費の獲得に関しては、過去3年間行われていない。

専任教員の研究活動に関する規程の整備に関しては、本学では、専任教員の研究活動を支援し促進する目的で「横浜女子短期大学 個人研究費規程」を整備している。本規程によれば、個人研究費は「研究費」と「研究旅費」とに区分されている。「研究費」の用途は、①研究に必要な図書・雑誌・資料等の購入費、②研究に必要な消耗備品及び消耗品費、③研究、特に調査のために必要とした労務費または印刷費（ただし委託研究の場合は除く）、④その他、に充てられるものとされている。また、「研究旅費」は、学会出席及び研究会（研修会）出席のための出張旅費とし、教職員旅費規程に基づき、年2回まで（海外研修については別に規定、ただし所属長の命令による研修については、この限りではない）とされている。

専任教員の研究成果を発表する機会等の確保に関しては、学内では、教員の研究成果を発表する機会として、毎年、「横浜女子短期大学学内研究発表会」を開催（平成27年度で第20回目の研究発表会を開催）し、また『横浜女子短期大学研究紀要』の発刊（平成27年度で第31号の発刊）も行っている。

研究室等の整備に関しては、本学の場合、講師以上の専任教員については、原則的に個室を割り当てている。各研究室は、教員それぞれの専門領域にも配慮した配置となっている。また、事務職、管理職兼務者に関しては、その執務場所にできるだけ近い場所に研究室を割り当てるように努めている。一部については、状況的に個室の割り当てが困難な場合もあり、その場合は部屋をパーティションで区切り、教育研究の仕事に支障のないスペースを割り当てることで、個室の研究室に準じる機能を満たす工夫を行っている。

研究、研修等を行う時間の確保に関しては、専任教員には、個人の研究時間の確保のため、週1日（月曜日は全員出勤日として除き、火曜～金曜日のいずれか希望する日に）「研究日」を設定している。そして、その日を、学外における調査・研究や他機関での研究活動・教育指導に充てることも可能としている。もちろん夏季・冬季・春季の長期休業中には、まとまったかたちでの研究（自宅研修）時間の確保が可能となっている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程については、設けられていない。

FD活動への全学的取り組みに関しては、平成19年度に、「研究紀要編集委員会」を「横浜女子短期大学研究・紀要（FDプロジェクトを含む）委員会」に改め、平成22年度からは、本委員会から「SD・FD委員会」を独立させ、学内におけるSD・FD活動の推進を目的とする学内委員会を創設した。平成24年度からは、毎年、全教員・職員を対象とした「FD・SD研修会」を実施し、学生（教育）指導、学生支援の全学的な底上げを図っている。これまで実施したFD・SD研修会は以下の通りである。

平成 24 年 2 月 20 日	「CS (Customer-centric Sense) 意識とコミュニケーション」
平成 25 年 8 月 29 日	「PDCAサイクルの理解」
平成 26 年 8 月 29 日	「18歳年齢減少期における大学職員の役割」
平成 27 年 9 月 16 日	「個人情報保護・SNSリスク」

また、授業科目内でのFDの取り組みでは、「保育・教育実践演習(幼稚園)」において、授業担当教員の他に関連する専門の(理論的領域および実践的領域の)専任教員9名にも授業に参加してもらい、保育の専門教育における専任教員相互の連携のあり方等を点検し検討し合い、更なる改善を図っている。平成26年度末には、「横浜女子短期大学SD・FD活動規程」を整備し、今後さらにSD・FD活動の全学的な取り組みを推進していく予定でいる。

専任教員の学内の関係部署との連携については、学生への教務支援を行う教学課や学校生活上の諸支援を行う学生課、学生の進路に関する指導・支援を行うキャリア支援室、図書や雑誌、DVD等を収蔵・管理する図書館等との密接な連携が図れるよう努めている。とりわけ、授業担当教員と教学課との協力体制により、各学生の授業出欠状況を毎回チェックし、欠席回数が多く、支援が必要となりそうな学生を早めにピックアップして働きかけていく支援を全学的に行っている。

(b) 課題

各専任教員の過去3年間の研究業績は研究紀要巻末に公開されている(平成27年度からは、本学ホームページの教員紹介欄でも、主な研究業績が5件まで掲載されている)が、研究業績の数は総体として多いとはいえない。入学者の多様化に伴い、教員は、授業とその準備だけでなく、種々の問題を抱えて学生生活を送る学生の支援にも多くの時間が割かれるようになっており、また一部教員は事務職・管理職の兼務者もいるなど、現実的に余裕のない状況にあると言える。しかし、各教員においては、可能な限り研究への意欲をもち、研究への取り組みに向けてなお一層努力することが求められる。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。〕

■ 基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学の事務組織は、総務部長が事務に関する最高責任者となっている。それぞれの部署において、事務職員はその部署の事務をつかさどる専門的な職能を有しており、さらに事務的な日常業務のみならず、学内外に向けた通常業務以外の事項についても適切に対応している。現状としては、総務部長を議長とし、月1回開催されている部課長会議を通じて事務に関する情報交換等は緊密・頻繁に行われており、「事務組織規

程」に則り総務・学務、キャリア支援、企画広報などの所管事務を処理している。事務部署には総務部、学務部共有の事務室を配置し、事務室内のパソコンは文書処理、情報処理、ネットワーク利用に活用されているが、情報保護のためにネットワークに接続させていないものもある。情報セキュリティーはコンピュータ室で集中的に管理し、実施している。その他、印刷機やコピー機などは必要な部署に整備している。

また、「短期大学の危機管理」に関しては、「学校法人白峰学園 防災管理規程」に基づき、事務職員がその内容に従って、自然災害、重大事故、健康被害等の発生時には事後対策を的確に行えるよう、常日頃より問題意識を持ち、日常業務に取り組んでいる。

この他、心室細動時の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器（AED）も学内に設置している。

SD活動においては、SDに関する規程を整備し、その規程に則って少なくとも年度内に1回は、全学挙げての共通テーマを持ったSD研修会を開催している。その他、日本私立短期大学協会・日本私立学校振興・共済事業団等が主催する学外研修にも積極的に参加し、事務職員の能力のレベルアップを図っている。

学生への利便性の向上を図るためには、事務のスピード化、合理化、効率化が必要であるが、本学は保育科のみを置く単科の小規模な短期大学であるので、事務職員も学生の状況をよく把握している。職員間の風通しは良く、職員全員が常に業務の見直しや事務処理の改善に努力しており、教員と事務職員との連絡、連携がスムーズにできることも小規模校の強みであり、これらのことが総合的に学習成果の向上に生かされていると考えられる。

(b) 課題

事務職員には、コミュニケーション能力をはじめとして、高度化、複雑化している業務に対応するため、自己啓発と研鑽が必要とされていると思われるので、各部署において必要に応じた外部研修会に参加しているが、研修の成果が文書による報告と個々の部署での業務反映に留まっているのが現状である。今後は研修を受けた職員が成果を発表し、可能な限り全職員がその成果を共有できればと考えている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適正に行われている。〕

■ 基準Ⅲ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関しては総務部が統括し、規程を整備している。本学の教職員の勤務に関する規程には就業規則をはじめとして、専任教育職員勤務規程、非常勤講師就業規則、臨時職員就業規則があり、これらの規程、規則に関連する教職員が新たに採用された場合には、その都度、関係のある規程を説明し、理解を得ている。また、これらの規程に変更がある場合には、専任教員に関しては教授会などで、専任職員の場合には所属長を通して、非常勤職員や臨時職員に対しては総務部職員がそれぞれの

当該教職員に対して、変更点を説明し、変更内容に関して理解を得るように変更点を説明している。以上のように、教職員の就業に関しては上述の規程・規則をもとに適正に管理運営がなされている。

*-

(b) 課題

教職員の年次有給休暇の取得状況に関して、全体的に取得率が低い状況となっている。業務の一層の効率化を図り、バランスの取れた職場環境作りを進めていく方針である。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教職員の定年退職等に伴う補充採用および新規採用の際には、全体的に年齢構成が高くなっている人員体制の若返りを図っていく。平成 26 年度に再整備した F D と S D に関する委員会規程に基づき、F D と S D のそれぞれの活動をさらに向上・充実させる。

〔テーマ 基準Ⅲ - B 物的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他物的資源を整備、活用している。〕

■ 基準Ⅲ-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の校地面積は 14,355.30 m² (このうち運動場は 3,872.00 m²) であり、短期大学設置基準で定められた 4,000 m² (収容定員 400 名×学生一人当たり必要面積 10 m²) を上回っている。また、適切な面積の運動場も有している。校舎面積も 12,781.73 m² あり、短大設置基準で定めた 3,350 m² を上回っている。

短期大学校舎は、「教育課程の編成方針」に基づき、十分な講義室、実験・実習室、演習室等が設置されている。さらに、ほとんどの教室にはプロジェクターまたはスクリーンが設置され、パワーポイントや諸メディアを活用した授業の進行に対応できる体制を整えている。本館合同教室に関しては、教育支援機材としての映像・音響関係の設備を更新した。なお、平成 28 年 3 月には、本館講義室内の学生の机と椅子を全て新しいものに入れ替えた。また、バリアフリー対策としては、講堂にはスロープや障害者用トイレを設置している。

図書館に関しては、本館とは別棟の 3 階建ての図書館棟が設置されており、閲覧座席数は 108 席あり、図書館内には AV 室 (DVD・VTR プレイヤー 3 台、CD プレイヤー 2 台) も設置されている。平成 28 年 3 月末日現在 12 万 4,100 冊の蔵書数を有しており、OPAC にも対応している。この OPAC に関しては、図書館内の 2 F には OPAC コーナーとして館内用に 2 台、インターネット経由では 4 台、3 F には館内用に 2 台、図書館内では合計で 8 台の検索用コンピュータが設置されている。購入する図書を選

定に関しては、教員4名、館長代行、図書館員1名で構成される選書ワーキンググループで選書を行なっている。また、毎年2回、非常勤講師を含む全教員に対して授業などのために必要な購入図書の依頼を行なっている。希望が出された図書に関しては、最優先に購入し、またシラバスに掲載された教科書、参考図書、関連図書はもれなく購入している。さらに、学生の要望を反映させるためにリクエスト制度と選書ツアーも実施しており、年間で3回程度、延べ15名前後の学生が参加している。図書の除籍に関しては、「資料収集・管理規程」に則って行われている。

体育関係設備については、適切な面積の体育館 1,216.82 m²を有し、「体育実技」や「小児体育」等の授業や地域の女性を対象とした体操教室（年間36回開催）などに利用されている。

(b) 課題

図書館に関して、蔵書数（12万4,100冊）が図書館収納可能冊数（12万2,000冊）を既に超えているので、今後書架をいかにして増やしていくかが課題となっている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行なっている。〕

■ 基準Ⅲ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学園の施設設備の管理や固定資産及び物品管理に関しては「経理規程」に整備されており、固定資産等の管理は、同規程に基づいて適正に行われている。また、法人本部より指示があれば、総務部長が実施責任者として、速やかに短大の保有する固定資産の管理及び点検が行える体制となっている。

また、本学は保育科のみの短期大学であるため危険物を取り扱う学科はないが、危機管理については、火災や地震などの自然災害及び防犯に対応すべく、「防災管理規程」を制定しており、重大事象が発生した時にも対処できる体制を整えている。平成27年度には、授業時間内に震度5弱の地震が発生したことを想定した避難訓練を学生及び教職員の参加により実施した。

大震災などの災害時の対応としては、折り畳んで常時携帯可能な本学独自の「大規模地震対応マニュアル」を作成し、また、瓦礫に埋もれた時などにそれを利用することによって人に気付いてもらえるよう、笛をセットにして学生及び教職員全員に配布している。

コンピュータなどの情報設備面のセキュリティー対策については、本学独自の対策を講じている。省エネルギーに関しては、教室等で未使用の時間帯の照明をこまめに消灯したり、夏場の軽装による冷房の節約（クールビズ）、冬場に過度の暖房に頼らない服装等（ウォームビズ）の推奨などの取り組みとともに、各部屋個別対応の冷暖房機を設置すること等により、環境対策の観点からも、可能な限り消費電力量を削減するよう、日々努力している。

(b) 課題

防災関係の取り組みで、平成 27 年度に行なった授業時間内の地震発生（震度 5 弱）を想定した避難訓練は、大きな混乱もなく終了することができた。今後、授業時間外など様々な想定で訓練の回数を重ね、教職員・学生とも自主的に行動できるようにしていきたい。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

施設・設備の補修・改修等は毎年度作成する事業計画に盛り込み実施しているが、必要に応じて見直しを行い、きめ細かく対応していく。避難訓練については、様々な想定で継続して実施する。また、平成 28 年 1 月 1 日から社会保障・税の共通番号制度導入により個人番号（マイナンバー）の取り扱いを開始したが、平成 27 年度内に策定した特定個人情報保護委員会（内閣府外局）のガイドラインに基づく取り扱い規程に沿って、情報システムのセキュリティー対策等をさらに向上させる。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「教育課程の編成方針」に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関しては、光回線による学内全域の教室、各研究室のネットワーク化を行い、教育研究及び学習支援にインターネットが活用できると同時に、図書館の蔵書検索にもWebが活用できるようになっている。なお、学内LANは整備している。

次に、専門的な支援に関しては、「教育課程の編成方針」に基づいて、教養科目として「情報機器の操作」(演習科目)を開講している。この科目を履修することにより、社会人(特に保育者)として必要とされる基礎的な情報技術が習得可能となっている。具体的には、保育現場等で必要なITリテラシーの一つであるワード、エクセル、パワーポイントの使い方についての基本的なトレーニングがなされている。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、(授業時間外は)常時開放されているコンピュータ教室の端末利用において何らかのトラブル等が生じた場合には、本学教職員が(教学課・総務課職員が中心となって)対応している。

施設に関しては、本学では、コンピュータ教室と図書館において学生が利用できるコンピュータが設置されている。学生が利用できるコンピュータの数は、コンピュー

タ教室が60台、図書館が8台となっている。なお、図書館のコンピュータ・システムは、ブレインテック「情報館」を使用しているが、数年おきに最新のシステムに更新されている。また、平成27年3月には、図書館コンピュータ・システムの更新（第11期目の更新）を行い、OSをWindows 8.1対応とし、インターネット検索性用コンピュータ8台とノートパソコンを更新した。さらに、平成28年3月には、コンピュータ教室に設置されたコンピュータ60台全てのハード・ソフトの更新を行うと同時に、教育支援機材としての音響・映像システムの更新も行った。

ハードウェアに関しては、コンピュータのみならず、授業や行事（特に学生の発表会等）で利用するための各種視聴覚機器を整備している。講堂には、本格的な舞台関連情報機器・音響機器を整備している。

ソフトウェアに関しては、学内で利用しているコンピュータは、セキュリティパッチ等を最新の状態に保つために、定期的にアップデートを行っている。

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していないが、教職員は各自、教育指導や学生支援を中心とする学校運営全体の充実を図るために、コンピュータ利用技術の向上に努めている。

各教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術の活用を努めて、効果的な授業の実施を目指している。多くの教員が、授業においてDVDやビデオ等の視聴を組み込んでおり、一部の教員はより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

このように、本学では、授業や学校運営におけるコンピュータ等新しい情報技術の活用を積極的に図っている。

なお、本学では、「教育課程の編成方針」に基づいて、「情報機器の操作」の授業で使用するコンピュータ教室の他、LL機能も持つML教室、学生の発表会等でも使用する、舞台関連情報機器・音響機器を備えた講堂等の、特別教室・施設を整備している。

(b) 課題

技術的資源の活用に関しては、継続的に各資源の状態を点検し、必要があれば更新し続けていくことが主要な課題となる。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

改善計画は特にないが、継続的に各資源の見直し・点検を行い、必要に応じて更新していく。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a)現状

資金収支に関しては、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、学園全体及び短期大学部門は共に均衡しているが、基本金組入前当年度収支差額は学園全体及び短期大学部門において支出超過の状態が続いている。これは、短期大学部門での定員割れがその主な要因となっている。定員を充足できれば、収支は均衡する見込みなので、当面は定員確保が重要な課題であり、そのための各種の学生募集・広報活動などを積極的に推進している。こうした中で平成 27 年度に実施した学生募集活動により、平成 28 年度は入学定員を上回る新入生を確保できた。

貸借対照表については、固定資産の減価償却による減少額及び基本金組入額が、運用資産・現金預金の増減に反映しており、健全に推移している状況と言える。退職給与引当金等の引当金は、目的に沿って全額引当を行なっている。日本私立学校振興・共済事業団からの借入金に関しては平成 26 年度に全額返済を終えた。また、資産運用に関しては、経理規程及び寄附行為に則って運用している。教育研究経費については、適正水準を超えており、教育研究用の施設設備及び図書などの学習資源に関しても、資金配分には留意しており、適切であると考えている。

平成 27 年度には、中長期の見通しを示した経営改善計画を理事会で決定しており、同計画に沿った取り組みを平成 28 年度から進めていく。経営改善計画では「支出超過を続けてきた財務内容を少なくとも収支均衡の状態に改善し、安定した教育基盤の整備を図る」とともに、「横浜女子短期大学および附属幼稚園の施設・設備の補修・改修等を順次進め、良好な教育環境を維持・継続する」ことを学園全体の課題として掲げた。

このうち財務内容の改善に関しては、①「短期大学の入学定員充足による学生生徒等納付金収入の増加」、②「入学試験の名称・実施要領等の一部変更」、③「業務の効率化等」、④「光熱水費等の管理経費節減努力の継続」の 4 項目を具体的方策とし取り組む。

短期大学の入学定員充足については、既に平成 27 年度の学生募集活動により、平成 28 年度は入学定員を上回る新入生を確保することができた。入学試験委員会と企画広報室の連携、専任教員の協力により、これまで展開してきた対策の効果が表れてきた。平成 28 年度（平成 29 年度入学生募集）以降についても、定員充足に向け、オープンキャンパス、高校訪問、高校の進学指導担当者を招いての説明・相談会、各種進学説明会への担当者派遣、キャンパス見学の随時受付等の広報・学生募集活動を必要に応じて修正を加えながら継続して実施する。

さらに安定的に入学者数を確保するため、平成 29 年度入学試験から AO 入試等の名称や実施要領等の一部変更も行う。進学希望者や高校進路指導者等に対して、より分かりやすく情報発信し、認知度を高めることなどが狙いで、学生募集への波及効果を期待できると見ている。

一方で大学業務の面では、一層の効率化を図り、時間外手当については所属長との連携により管理を徹底する。教職員の定年や自己都合による退職者が出た場合の補充採用は、関係部署と調整のうえ慎重に行う。併せて採用の際には、全体的に年齢構成及び人件費が高くなっている教職員の若返りを図っていく。

このほか夏場・冬場を中心にした冷暖房費の削減努力を引き続き実施し、環境対策にも繋げる。

(b) 課題

前述の経営改善計画に沿った取り組みを着実に実施する。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

短期大学を取り巻く環境が専門学校と4年制大学との狭間に立ち厳しい状況にある一方で、短大卒の保育者に対する社会的ニーズも多くある中、本学では今後も保育科単科の短大として更に教育内容を充実させ歩んでいく方針である。

本学における強み、弱みは、教授会等で定期的に把握・分析を行なっている。強みとしては、最寄りのJR港南台駅から至近距離にある学舎、小規模校で保育科単科であるがゆえの学生一人ひとりに対するきめ細かな徹底したフォロー体制、充実した学習室や保育科単科の短期大学では稀な蔵書数並びに設備を誇る図書館、デジタルコンピュータオルガンを擁する講堂、保育者として神奈川県内を中心に各地で活躍している卒業生の存在等がある。一方の弱みとしては、学内に学生の憩いの場が少ない、2年間で資格取得を目指すカリキュラム編成のため学生の学習スケジュールが過密にならざるを得ないこと等が挙げられる。

短期大学の定員割れを受けて、財務内容が厳しい状況にあることに関しては十分認識している。入学者の募集対策については、入学試験委員会と企画広報室の連携、専任教員の協力によりオープンキャンパス、高校訪問、高校の進路指導教諭を招いての学内説明会、各種進学説明会への担当者派遣など諸活動を展開し、様々な対策を講じており、徐々に効果を表している。平成28年度は、平成27年度に実施した学生募集活動により入学定員を上回る新入生を確保できた。平成27年度に策定した経営改善計画にも、定員充足に向けた学生募集活動を財務内容の改善に繋げる主な取り組みの一つとして盛り込んでおり実施に移していく。

人事計画、施設整備については、必要に応じて理事会等の場で検討している。日本私立学校振興・共済事業団からの借入金も平成26年度で全額返済を終え、余裕資金も確保している。外部資金の導入に関しては、平成21年度より奨学金(平野恒奨学金)に対し寄附金を募っている。

また、定員管理と教育研究に関わる経費については、教授会の意見を聞きながら、

総務部で確認を行っている。財務内容に関しては、本学ホームページや学園報(白峰学園ニューズレター)に掲載しており、学内で経営状況について共通認識を持つとともに、学外に向けても情報発信している。

(b) 課題

経営改善計画に盛り込んだ財務内容の改善方策を着実に実施する。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

基本金組入前当年度収支差額均衡の前提条件である入学定員の充足に向け、これまでの取り組みで一定の効果を上げつつある広報・学生募集活動について見直しを行い、継続して実施する。

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善計画

前述の通り、全体的に年齢構成が高くなっている人員体制の若返りを図るとともに、入学定員充足に向けた広報・学生募集活動をさらに強化し、財務内容の改善につなげる。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

特になし

基準IV

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

リーダーシップに関して、理事長は建学の精神や学園の使命の再確認やその周知、将来構想の策定等の指導的役割を担いながら、学園の発展に寄与するとともに、寄附行為の規定に基づき代表権を付与された学園の代表者として、本学園の運営全般に亘り、リーダーシップを発揮している。また、本学園の最高意思決定機関である理事会は、法令及び学内規程に基づき定期的開催され、本学を含む学園全般に亘る重要事項を審議している。理事会を構成する理事は、法令及び学内規程に基づき選任しており、本学園の建学の精神を理解するとともに、学園の健全な経営についての学識及び見識を有する者で構成している。

また、学長は学内規程に則り理事会において選任され、教学運営及び、短期大学・学園運営の両面において、その職務を遂行している。さらに、学長のリーダーシップのもと、教授会や各種委員会等の組織編成や諸規程の整備等、本学を円滑に運営していくための組織体制を整備し、運営している。

監事は、寄附行為の規程に基づき選任しており、定例で開催される監事監査や理事会への出席、監査報告書の作成等の業務を適切に遂行し、本学園の業務及び財産の状況について適宜監査している。

評議員は、寄附行為に基づいて選任しており、学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。

法人では、理事会並びに評議員会において毎年度末に次年度の事業計画と予算の承認を行い、適正に執行している。計算書類、財産目録等は法令及び学内規程に基づき作成しており、法人の経営・財務状況を適正に表示している。また、法人の資産及び資金の管理と運用も法令及び学内規程に基づき適正に管理、執行されており、奨学金に対する寄附金の募集も、理事会を経て実施しており、これらに関する財務情報及び教育活動に係る情報は、ホームページ等を通じて一般に向け広く公開している。

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、平成10年に理事長に就任後、建学の精神や学園の教育理念・目的を理解し、理事会、評議員会においてその再確認を行っており、また、機会あるごとに教職員に対しても周知して学園の発展に寄与している。理事長は現在短期大学学長も兼務しているが、「学校法人 白峰学園寄附行為」第12条には「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定められており、様々な場面で理事長自らが、教学管理運営面から議案を提示し、短期大学の将来構想について積極的に検討を行っている。また、法人の管理運営上の課題についての情報収集に努め、優れたリーダーシップを

發揮している。

法人の管理運営は、私立学校法に基づき理事会・評議員会が行い、理事長のみに代表権を付与している。法人の最高意思決定機関である理事会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づいて理事長が招集し議長を務めているが、開催日の1週間前までに議案を通知し、欠席理事については議案に対する委任状並びに賛否の意思表示・意見等を求めている。理事会は原則として年度内3回開催しており、寄附行為・学則の変更、予算・決算、役員人事、規程の改廃等重要事項の全てを決議している。理事長は、理事会において自ら議案説明を行う等、議長としての責任を十分に果たしている。

法人では、理事長主導の下、当該年度に実施予定の事業計画及び予算を策定し、「事業計画書」を作成している。事業計画及び予算は、当該年度前の毎年3月に評議員会にて意見を聞いた後、これも3月に理事会において審議・承認されている。

会計年度終了後の5月には、理事長は前年度の決算及び事業の実績についての監事監査を受けた後、理事会にて決算原案の議決を行い、その後、評議員会において報告し、その意見を求めている。また、事業の実績の概要を記載した「事業報告書」も理事長主導の下作成し理事会の議決を経て、毎年5月に開催されている評議員会において報告し意見を求めている。

本学の学則変更及び運営に関わる重要事項については、全て理事会で審議を行っており、理事会は本学の運営に関する法的な責任があることを十分認識している。また、理事会は第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事の選任は、「私立学校法第38条の規定」及び「学校法人白峰学園寄附行為」に基づき適切に行われており、学長1名、評議員から3名、学識経験者から2名の計6名が選任され、理事長は理事の互選により選任されている。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、「学校法人白峰学園寄附行為」第11条第2項第3号に準用している。

学園ホームページには、私立学校法で定められた「事業計画書」「事業報告書」及び「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録概要」「監査報告書」「予算概要」「資金収支予算書」「事業活動収支予算書」を公開している。また、短期大学事務室には、これら書類の閲覧用財務関係書類ファイルを整備し、閲覧請求があった場合には、すぐに対応できるようにしている。

また、就業規則等学園諸規程は、「学校法人白峰学園規程集」として各部署に配備している。

(b) 課題

理事会は理事長のリーダーシップの下、学園の最高意思決定機関として適切に運営されている。次年度の事業計画は毎年度作成し、毎年3月の理事会で次年度予算とともに決定し、着実に実施しているが、併せて中長期の見通しを示した経営改善計画を、理事会において決定し、平成28年度より取り組みを開始する。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の学長は、建学の精神である「キリスト教の「愛と奉仕」の精神を礎として社会に貢献する人材を育成する」教育を推進し、短期大学の教育の質の向上、管理体制の充実・強化に努めている。

学長は、学長選考規程に基づいて理事会で選任され、教授会を招集してその議長を務めるなど、教学運営及び短期大学の経営全般においてリーダーシップを大いに発揮している。

教授会は、教授会規程に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されており、議事の内容は正確に記録され議事録として整備されている。また、教授会では、理事会の議題・決定事項の報告もなされており、教職員が重要な学内情報を共有できる体制となっている。

学長は、教授会の下に、自己点検・評価委員会、学内環境委員会、FD・SD委員会、美しき躍動委員会、実習委員会、人事委員会、奨学金委員会、入学試験委員会、教育課程委員会、行事委員会、学生生活支援委員会、クラブ活動委員会、研究・紀要委員会、図書館委員会、運動会準備委員会を設置しており、本学の学習成果や三つの方針(学位授与の方針、教育課程の編成方針、入学者の受け入れ方針)への深い認識のもとに、その具現化及び学生支援等、短期大学の運営に係る事項について各々の役割分担を明確にしている。

学長は「学校法人白峰学園 横浜女子短期大学保育センター」運営委員会(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、及び各所管の保育会会長等で構成)の委員長、「神奈川県保育士養成施設協会」(保育士養成施設として認可されている、神奈川県内の大学、短大、専門学校計19校で構成)の会長、「神奈川県子ども子育て会議」委員、「神奈川県保育のつどい」運営委員会委員、「神奈川県保育賞ほう章」委員会委員、神奈川県社会福祉婦人懇話会顧問等も兼任している。

(b) 課題

特になし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行なっている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

法人は、監事について「私立学校法」及び「学校法人白峰学園寄附行為」第8条の規定に基づき理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、現在2名が就任している。

監事は、監事監査において、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。監事監査は毎年5月に行われているが、総務部が決算案について資料に基づいて説明を行い、その後、監事より問題点について質問があり、学園よりそれに対して回答する形式で適宜監査が行われている。

監事は原則として年度内3回開催される理事会及び評議員会へも出席し、それぞれの専門的な立場で学園運営に関する件について質問・意見を述べている。

また、年1回開催される文部科学省主催の「監事研修会」にも毎回参加しており、監査業務に係る職務の重要性を認識し専門性の向上に努めている。

5月の監事監査終了後、監事は学校法人の業務及び財産の状況について、監査報告書を作成している。監査報告書は、5月に開催される理事会・評議員会に提出されている。

以上のことから、監事は「私立学校法」及び「学校法人白峰学園寄附行為」に規定する職務を適切に執行している。

(b) 課題

監事は適切に職務を遂行し、また、監査機能の重要性を十分に認識して、その向上にも努めており、課題とすべき問題点は特にない。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は、「私立学校法」及び「学校法人白峰学園寄附行為」に基づき、適正に選任された評議員15名で構成されている。内訳は、この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者2名、法人の設置する学校を卒業した者3名、この法人に関係する団体役員のうちから理事会において選任した者4名、及び学識経験者6名となっている。

評議員会は、「私立学校法第42条」及び「学校法人白峰学園寄附行為」に基づき適正に開催されている。また、諮問事項として評議員の意見を聞く必要のある案件が発

生した場合は、臨時の評議員会を開催することもある。

定例の5月下旬に開催される評議員会では、主に前年度の事業報告や前年度決算説明、学生の入学状況、卒業生の就職状況等の報告が行われている。前年度決算については、監事より監査報告もされている。やはり定例で3月中下旬に開催される評議員会では、主に次年度の事業計画や収支予算に関して説明を行なっている。

これらのことから、法人の評議員会は「私立学校法」第42条の規定に従って理事会の諮問機関として適切に運営されている。

(b) 課題

評議員会は、理事会の諮問機関として有効に機能しており、特に問題はない。

【区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。】

■ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長及び理事、教学部門及び事務部門の管理職が毎年度12月から2月にかけて協議をして次年度の事業計画及び予算を決定し、3月の評議員会に諮問の上、理事会で承認を得て関係部門に指示している。各年度の予算は適正に執行されている。日常的な出納業務は、総務部が中心になって行い、経理責任者がその結果を、必要に応じて理事長に報告している。また、月次試算表を毎月総務部で作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。計算書類、財産目録等は、期中並びに期末に監査法人の監査を受けており、学校法人の経営状況及び財産の状態を適正に表示しているとの監事意見を頂いている。

決算終了後には監査法人の監査意見や監査指摘事項についての説明を受け、速やかにそれに対応している。

資産及び資金（有価証券を含む）の運用は、経理規程及び寄附行為に基づき適正に行われ、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

寄付金の募集については、現在は奨学金のための募集を行っているが、実施に際してはまず「奨学金委員会」で決定し、理事会の承認を受けたうえで実施している。なお、入学時の寄付金の募集、学校債の発行は行っていない。

本学園の情報公開については、「学校教育法施行規則」及び「私立学校法」の規定に則り教育情報、財務情報を本学ウェブサイト及び「白峰学園ニューズレター」（学園報）等において公開している。

(b) 課題

ガバナンスは適切に機能し、特に問題となる点はないが、理事会で決定した中長期の見通しを示した経営改善計画を平成28年度から実施に移す。

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

単年度の取り組みについては毎年度作成する事業計画と予算に基づき着実に実施しているが、併せて理事会で決定した経営改善計画に沿った取り組みを平成 28 年度から進めていく。

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

中長期的な観点から策定した経営改善計画を着実に実施し、安定した教育基盤の整備を図るとともに、良好な教育環境を維持・継続する。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

特になし

【選択的評価基準】

職業教育の取り組みについて

【選択的評価基準】

職業教育の取り組みについて

基準(3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

1. 実習の指導体制の充実

(a) 現状

(1) 保育実習・教育実習の充実

本学では、保育実習、教育実習を下記の通りに設定している。

保育実習（保育士証）

種類	単位	必・選	学年	実習先	内容	日数	実施時期
保育実習		必	1	保育所	見学	1	6月
保育実習Ⅰ (保育所)	2	必	1	保育所	観察・参加	12	2～3月
保育実習Ⅰ (施設)	2	必	2	児童養護施設	観察・参加	10	4～12月
保育実習Ⅱ*	2	選	2	保育所	参加・責任	15	9月
保育実習Ⅲ*	2	選	2	児童福祉施設☆	参加・責任	15	9月

* 保育実習Ⅱ・Ⅲはいずれかを選択。

☆ 入所型施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設）

通所型施設（児童発達支援センター）

教育実習（幼稚園教諭二種免許状）

種類	単位	必・選	学年	実習先	内容	日修	実施時期
見学実習		必	1	附属幼稚園	見学	1	5月
1年次教育実習		必	1	幼稚園	観察・参加	10	9月
2年次教育実習	4	必	2	幼稚園	観察・参加・責任	15	6月

保育実習については、厚生労働省の「保育実習実施基準」によれば、保育実習Ⅰ（保育所及び施設4単位）は概ね「20日」、保育実習ⅡないしⅢ（2単位）は概ね「10日」、合計で概ね「30日」と規定されている。本学の場合は、保育実習Ⅰ（保育所2単位）が「12日」、保育実習Ⅰ（施設2単位）が「10日（宿泊で実施）」、保育実習ⅡないしⅢ（2単位）が「15日」の、合計「37日」となっており、厚生労働省の実施基準を十分に満たしている。

また、教育実習（4単位）については、1年次に予備実習（10日間）を実施したうえで、2年次に本実習15日間（4単位）を実施している。

(2) 事前・実習中・事後指導の充実

上記の各実習において、事前指導、実習中指導、事後指導を以下のように行い、そのさらなる充実に努めている。

1) 事前指導の内容

- ① 実習の意義・目的の理解
- ② 保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領
- ③ 各実習の学ぶべきことの理解(「実習ガイド」より… 各実習における学習内容)
- ④ 実習の心構え(「実習ガイド」より… 実習生に求められるもの)
- ⑤ 子どもの発達理解
- ⑥ 実習記録日誌の書き方
- ⑦ 実習課題と目標の立て方(「実習ガイド」より… 各実習における学習内容)
- ⑧ 実習の種類により、指導案の意味、立て方の方法
- ⑨ 実習の種類により(保育実習Ⅰ(施設)・保育実習Ⅲにおいて)、福祉系の専任教員による講義および事前オリエンテーション
- ⑩ 学生課職員によるアセンブリーの時間を使った教材(軍手人形)やお土産作り
- ⑪ 附属園の教諭による講義(保育の実際、指導案の立て方)
- ⑫ 実習先の担当者による事前オリエンテーション
- ⑬ 実習学内事前オリエンテーション

実習直前に行われる学内オリエンテーションでは、実習に向けてのしっかりとした心構えを持たせると同時に、実習課題の確認等、学習内容の充実に図るための大切な機会としている。

保育実習の学内事前オリエンテーション

保育実習Ⅰ(保育所)*	1年次2月(実習開始前)	2日間
保育実習Ⅱ・Ⅲ*	2年次9月(実習開始前)	2日間

教育実習の学内事前オリエンテーション

1年次教育実習*	1年次9月(実習開始前)	2日間
2年次教育実習	2年次6月(実習開始前)	半日

*上記の各実習の学内事前オリエンテーションでは、一コマを学生とその巡回担当教員との交流・挨拶の場として設定している。

巡回を担当する教員と学生が車座になり話し合いの場を持つ。学生が順に各自の実習の課題や抱負を報告するとともに、教員からの相談・助言が受けられる機会にしている。

各教員は、本オリエンテーションに参加することで、実習担当教員が実習直前に学生に発信している重要な内容の一部を共有することになる。

2) 実習中の指導

① 実習先の実習担当者による指導

② 巡回指導

- ・実習生の相談を受ける。
- ・実習園担当者による意見や指導をもとに助言し、残りの実習がさらに充実するように、または実習が改善され有意義に行えるように指導する。

保育実習Ⅰ(保育所)・保育実習Ⅱ・教育実習の巡回 … 専任教員(福祉系専任教員を除く)

保育実習Ⅰ(施設)・保育実習Ⅲの巡回 … 福祉系専任教員のみで実施

3) 事後指導の内容

- ① 「報告書①」を用いて、実習を振り返り自己評価する。
- ② 「報告書②」を用いて、「実習ガイド」で学ぶべきことの4本柱について、学びの成果を具体的に記入する。
- ③ 「報告書②」を使って、グループディスカッション、発表を行い、お互いの体験を共有する。
- ④ 園からの評価票を開示し、自己点検する。
- ⑤ 「報告書①」「報告書②」、日誌、事前学習の学び、実習中の学びから、当実習全体をまとめる。
- ⑥ 次回の実習に向けて、実習日誌の記載内容の点検・確認を行う。
- ⑦ 全実習終了後(一部 保育実習Ⅰ(施設)の未終了者あり)、2年次11月に「実習報告会」を開催する(1・2年次ともに全学生が参加)。
- ⑧ 1・2年次の学生を混合した小グループを編成し、実習に関する体験談やアドバイス、質疑応答など、フリーでグループ討議をする機会をもつ。

(b) 課題

実習の事後指導にも力を入れており、実習担当教員が、その取り組みの概要を本学の学内研究発表会(平成27年10月26日開催)でも発表している。発表題目は、①「実習の学習内容に関する理解の変化」(細野講師)、②「実習の事後指導における学びの変化」(佐野教授)であった。今後とも、さらに実習の事後指導の充実が求められるが、とりわけ事後指導における個別的な指導・対応のさらなる充実を図っていくことが重要である。

(c) 改善計画

特になし。

基準(4) 学び直し(リカレント)の場として門戸を開いている。

1. 横浜女子短期大学保育センターにおける現任保育士への職業教育

(a) 現状

〔保育センターの事業概要〕

横浜女子短期大学保育センターは、昭和 58 年に設置され、32年目を迎えている。神奈川県、及び政令指定都市の横浜市、川崎市、相模原市、中核市の横須賀市の協力を得て運営され、県下の現役の保育士のための研修（職業教育）が実施されている。研修の参加人員は年間延べ 9,000 人以上に達している。神奈川県内の児童福祉施設に勤務する職員に対して、その時代の要請に応じて、保育の知識・技術・役割についての認識を研鑽していくために、様々なジャンルに分かれての研修（職業指導）が行われている。

(本事業内容の詳細は、次章「選択的評価基準:地域貢献の取り組みについて」にて示す。)

〔平成 27 年度研修等プログラムの概要〕

(定員欄の括弧内は延べ参加者数を示す)

◇年齢別研修

講座名	定員	内容	講師
0 歳児保育研修	250 (658)	0 歳児の遊びと環境 0 歳児の発達特徴	佐野 眞弓 秦野 悦子
1 歳児保育研修	300 (726)	園児の保健・安全・生活習慣 自我の芽生えと社会性	下野 裕子 秦野 悦子
2 歳児保育研修	300 (868)	2 歳児の自我の育ちを支える保育 遊びが育つ環境と保育者の援助	今井 和子 今井 和子

講座名	定員	内容	講師
3 歳児保育研修	250 (650)	3 歳児の発達と保育 3 歳児の保育の実際	佐藤 佳代子 佐藤 佳代子
4・5 歳児保育研修	250 (626)	学びの連続性を考える 4・5 歳児の遊びと環境	小林 紀子 岩崎 洋子

◇キャリア別研修

講座名	定員	内容	講師
新任保育士研修	150 (428)	保育士になった皆さんへ コミュニケーション技術を学ぶ	保育賞受賞者 大島 武
中堅保育士研修	150 (537)	幼児に教える防災・防犯 保護者から信頼されるコミュニケーション	国崎 信江 松原 美里
主任保育士講座	60 (520)	保育園における防災対策 リーダーのためのコーチング講座	国崎 信江 松原 美里

		職場のメンタルヘルス対策 幼児期の家庭教育への援助 保育カリキュラムの構造について	鈴木 伸一 土谷 みち子 加藤 繁美
園長・施設長講座	60 (404)	保幼小連携と保育所保育要録 保育の質を高める職場内研修と施設長の役割 地域の子育て拠点となる保育所 新法案を受けて:今後の保育に求められるもの 保育制度の原理	寺田 清美 大豆生田 啓友 西郷 泰之 土谷 みち子 加藤 繁美

◇専門講座・研修

講座名	定員	内容	講師
統合保育研修	150 (460)	園における気になる子どもへの対応 保育所での特別支援教育	小川 淳 玉井 邦夫
障害児保育講座	60 (463)	様々な障害と発達障害と早期発見・早期診断 発達障害(気になる子)の保育と保護者支援 自閉症の障害特性とその支援の最前線 KIDSに関する討論と自閉症児の統合保育 知的障害児の統合保育とライフサイクルから見た支援	伊藤 英夫
乳児保育講座	60 (540)	乳児期の病気と予防・アレルギー理解 心の発達の理解と保育者の役割 乳児の遊びと保育者の関わり方 子どもにとっての乳児保育の意義 乳児期の愛着形成	及川 郁子 青木 紀久代 佐野 眞弓 秦野 悦子 遠藤 利彦
特別セミナー 保育研究	15 (88)	子ども・子育ての現状を把握・分析し、保育の 計画に基づく保育実践を振り返り、自己評価を し、保育の改善を構築する	亀谷 美代子

◇地域支援研修

講座名	定員	内容	講師
子育て支援専門講座	60 (450)	保育所における保護者支援 ひとり親家族支援 子ども子育て支援新制度始動、これから問われること 子どもの育ちを支援するコミュニティワーク 親のメンタルヘルス	寺田 清美 湯澤 直美 大豆生田 啓友 松田 妙子 青木 紀久代
カウンセリング講座 ①・②	各 40 (288)	カウンセリングにおける基本姿勢 カウンセリングに流れる視点 援助者としての心の使い方 実習体験 感受性を高める試み	河西 恵子

カウンセリングを活かした保護者対応講座	40 (232)	1. 保護者との関係で生じる問題とその対応に必要な知識やスキル 2. カウンセリングの基本的な知識と援助モデル 3. カウンセリング演習Ⅰ 4. カウンセリング演習Ⅱ 5. 事例検討と振り返り	今泉 岳雄
---------------------	-------------	--	-------

◇実技研修

研修名	定員	内容	講師
乳幼児救急法研修 第1～6回	各 50 (583)	子どもの事故と応急手当	伊東 和雄 彦坂 康朗 他
乳幼児救急法研修 (けがの手当訓練コース)	各 30 (78)	2年以内に乳幼児救急法研修を修了した人を対象とした研修	伊東 和雄 彦坂 康朗 他

※特別セミナー実技研修

講座名	定員	内容	講師
特別セミナー 伴奏法	40 (11)	楽しく歌える簡易伴奏楽譜の作り方	横森 弘之
表現活動	100 (73)	手遊び歌	二階堂 邦子
運動遊び	100 (84)	乳幼児の運動遊び	沢井 雅志
保育素材	50 (32)	人形劇講演 他	黒須 和清
歌とあそび	70 (72)	子どもとつながる歌遊び・リズム遊び	有村 さやか
わらべうた	70 (90)	わらべうた・あそびうた	久津摩 英子

※講演

講座名	定員	内容	講師	日程
特別セミナー講演	300 (101)	あなたに会えてよかった ～自分をありのままに認めるために～	北村 年子	7.21
特別セミナー講演	300 (159)	道德教育を考える ～他者を思いやる共感能力の育成～	汐見 稔幸	11.25

(以上、平成27年度のプログラムについての詳細は、次章「選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて」において示す。)

(b) 課題 (当保育センターの活動について)

子ども・子育て支援新制度に絡む保育現場の慌ただしい状況もあり、調査対象とな

る保育所側の状況も考慮して、ここ3年程は、調査研究部会の活動は停止している。研修事業は盛況な状況にあるが、今後はまた、保育現場の状況も見定めながら調査研究事業の推進に努めていくことが求められる。

(c) 改善計画

特になし。

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。
--

1. 横浜女子短期大学保育センターの事業

(a) 現状

前章の「選択的評価基準：職業教育の取り組み」において取り上げた、横浜女子短期大学保育センターの事業実績を、本学における最も重要な「地域貢献の取り組み」として取り上げ、さらに詳述する。

〔保育センターの事業概要〕

横浜女子短期大学保育センターは、昭和 58 年に設置され、32 年目を迎えている。神奈川県、及び政令指定都市の横浜市、川崎市、相模原市、中核市の横須賀市の協力を得て運営され、県下の現役の保育士のための研修が実施され、並びに保育に関する調査研究が行われている。研修の参加人員は年間延べ 9,000 人以上に達している。神奈川県内の児童福祉施設に勤務する職員に対して、その時代の要請に応じて、保育の知識・技術・役割についての認識を研鑽していくために、様々なジャンルに分かれての研修が行われている。さらに、平成 16 年度からは、研修に参加するだけでなく、保育者自身が具体的な研究課題を見つけ、研究の方法も学び、保育のあり方を探求する力をつけ、各職場で園内研修のできるリーダーになっていけることを目的として、研修プログラムの中に「保育研究」（平成 19 年度からは「特別セミナー保育研究」）を取り入れている。なお、保育センター研修の指導をお願いしている内外の講師は、年間 40～50 名となっている。

以下に、横浜女子短期大学保育センターの事業概要を示す。

1. 設置主体	学校法人白峰学園	横浜女子短期大学
---------	----------	----------

2. 開設	昭和 58 年 4 月 1 日
-------	-----------------

3. 事業目的

横浜女子短期大学保育センターは、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市と学校法人白峰学園が協力して、保育に関する調査研究及び神奈川県内の保育関係者に専門知識と技術の習得、また保育者の円満な人格涵養のために諸事業を行うことを目的とする。

4. 事業内容

- (1) 保育に関する調査研究事業
- (2) 保育に関する研修等の事業
- (3) 保育技術、保育内容及び保育所等の運営管理に関する研究事業
- (4) 保育関係者に対する保育技術等の相談事業
- (5) 保育関係情報等の収集及び提供事業
- (6) 保育関係者及び保育に関する専門家との交流事業
- (7) その他、保育センターの目的を遂行するために必要とする事業

5. 事務局	横浜女子短期大学保育センターの事務局は、横浜女子短期大学内におく。
6. 事業費	横浜女子短期大学保育センターがこれらの事業を行うために必要とする経費は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の補助金、並びに学校法人白峰学園の負担金、受講料及び寄付金等をもって充当する。
7. 運営委員会	各行政機関及び専門家による 15 人の委員によって構成。
8. 専門部会	保育に関する調査研究事業を実施するために、専門家による調査研究専門部会をおく。

〔平成 27 年度研修報告〕

延べ申込総数は 10,862 名で、延べ出席者数は 9,221 名。定員に対し 126% の参加率で、研修の数は 33 のプログラムで、延べ日数 83 日、40 名の講師にご指導いただいた。

所管別の申込状況の割合は、神奈川県 41%、横浜市 34.5%、川崎 11.5%、相模原市 8%、横須賀市 5% であった。平成 27 年度は、子ども・子育て支援新制度施行を意識し、関連のある研修を盛り込んだ。また、多くの園でも問題視されている職員・保護者のメンタルヘルスについて、専門的な立場より講義していただいた。

平成 27 年度研修等プログラムの概要

(定員欄の括弧内は延べ参加者数を示す)

◇年齢別研修

この研修は、担当児童の年齢に応じた保育内容を中心に、総合的に学べるプログラムが組まれている。保育者としての人間性や専門性の向上をはかるため、幅広い知識や技術を短期間で習得し、保育内容の充実を目指している。

講座名	定員	内容	講師	日程
0 歳児保育研修	250 (658)	0 歳児の遊びと環境	佐野 眞弓	10.28
		0 歳児の発達特徴	秦野 悦子	8.31
1 歳児保育研修	300 (726)	園児の保健・安全・生活習慣	下野 裕子	6. 2
		自我の芽生えと社会性	秦野 悦子	7.24
2 歳児保育研修	300 (868)	2 歳児の自我の育ちを支える保育	今井 和子	6. 9
		遊びが育つ環境と保育者の援助	今井 和子	7.13

講座名	定員	内容	講師	日程
3 歳児保育研修	250 (650)	3 歳児の発達と保育	佐藤 佳代子	6.12
		3 歳児の保育の実際	佐藤 佳代子	6.30
4・5 歳児保育研修	250 (626)	学びの連続性を考える	小林 紀子	6. 5
		4・5 歳児の遊びと環境	岩崎 洋子	6.26

◇キャリア別研修

新任から中堅、さらには主任とキャリアを積むにしたがって求められる専門性は、次第に高度になっていく。この研修は、保育士としての専門性のいっそうの向上をはかり、その役割に応じた保育内容について深く学ぶためのプログラムが組まれている。

講座名	定員	内容	講師	日程
新任保育士研修	150 (428)	保育士になった皆さんへ コミュニケーション技術を学ぶ	保育賞受賞者	6. 3
			大島 武	2. 2
中堅保育士研修	150 (537)	幼児に教える防災・防犯 保護者から信頼されるコミュニケーション	国崎 信江	9.15
			松原 美里	11. 2
主任保育士講座	60 (520)	保育園における防災対策 リーダーのためのコーチング講座 職場のメンタルヘルス対策 幼児期の家庭教育への援助 保育カリキュラムの構造について	国崎 信江	6.17
			松原 美里	7.10
			鈴木 伸一	9. 4
			土谷 みち子	10. 6
			加藤 繁美	11.20
園長・施設長講座	60 (404)	保幼小連携と保育所保育要録 保育の質を高める職場内研修と施設長の役割 地域の子育て拠点となる保育所 新法案を受けて：今後の保育に求められるもの 保育制度の原理	寺田 清美	6.16
			大豆生田啓友	9. 7
			西郷 泰之	10. 1
			土谷 みち子	11.17
			加藤 繁美	1.29

◇専門講座・研修

特定のテーマについての知識を深めることをとおして、保育士が主体的に学ぶことの意義を認識し、専門職としての自覚を新たにし、同時に自身の人間性の向上をはかる。

講座名	定員	内容	講師	日程
統合保育研修	150 (460)	園における気になる子どもへの対応 保育所での特別支援教育	小川 淳	8. 5
			玉井 邦夫	9. 1
障害児保育講座	60 (463)	様々な障害と発達障害と早期発見・早期診断 発達障害(気になる子)の保育と保護者支援 自閉症の障害特性とその支援の最前線 KIDSに関する討論と自閉症児の統合保育 知的障害児の統合保育とライフサイクルから見た支援	伊藤 英夫	7.23
				9. 3
				10.20
				12. 1
				1.26
乳児保育講座	60 (540)	乳児期の病気と予防・アレルギー理解 心の発達の理解と保育者の役割 乳児の遊びと保育者の関わり方 子どもにとっての乳児保育の意義 乳児期の愛着形成	及川 郁子	7. 8
			青木 紀久代	7.28
			佐野 眞弓	9. 8
			秦野 悦子	9.25
			遠藤 利彦	11.10

特別セミナー 保育研究	15 (88)	子ども・子育ての現状を把握・分析し、 保育の計画に基づく保育実践を振り返り、 自己評価をし、保育の改善を構築する	亀谷 美代子	5.20
				7.22
				10.21
				12. 2
				2.10

◇地域支援研修

地域社会における保育所の役割についての認識を深め、保育者の重要な役割としてクローズアップされているソーシャルワークに関するスキルアップを目指す。カウンセリングを、どう保育に取り入れていくかといったプログラム作りが特徴となっている。

講座名	定員	内容	講師	日程
子育て支援専門講座	60 (450)	保育所における保護者支援 ひとり親家族支援 子ども子育て支援新制度始動、これから問われること 子どもの育ちを支援するコミュニティワーク 親のメンタルヘルス	寺田 清美	7. 6
			湯澤 直美	9.16
			大豆生田啓友	10. 2
			松田 妙子	11. 6
			青木 紀久代	11.19
カウンセリング講座 ①・②	各 40 (288)	カウンセリングにおける基本姿勢 カウンセリングに流れる視点 援助者としての心の使い方 実習体験 感受性を高める試み	河西 恵子	6. 5/7. 9 7.30/8.20 9/17 10.15/11.12 12. 3/1.14/ 2.18
カウンセリングを活かした保護者対応講座	40 (232)	1. 保護者との関係で生じる問題とその対応に必要な知識やスキル 2. カウンセリングの基本的な知識と援助モデル 3. カウンセリング演習Ⅰ 4. カウンセリング演習Ⅱ 5. 事例検討と振り返り	今泉 岳雄	6.19 7.31 9.18 10.30 11.27

◇実技研修

乳幼児の救急処置に必要な知識と技術を重点的に習得し、緊急時に備えることを目的とした研修となっている。ステップアップ研修として「乳幼児救急法研修」・「けがの手当訓練コース」が設けられている。

研修名	定員	内容	講師	日程
乳幼児救急法研修 第1～6回	各 50 (583)	子どもの事故と応急手当	伊東 和雄 彦坂 康朗 他	6.10/11 6.24/25 7. 1/ 2

				7.15/16 8.25/26 9. 9/10
乳幼児救急法研修 (けがの手当訓練コース)	各 30 (78)	2年以内に乳幼児救急法研修を 修了した人を対象とした研修	伊東 和雄 彦坂 康朗 他	7.17 9.11

※特別セミナー実技研修

日常の保育に必要な実技を学び、保育内容の向上をはかることを目的としている。

講座名	定員	内容	講師	日程
特別セミナー 伴奏法	40 (11)	楽しく歌える簡易伴奏楽譜の作り方	横森 弘之	8.21
表現活動	100 (73)	手遊び歌	二階堂 邦子	8.27
運動遊び	100 (84)	乳幼児の運動遊び	沢井 雅志	8.28
保育素材	50 (32)	人形劇講演 他	黒須 和清	8. 7
歌とあそび	70 (72)	子どもとつながる歌遊び・リズム遊び	有村 さやか	8.24
わらべうた	70 (90)	わらべうた・あそびうた	久津摩 英子	8. 6

※講演

「特別セミナー講演」は、児童福祉関係者に限らず参加できる研修として企画している。

講座名	定員	内容	講師	日程
特別セミナー講演	300 (101)	あなたに会えてよかった ～自分をありのままに認めるために～	北村 年子	7.21
特別セミナー講演	300 (159)	道徳教育を考える ～他者を思いやる共感能力の育成～	汐見 稔幸	11.25

以上、平成27年度における白峰学園横浜女子短期大学保育センター研修事業の年間実施状況の一覧表は、以下の通りである。

受講状況	定員 (a)	日数 (b)	延定員 (c)	申込者数 (d)			延申込数 (b×d)	延出席者 (e)
				公立	私立	計		
研修名								
1 新任保育士研修	150	2	300	47	225	272	544	428
2 0歳児保育研修	250	2	500	62	365	427	854	658
3 1歳児保育研修	300	2	600	69	340	409	818	726
4 2歳児保育研修	300	2	600	85	378	463	926	868

受講状況	定員 (a)	日数 (b)	延定員 (c)	申込者数 (d)			延申込数 (b×d)	延出席者 (e)
5 3歳以上児保育研修	300	2	600	60	298	358	716	650
6 4・5歳以上児保育研修	250	2	500	66	287	353	706	626
7 統合保育研修	150	2	300	53	217	270	540	460
8 中堅保育士研修	150	2	300	49	272	321	642	537
9-1 乳幼児救急法研修①	50	2	100	18	45	63	126	122
9-1 乳幼児救急法研修②	50	2	100	8	45	53	106	98
9-1 乳幼児救急法研修③	50	2	100	13	52	65	130	105
9-1 乳幼児救急法研修④	50	2	100	15	48	63	126	104
9-1 乳幼児救急法研修⑤	50	2	100	13	24	37	74	70
9-1 乳幼児救急法研修⑥	50	2	100	6	38	44	88	84
9-2 乳幼児救急法けがの手当訓練①	30	1	30	5	38	43	43	40
9-2 乳幼児救急法けがの手当訓練②	30	1	30	12	29	41	41	38
10 主任保育士講座	60	5	300	24	99	123	615	520
11 園長・施設長講座	60	5	300	12	101	113	565	404
12 乳児保育講座	60	5	300	17	103	120	600	540
13 障害児保育講座	60	5	300	23	86	109	545	463
14 子育て支援専門講座	60	5	300	19	96	115	575	450
15 カウンセリング講座①	40	5	200	13	33	46	230	197
15 カウンセリング講座②	40	5	200	3	16	19	95	91
16 保護者対応講座	40	5	240	12	50	62	310	232
17-1 特別セミナー・講演 7月	300	1	300	23	94	117	117	101
17-1 特別セミナー・講演11月	300	1	300	51	151	202	202	159
17-2 特別セ実技(伴奏法)	100	1	100	2	10	12	12	11
17-3 特別セ実技(運動)①	100	1	100	12	76	88	88	84
17-4 特別セミナー(表現活動)	100	1	100	10	73	83	83	73
17-5 特別セ実技(保育素材)	50	1	50	10	23	33	33	32
17-6 特別セ実技(歌って遊ぼう)	70	1	70	8	69	77	77	72
17-7 特別セミナー(わらべうた)	100	1	100	17	78	95	95	90
17-8 特別セミナー(保育研究)	15	5	75	1	27	28	140	88
計	3365	83	7295	838	3886	4724	10862	9221

(b) 課題 (当保育センターの活動について)

子ども・子育て支援新制度に絡む保育現場の慌ただしい状況もあり、調査対象となる保育所側の状況も考慮して、ここ3年程は、調査研究部会の活動は停止している。研修事業は盛況な状況にあるが、今後はまた、保育現場の状況も見定めながら調査研究事業の推進に努めていくことが求められる。

(c) 改善計画

特になし。

2. 地域体操教室の実施

(a) 現状

昭和 60 (1985)年から毎年 (4～9月までの前期と 10～3月までの後期に分けて)、地域住民を対象とした公開講座として「女性体操教室」を実施している。今年でちょうど 30 年目となる。体操指導は、本学の体育授業担当教員 2 名が行い、そのうち 1 名は今年度で 25 年間、もう 1 名は 8 年間継続して担当している。テニス指導については、月 1 回外部講師が担当している。

以下に、女性体操教室の平成 27 年度の実施要項を示す。

平成 27 年度 横浜女子短期大学 地域女性体操教室	
◇ 開催日時	： (前期) 4 月 14 日より 毎週火曜日 午前 10 時から 11 時 30 分 (後期) 10 月 6 日より 毎週火曜日 午前 10 時から 11 時 30 分
◇ 場 所	： 横浜女子短期大学 体育館、グラウンド
◇ 講 師	： 横浜女子短期大学 准教授 堀内 弓子 横浜女子短期大学専任講師 佐久間 博子 テニスインストラクター K. M. フォン
※ 指導のポイント	
①	身体の柔らかさが失われてきています。若さを失った状態に一時的になっています。柔軟な体操で、筋肉をよく伸ばして揉みほぐしましょう。
②	同時に筋肉が弱くなってきています。腹筋、背筋、頸筋、脚筋等の大きな筋肉の強化と働きをよくしていきましょう。
③	怠けもの心臓が多くなってきています。心肺機能を高めるために、全身的な運動に積極的に取り組みましょう。

平成 27 年度 (前期・後期) の体操教室開講日の詳細は、以下の通りである。

前期 (受講者総数 93 名)		後期 (受講者総数 94 名)	
月	火曜日	月	火曜日
4月	14 日・ <u>21 日</u> ・28 日	10月	6 日・13 日・ <u>20 日</u> ・27 日
5月	12 日・ <u>19 日</u> ・26 日	11月	10 日・ <u>17 日</u> ・24 日
6月	2 日・9 日・ <u>16 日</u> ・23 日	12月	1 日・ <u>8 日</u> ・15 日
7月	7 日・ <u>14 日</u> ・21 日	1月	12 日・ <u>19 日</u> ・26 日
8月		2月	2 日・9 日・ <u>16 日</u> ・23 日
9月	1 日・8 日・ <u>15 日</u> ・29 日	3月	<u>1 日</u>

※ テニス指導日 テニス自由日

平成 27 年度に行われた年間の総回数は、36 回（前期 18 回・後期 18 回）で、全 36 回中 11 回は、テニスの受講も可能であった。参加者は、平成 27 年度の前期は 93 名、後期は 94 名であり、平均年齢は、約 67 歳（最高は 88 歳、最低は 42 歳）だった。さらに開講当初から 30 年継続している参加者 2 名を 4 月に表彰した。

本体操教室で実施される内容は、ラジオ体操をベースに、音楽にのせて行うので、参加者の年齢を問わず、また体力や身体の動かし方の巧みさなどに応じて楽しく行えるものである。参加者にとっては、身体的には、日常生活における動作の円滑さ等の能力保持につながり、また、心理的には、生活の区切りや気分転換ともなり、総体的には「運動の生活化」への波及効果となっていると推察される。

ちなみに、年度別の受講者数については、下表の通りである。

【地域女性体操教室 年度別受講者数一覧表】

年度	前 期					後 期				
	継続	新規	中途	計	備 考	継続	新規	中途	計	備 考
H1	100			100					0	
H2	90			90		93			93	
H3	74	46		120		98	21		119	休会1
H4	91	10		101		74	10		84	
H5	66	35		101		86	19		105	
H6	82	35		117		96	18		114	
H7	97	25		122		115	20		135	退会1
H8	114	17		131		105	6		111	
H9	98	17		115		102	6		108	
H10	90	7		97		89	2		91	
H11	79	4	2	85		77	2	5	84	退会1
H12	78	40	9	127		116	3	2	121	
H13	103	4		107	退会1/休会1	101	2	1	104	
H14	95	4		99	退会1/休会1	92	2		94	休会1
H15	84	1		85		79	2		81	休会1
H16	77	26	16	119		104		1	105	
H17	92	2	2	96		86	2	3	91	退会1
H18	80	3	3	86	退会1	84	6	2	92	
H19	89	1	7	97	退会1	87	6	5	98	
H20	91	2		93		90	2		92	

年度	前 期					後 期				
	継続	新規	中途	計	備 考	継続	新規	中途	計	備 考
H21	85	2		87		83	4		87	
H22	85	2		87		81	2		83	
H23	82	13		95		88	1		89	
H24	86	3		89		82	1		83	
H25	75	4		79		77	2		79	
H26	75	11		86		76	22		98	
H27	89	4		93		90	4		94	
延べ 人数				2,704					2,535	総延人数 5,239

(b) 課題

平成 27 年度は、春と秋に地域の新聞に参加者の募集広告を出した結果、前期は 4 名、後期は 4 名の新規入会者があった。なお、本年度の新教室に継続参加しなかった人は 8 名だった。

平成 28 年度は予定では、30 年間の継続者が 1 名、20 年間の継続者が 2 名となるので、4 月にはまた表彰を行う予定である。学校としては、本体操教室を継続して行っていくことが、微力ながらも地域貢献の力になっていると考えて、今後も引き続き教室の開催を継続していく。

(c) 改善計画

特になし。

基準(2) 地域社会の行政、商工業・教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。
--

(a) 現状

例年、本学では、地域連携・貢献活動の一環として、地域の諸団体・諸機関の様々なイベントや企画に協力し、相互交流に努めている。平成 27 年度においても、地域諸団体の主に以下のようなイベントに協力・参加した。

① 港南台放課後クラブ連絡会交流イベント（8月20日）

港南台放課後クラブ連絡会（港南台第一小キッズ、港南台第二小はまっ子、港南台第三小キッズ、小坪小はまっ子、港南台ひの特別支援はまっ子、にじいろハウス学童クラブ、大空学童クラブ、港南台にこにこクラブ、港南台生き生きプレイパークをメンバーとする連絡会）が、本学講堂にて、交流イベントとしての「おたのしみ映画会」を開催し、本学学長・教職員もその会に協力・参加した。夏休みの一日を子どもたちが一緒に過ごし楽しい思い出を作るための催しで、本学講堂に児童、保護者、連絡会スタッフら合わせて 350 人が集まった。

② 港南 JAZZ フェスティバル 2015 (8月29日)

「子ども達によって彩られる音楽祭」と題し「第22回 港南台 JAZZ フェスティバル」が、本学講堂で開催された。出演は、港南区内の3つの市立中学校（野庭中学校、芹が谷中学校、丸山台中学校）の吹奏楽部部員総勢131人と、ゲストとして招かれたプロ奏者「赤木りえとカリビアン・アコースティック・ジャズ」の4人のメンバーだった。本フェスティバルは、横浜 JAZZ プロムナード関連イベントとして、港南 JAZZ フェスティバル実行委員会が主催、横浜 JAZZ 協会、神奈川新聞社、TVK、RF ラジオ日本、FM ヨコハマ、横浜市芸術文化振興財団、横浜市教育委員会の後援によるものである。

③ 港南台社会福祉協議会 35周年記念「ふれあい講座」(9月17日)

港南台社会福祉協議会の35周年記念事業として「ふれあい講座」が本学内で開かれ、本学の平野学長が講演者として招かれた。港南台連合自治体、港南台民生委員児童委員協議会、港南台青少年指導員協議会、港南台第一中学校区 PTA 連絡協議会の共催で、周辺地域在住の約220人が参加した。講演のテーマは「おさなごにまなぶ～健やかな心の育ちを支えるために～」。平野学長は、「おさなごにまなぶ」が本学創立者・平野恒の繰り返し述べた言葉で、最後に筆にした言葉であることを紹介。その上で、子育てを巡る最近の問題や保育・幼児教育の重要性等について語った。講演の終わりには、本学に隣接する白峰保育園（姉妹法人白峰会が運営）の園児7人がサプライズで登場し、平野学長によるピアノの伴奏で歌を披露した。

④ 港南台第二小学校生徒の学内見学 (10月30日)

港南台第二小学校の2学年生活科の授業の一環として、要望のあった児童の本学の学内見学が行われた。児童からのいろいろな質問に答え、また学内を巡りながら、本学の保育者養成等についての話をできるだけ分かりやすく行った。また、「子どもの部屋」では、新生児を模した赤ちゃん人形のだっこ体験などもして、楽しいひとときを過ごした。

⑤ 港南区主催 就学前講演会・放課後事業相談会 (11月28日)

来年度小学校入学予定の子どもをもつ保護者を対象として、「港南区就学前講演会・放課後事業相談会」が本学内で開催された。新1年生となる子どもの保護者が、放課後事業（学童保育）の利用も含めた、小学校入学に対して抱える不安の解消をねらって開かれた会である。港南区こども家庭課が主催し、本学も、その趣旨に沿い、地域連携・貢献活動の一環として協力をした。

⑥ 第20回 港南台ウィンターイルミネーション点灯式 (11月30日)

毎年11月下旬には、港南台駅前（高島屋前特設ステージ）で行われる「ウィンターイルミネーション点灯式」に、本学の平野学長、学生及び附属幼稚園園児が参加・協

力している。主催は、港南台ひかりの街づくり実行委員会。平成 27 年度も、本学のトランペット隊によるファンファーレ、ホワイトスターズの演奏、附属幼稚園年長児によるコーラスが会に彩りを添えた。

(b) 課題

地域の諸団体・諸機関との交流や協力・支援は、大切な地域連携・貢献活動の一環として、今後ともさらなる推進・協力を図る意向である。

(c) 改善計画

特になし。

基準(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

本学では建学の精神より、『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成することを旨とすることから、学生の地域ボランティア等社会的活動については、学校としても教育的に評価し奨励しながら支援している。

かつては毎年、2年生の全員が自分の住む地域の老人ホームにおいてボランティア活動をしていた。だが、保育士資格の国家資格化に伴う(授業回数の厳格実施による)授業日数確保のため、資格取得に直接関わらない老人ホームのボランティアは、行われなくなった。

現在、本学の学生が行っている主な地域のボランティア活動は、以下の3つである。

1. 「地域クリスマス子ども会」の開催等、地域の子どもの対象としたクリスマス行事等への参加・準備(学生全員が参加)
2. 横浜Fマリノス赤ちゃん休憩室装飾ボランティア
3. 港南区公立保育園での絵本の読み聞かせの訪問ボランティア

以下、平成 27 年度におけるそれぞれの活動概要について示す。

1. 地域の子どもの対象としたクリスマス行事等への参加・準備

①「地域クリスマス子どもの会」の開催

(活動内容：地域の幼児から小学生を対象としたクリスマス会の企画、準備、実施。

プログラム内容は、劇、ペープサート、パネルシアター、ゲーム、手遊び、歌、合奏など。)

- ・日時：平成 27 年 12 月 12 日(土) 午前 10 時～12 時
- ・会場：横浜女子短期大学講堂
- ・参加学生数：32 名(1・2 学年とも 16 名)

② クリスマスマスコット作り

(活動内容：「地域クリスマス子ども会」の子どもたちへのお土産の一つとして手作りのマスコットを作成する。)

・ボランティア学生数：190名（1学年 113名、2学年 77名）

③ クリスマス保育素材プレゼント作り

(活動内容：実習園に感謝の思いを込めて、クリスマスプレゼントとして手作りの保育素材を制作し贈る。)

・ボランティア学生数：128名（1・2学年とも 64名）

以上、奉仕の精神、感謝の思いを大切にしながら、学生全員がいずれかのボランティア活動に参加している。

しかしながら、学生の時間割が詰まっている中、活動時間が昼休みや放課後の時間に限られてくるため、活動（練習・準備等）の制約や負担が大きくなっている現状がある。そこで、平成28年度からは試みに、「地域クリスマス子ども会」の中の主要プログラム（劇や合奏など）を授業（「保育内容研究」）の中で準備し作り上げていくなど、授業との繋がりの中で、余裕のある活動時間の確保と同時に内容自体の充実も図る方向で検討・準備をすすめている。

2. 横浜Fマリノス赤ちゃん休憩室装飾ボランティア

横浜Fマリノス（Jリーグ）から、ホームスタジアムでの試合時に設置される「赤ちゃん休憩室」内の装飾をお願いしたいとの依頼があり、始まったボランティア活動である。学生の希望もありボランティア同好会（クラブ）を発足して、年間を通じてその部員が活動に参加している（顧問の教員1名も同行している）。今年で8年目となる。

平成27年度の活動概要は以下の通りである。

平成27年度 横浜Fマリノス装飾ボランティアの実施状況

回数	ボランティア実施日	参加の学生数（人）		
		1学年	2学年	合計
1	3月7日（土）	3	4	7
2	4月12日（日）	0	5	5
3	4月25日（土）	2	0	2
4	5月6日（祝）	3	4	7
5	5月10日（日）	2	2	4
6	6月20日（土）	6	0	6
7	7月11日（土）	6	2	8
8	8月16日（土）	6	1	7
9	8月29日（土）	3	2	5
10	10月17日（土）	6	3	9
11	11月22日（日）	5	2	7
	合計	42	25	67

※ 当日参加できない学生も、準備段階（学内で実施）では参加している

◎ ボランティア学生数 計 10 名（部員）／ 参加延べ人数 計 67 名

学内では、部員の 1・2 年生が装飾の図案をそれぞれ持ち寄り、互いに交流を図っている。部員だった卒業生からは、前は装飾が苦手だったが、このボランティアでの活動が保育の現場で今は大いに役立っているとの話もある。部員たちも、その話を聞いて、活動への取り組みにさらに力を入れている。

しかしながら、授業の関係上、担当教員と部員が揃って顔を合せられる時間は確保しづらく、装飾の工夫やアイデアを相談する時間が十分持てないというのが現状である。また、2 年生においては、土曜日授業（前期中）や施設実習等があるため、当日の活動参加が難しくなっている。

3. 港南区公立保育園での絵本の読み聞かせの訪問ボランティア

横浜市港南区主催の「読書活動推進キャンペーン」の一環として、平成 26 年度より始まった活動で、本学学生（2 年生）が、港南区内の公立保育園（8 園）を訪問して、絵本の読み聞かせのボランティアを行っている。

実施の時期は、読書活動推進月間の 11 月～12 月の期間である。活動の概要は下表の通りである。

平成 27 年度 港南区公立保育園への絵本読み聞かせ訪問ボランティア

月 日	時 間	訪問園	備 考
11 / 9 (月)	9:20～9:50	野庭第二保育園	
11 / 10 (火)	9:20～9:50	笹下南保育園	
11 / 16 (月)	9:20～9:50	港南台第二保育園	
11 / 19 (木)	9:20～9:50	上永谷西保育園	
12 / 7 (月)	9:20～9:50	大久保保育園	特に4歳児を対象
12 / 10 (木)	9:20～9:50	野庭保育園	
12 / 10 (木)	9:20～9:50	上大岡東保育園	
12 / 10 (木)	9:20～9:50	大久保保育園	特に5歳児を対象

以上の活動実施においては、特に日程調整において、園側の都合と学生の時間割上の制約（さらに施設実習で不在の学生がいること）、移動に要する時間等から、かなり難しい面があるのは確かである。しかしながら、参加学生にとっては、園児からのストレートな反応も得られ、とても貴重な学びの機会ともなっている。

(b) 課題（以上3つの地域ボランティアについて）

時間割が詰まっており、授業回数を確保するのも大変になっている現状のなか、その間をぬってボランティア活動をしていくことは、やはり学生たちには少なからず負担にはなっている。しかしながら、地域貢献の重要性や保育の実際的な学びを得ることの大切さ等を考えるならば、できる限り今の活動が継続されていくことが望まれる。今後については、学生にとって何が(どのような形が)最も良いあり方なのかを慎重に考えていく必要がある。

(c) 改善計画

クリスマスのボランティア行事である「地域クリスマス子ども会」については、平成28年度より試みに、その会の中の主要プログラム(劇や合奏など)を授業(「保育内容研究」)の中で企画し準備し練習もしていくなど、授業との繋がりの中で準備し実施していく予定である。

自己点検・評価委員会

(委員長)	学 長	平 野 建 次
(AL0)	学 務 部 長 学 科 長 ・ 教 授	佐 藤 寛 之
	総 務 部 長	入 間 田 修
	理 事	平 野 成 輔 (※)
	教 授	北 本 洋 子
	教 授	岡 本 眞 幸
	教 授	佐 野 眞 弓
	図 書 館 長 代 行	亀 谷 美 代 子
	学 生 課 長 ・ 講 師	滝 口 節 子
	キ ャ リ ア 支 援 室 長 補 佐	小 安 な つ み
	教 学 課 長 補 佐	芥 川 豊

(※) 委員長補佐の助言者として委員会に加わる

平成27年度 自己点検・評価報告書

発行日 平成28年 6月

編集 横浜女子短期大学 自己点検・評価委員会

発行者 学校法人白峰学園 横浜女子短期大学
〒234-0054 横浜市港南区港南台4丁目4番5号
TEL 045 (833) 7100
FAX 045 (832) 7246